

○成瀬守重君 我が国は四面を海に囲まれて、また資源の乏しい我が国が資源を確保する輸送路はほとんどが海洋によるものであります。海洋はそれだけではなくて、我が国の安全を守り、防衛の面でも大変重要であります。海洋国家日本にとって、海洋の秩序が守られることは最も望ましいことであります。

そのためにこのたびの国連海洋法条約を批准しなければならないことは申しますまでもありませんが、特に早期に批准しなければならないその必要性について外務大臣にお伺いしたいと思います。

○國務大臣(池田行彦君) ただいま成瀬委員御指摘のとおり、我が国は世界でも主要な海洋国家でございます。そして、我が国が存立していくためには、御指摘にもございました資源その他の必要な物資を海を利用して我が国に輸入しなくちゃいけませんし、また一方において、輸出も含めまして通商が大変重要なものでございます。そのためには、御指摘もございました海の秩序といふものは大変大切なものでござります。

さらに漁業あるいは深海底の資源等々、そういった観点からも、海洋国家たる我が国にとりましては海の秩序といふものは大変大切なものでござります。また、御指摘のありました安全保障面の考慮も十分あり得ましよう。

そういうことで、海洋国家としての我が国は長期的かつ総合的な国益に沿うものであると、それが今回の海洋法条約を早期に締結して安定した海洋の法的秩序を確立する必要がある最大の理由であると考えます。

それからさらには、なぜ早期にという点で具体的に一、二申し上げさせていただきますと、実は、例えばこの海洋法条約が成立いたしました暁には国際海洋法裁判所というものが設置されることになつておりますが、この裁判官選挙につきましては既に、この条約について国会の御承認をいただくなことを前提に、我が国から裁判官候補として山本草一上智大学教授を指名しております。しかし、この指名が最終的に有効であるためには、我が国として今月末までにこの条約を締結すること

が条件となつております。そういった観点からいしているところでございます。

さらにもう一点申し上げますと、深海底の鉱区の権利を確保するという観点から申しますと、これは十一月の半ば、十六日だと思いましたが、それまでに承認をしておくことが必要とされており、このようにことでございます。

その規定によって極力早期の御承認をお願い申上げる次第でございます。

○成瀬守重君 最初に、領海関係についてちょっと伺いたいと思います。領海制度に関して、国連海洋法条約の一つの大好きな意義は、沿岸国にとって有害とみなされる通常航が十二項目にわたって具体的に列挙されていることだと思いますが、これらの十二項目は例示的なるものであつて、通常に直接関係のない他の行動の規定によって包括的に判断できるように有害であるか無害であるかの最終判断はこれらの一項目以外のものを含めて沿岸国が独自に行えると理解するんですが、この点についてどうでしょうか。

また、外國軍艦の領海通過について我が国がどのような判断基準で臨むのか。日本に寄港するような場合には当然通告があり、我が国はこれを許可することになると思うが、領海をすゝとかすめで通るような場合は事前通告を求めるなど、何らかの措置をとることがあるのかどうか。また、武力による威嚇に当たるかどうかといった判断はどうか。

また、外國軍艦の領海通過について我が国がどうつからざるに、なぜ早期にという点で具体的に一、二申し上げさせていただきますと、実は、

これにはおっしゃいますように、我が方といたしましては、基本的には例示的な規定であって、無害通航というのは本来沿岸国の平和秩

序または安全を害しない、こういうことであつて、その判断は基本的には沿岸国が判断すべきものであるというふうに思います。ただ、沿岸国が勝手に何でもこれは無害通航でないという判断を

されば、軍艦とおっしゃいましたけれども、あるいは核搭載艦のことをおっしゃつておるのかと思いますが、核搭載艦の問題につきましては、これが領海を通ることについては我が方といたしましては無害通航と認めないと、こういう立場でございます。

○成瀬守重君 その点については、また次にお伺いしたいと思います。

非核三原則との関係で、我が国は核兵器を持たずつからず持ち込ませずとの非核三原則を国是としてきましたが、橋本総理はさきの国会答弁においても政府は国連海洋法会議で「我が国は基本政策としての非核三原則の維持と同時に、海運国として可能な限り自由な通航の確保という二つの要請を同時に確保すべく、慎重に対処した」と、これは平成八年五月の衆議院の本会議でおっしゃつておられるわけです。

従来から我が国が非核三原則をとっている以上、核を積んで一時なりとも領海を通過すること

は

言わ

れ

た

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

所、国際司法裁判所等四つの裁判所の中から自由に手続を選択できることになつておりますが、我が国はいかなる手続を選択するのか、また我が国との間に海洋の境界画定について問題を抱えてい る中国、韓国、コロナなどいかなる手続を選択する

○政府委員(谷内正太郎君) だいま先生御指摘のように、紛争解決の手段といたしまして、基本的に国際海洋法裁判所、国際司法裁判所、それから中裁裁判所、特別中裁裁判所と四つがあるわけ
のか、この点について伺いたいと思ひます。

でございます。我が國としましては特に国際海洋法裁判所、これについて選択するのかどうかといふところを踏まへておる一つです。さあ一ミリナレゴ

「ところを相談しておるるにござりますけれども、この条約に署名し、これを批准し、もしくはこれに加入するときに、あるいはまたその後いつでもその選択ができるわけでございまして、現在この条約を締結している九十一カ国のうち本件宣言を行つてゐる国は十一カ国にすぎない状況でござります。

政府といたしましては、国際海洋法裁判所が果たし得る役割について期待しているところでござりますけれども、実際の手続きの選択については、今後各締約国の動向も十分勘案した上で適切な対応を行っていきたいというのが現在の立場でございます。

既に我が国を入れて八カ国が立候補していると伺っております。アジアで立候補している国はどこの国かわかつておりますか。

○政府委員(谷内正太郎君) レバノン、韓国、スリランカ、インド、フィリピン、サイプラス、中國、日本、以上八カ国でござります。

○成瀬守重君 このうち裁判官選出のための要件である批准をまだ完了していないのはどこです
か。

○成瀬守重君 そういった意味においても、我が國の早期批准はぜひお願いしたいと思います。

我が国では既に、先ほど大臣のお話にもございましたように、山本草二上智大学教授を指名して立候補したと伺っております。裁判官は公平誠実でなければならぬけれども、我が國出身の裁判官がいることはまさに望ましいことであり、ぜひとも山本教授の選出が実現することを願うものであります。政府は、山本教授の選出の可能性をどのように見ておられるか、また選出実現のためにどのような外交努力を行っているか、伺いたいと思います。

○國務大臣(池田行彦君) ただいまの御質疑でも明らかになりましたように、今回の裁判官の選舉につきましては多数の国がそれに関心を示し、現に立候補者の指名を行つております。事は選挙でござりますので、今の段階でまだ見通しを確たることを申し上げる段階には至っておりませんけれども、これまで外交当局といたしましてはいろいろな機会をとらえまして、我が国の指名者がいかに國際法、とりわけ國際海洋法の関係に通曉した方であるか、また公正な判断をされる方であるかということを説明してまいりました。私自身もいろいろな国との外相会談等を行う際に適宜そういうことを申し上げてきたところでございまます。

○成瀬守重君 次に、深海底の問題について伺いたいと思います。

一九八七年十二月に我が国は、フランスやロシアなどとともに、二三百海里の排他的經濟水域の外にある深海底に埋蔵されているマンガン、ニッケル、コバルト、銅などの天然資源の開発が可能なる鉱区を確保していると聞いていますが、これはどのような取り組みによるものなのか。この条約は、実施協定に我が国が参加してこれを締結すればこの鉱区に対する権利を自動的に我が国が手に入れることができると言われていますが、もしそうでなければ一体どうなるのか、こういった点について伺いたいと思います。

○政府委員(谷内正太郎君) この点につきましては、一九八二年四月に採択された多金属性の団塊に関する先行活動に対する予備投資を規定する決議Ⅱの規定によりまして、条約発効前に深海底開発に投資した者であつて一定の条件を満たす者としては、日本、フランス、ロシア、インドなどの先行投資者につきましては、国際海底機構及び国際海洋法裁判所のための準備委員会に対する登録料二十五万ドルの支払い、将来において機関の事業体の職員となる要員に対する訓練の実施等、一定の義務を履行することを条件として、最大七万五千平方キロメートルの先行鉱区を割り当てられることとなつたわけでございます。

しかしながら、我が国の先行投資者は、一九八四年にフランス及びロシアの鉱区と重複いたしまして、この重複した鉱区を申請した形になつたため、準備委員会におきまして重複問題の解決のために交渉を行つたわけでございます。

準備委員会の議長の仲介の結果、これら三者が決議Ⅱに従つて負う義務が一部調整されまして、結果として鉱区重複問題が解決され、一九八七年十一月に鉱区の割り当てが決定されたという経緯がござります。

それから、鉱区に対する権利の確保の問題でございますけれども、これは実施協定の附属書において承認されることを要請することができる」ととなっておるわけです。そのような要請がなされた場合には、当該主体の属する国が条約締約国

あるいは実施協定の暫定適用国であることを条件としたしまして、ほぼ自動的に業務計画が承認される旨規定されておるわけでございます。

我が国の事業者であるのは深海資源開発株式会社と申しますが、この登録された先行投資者に該当するわけでございます。期限内に業務計画の承認を受けることによって鉱区に対する権利を確保すると、こういう方針でございまして、先ほど大臣の方からも申されましたように、もし本年十一月十六日以降この条約を批准しておませんと、かかる権利が確保できない危険性があるというところでございます。

○成瀬守重君 わかりました。そういう意味においても、ぜひともこれはやはり早期批准にひとつ御尽力いただかなければならぬということを感じるわけでございます。

ただいま挙げました国際海洋法裁判所の裁判官の立候補の問題や、今、審議官の言われた深海底の天然資源の確保といった問題だけではなくて、漁業問題や海洋秩序の問題など我が国にとってゆるがせにできない重要な問題をこのたびの国連海洋法条約の批准は持っていると思われますので、このような点を考えて本当に一日も早く批准が実現できるよう、そういう点についての再度外務大臣の御決意を承りたいと思います。

○国務大臣(池田行彦君) 先刻来委員からも御指摘がござりますように、また政府側からも御答弁を申し上げましたように、海洋国家としての日本の総合的な利益という観点からも、それからまた具体的には裁判官の選挙、あるいはただいま御論議のございました深海底の資源に係る鉱区の関連におきましても、これは一刻も早く我が国として批准の手続をとるべきものと考える次第でござります。

そういう意味におきまして、当委員会におきましても早期に御承認を賜ることを政府としても切にお願い申し上げたい、このように考える次第でございます。

船艇、また航空機等もあるわけでありまして、これから予算編成の過程におきまして関係省庁の十分な御理解を得て最大限の努力をしてその体制に万全を期してまいりたい、このように考えております。

○成瀬守重君 本条約の一日も早い批准を願つて、質問を終わらせていただきます。

○鷲谷博昭君 自由民主党の鷲谷博昭でございます。成瀬委員に続きまして、私は水産関係を中心とし御質問をさせていただきます。

世界の漁業生産は、一九八八年の一億トンをピークに過減状態ということございまして、世界の水産資源はもはや上限状態にあるのではないとかと指摘をされております。我が国におきましても、一九八八年の千三百万トンをピークに停滞を続けておりまして、一昨年は八百万トン、昨年は遂に七百五十万トンを割り込む状況になりました。八年間で約五百五十万トンの減少であります。しかも、昨年は遠洋、沖合、沿岸、いわゆる海面漁業すべてで減少を見ているところであります。水産物は我が国国民の動物性たんぱく質の四〇%を供給しておりますけれども、魚介類の自給率はかつての一〇〇%から七〇%まで落ち込んで、今や世界最大の水産物輸入国になっているわけであります。

そこで、まず新海洋法時代に当たりまして、世界の水産物需給の見通し、そして我が国の対応、さらには我が国水産業の今後のあり方をどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

○国務大臣(大原一三君) 今、委員御指摘のとおり、世界的な水産物需給の動向というのは、中長期的に見ましても逼迫していくものと思います。特に、先進国においては健康に対する関心の高まり、また開発途上国における人口の増加や経済成

長に伴う生活水準の向上等、世界の魚介類の需要は今後高まっていくものと思われます。FAOが最近行つた予測によりましても、二〇一〇年ごろには現在の価格水準では一億一千から一億二千万トンの需要が出るだろう、にもかかわらず供給量は七千万トンから一億トンぎりぎりではないのかと。

こういうことを考えますときに、我々いたしましても、この新しい海洋秩序のもとに的確な資源管理を行い、また今まで行ってきましたつくべく適正な活動ができるよう、今回の海洋法条約をいわば起点にいたしまして、新しい政策の展開をぜひとも充実させていく必要があると思っております。

○鷲谷博昭君 次に、海洋生物資源の保存及び管理制度に関する法律案につきまして何点かお伺いをいたします。

今回の条約に関連する国内措置の最も重要な事項の一つは漁獲可能量、TAC制度の導入であろうかと思います。この制度を円滑に運用してまいりますためには、対象資源の生物学的な調査により、資源量、資源変動のメカニズム等を把握する

ことが不可欠であります。これが、対象魚種につきましてはどのようなものを考えておられるのか。

それから、水産資源は、よく言われますように、自律的に再生産が行われる特徴を持つているわけですので、漁獲量を適切な水準に保てば永続的な漁獲が可能であるということになります。そ

こで、法案では、漁獲可能量は、継続的に最大の生産量を実現できる水準に資源を維持することを目的として、漁業経営なども勘案して決める」といたしております。いわば生物学的に見た資源の保護とともに、漁業経営の維持存続という両面を判断するということになつてゐるわけであります。これで、この新しい制度が効果を発揮するためには、生物学的な資源量をより的確に適用して漁獲可能量を決める必要があるわけであります。

この漁獲可能量を決めるに当たつてどのような対策、方針を持つておられるのか。また、漁獲可能量導入のための資源調査を政府では昨年から五年計画で進めておられるようですが、今後この条約に関連して資源調査をどのような体制で進めようとしているのか、あわせてお伺いをいたします。

○政府委員(東久雄君) まず、先生御質問の対象の魚種でございますが、これは三つの基準で選んでいくという考え方でございます。

一つは、漁獲量、消費量が我が国で非常に多いもの、これは国民生活上重要な魚種になります。それから二つ目は資源状況が非常に悪化しているもの、例えばズワイガニ等でございます。それから三つ目としましては周辺海域で外国漁船が相当漁獲しているもの、こういうものを基準にして選んでいくということにしております。ただ、その場合に資源調査というものがやはり基礎でございますから、それの蓄積といふもの、我が国はもう二十年近く蓄積を持っておりますけれども、それが十分発揮できるかどうかということが一つのポイントでございます。

したがいまして、当面はマイワシ、マアジ、サバ類、これも幾つかのサバがございます。それからサンマ、スケトウダラ、ズワイガニというようなものを念頭に置いておりますが、最終的には中央漁業調整審議会の御意見を聞きながらやっていきたいというふうに考えております。これは、科学的知見等が積み重ねられますればどんどんふやっていくつもりでございます。

それから、漁獲可能量を決める場合とは二十から三十ぐらいの魚種で管理しているのが通例でございます。できるだけふやしていかたいというふうに考えております。

それから次にTAC、いわゆる漁獲可能量の決め方でございますが、先生御指摘のとおり科学的データを基礎としてやるということが非常に大事でございます。ただ、急激な変化というものは漁業経営者に大変大きな影響を与えるので、そういうものを社会的、経済的因素を勘案して決めております。

このTAC制度を導入して資源を適正な水準に維持管理するということになりますと、もう一つ問題になつてくるのはいわゆる減船ということです。従来は資源の減少で漁業経営が苦しくなつて減船するという場合には、いわゆるスクランプに要する経費あるいは残存する漁業者が共補償をやる場合の金利負担というようなものを講じてきたわけでありますけれども、本年度からは

六

一定の条件を満たす減船の場合はこの両方を同時に受けることができるようにもなっているようです。

ただ、外交交渉等による減船の場合はまた特別
交付税とか長期低利融資等の手厚い保護もなされ
てきているようですが、TACをより効果
的に実施していくためには減船が避けて通れない
ということであれば、外交交渉による減船と同等
のもの、あるいは要するに生活及び雇用の安定の
ための救済措置というものがしっかりと図られな
ければならないのではないかと思うわけであります
す。

さらに休漁の問題題がございましたが、休漁をきましては、実はそれはTACのいわゆる上限来てということになりますので、そこまでの量とつてているという状況になるわけでございますただ、これを短期間にとるというのは魚価をときどきにどさんと落としてしまうことになりますで、そういうところを漁業者の間でよく調整をながらやっていくことで、協定制度も新に組み込んでおりまして、できるだけそういう漁というようなことにならないよう、またそういう事態になつてもそれまでの間に必要量といふとか、目的量は達しているというふうに考えておわけでござります。

このTAC導入に伴う漁船の休漁措置。そしてさらに休漁、これまでも自主的な休漁みたいなものは漁業組合等々の中で行われてきたわけですが、今回は別な形の休漁ということとも考えられるのではないか。休漁については今までほとんど助成措置というのではないわけでありますけれども、こういう場合にはどのような対応を考えておられるのか、あわせてお伺いをいたします。

○政府委員(東久雄君) ます、今回のTAC制度による量的管理をやります場合には、長期的には国内の漁業生産量の増大につながるというふうに考えております。そういう意味では、長期的には漁業経営にプラスの面があるというふうに考えるわけでございます。

また、当面でございますが、先ほどもちょっとお話し申し上げましたとおり、やはり無理のないようやつていくということで、直ちに大幅な減船だとか休漁補償というようなことに結びつくような形がとれるのかどうか。これは漁業者の意見をよく聞いてそういう形をとっていく。その場合に、実は平成八年度から既にそういう方向へといたことでちよつと減船のやり方を変えたのは、資源管理型の漁業をおやりになる方の減船について今御指摘の共補償とそれからスクラップの両方を両立させていくようなシステムを今回はとつておりまして、そういうことも活用できるかと思いま

さらに休漁の問題がございましたが、休漁を引きましては、実はそれはTACのいわゆる上限来てということになりますので、そこまでの量をとっているという状況になるわけございませんただ、これを短期間にとるというのは魚価をそろそろときによくと落としてしまうことになりますで、そういうところを漁業者の間でよく調整をしながらやっていくということで、協定制度も新しく組み込んでおりまして、できるだけそういう漁というようなことにならないよう、またそういう事態になつてもそれまでの間に必要量といふか目的量は達しているというふうに考えておわけございます。

しかし、いずれにしましても、これからは相当構造的な変換をやっていく必要があると用います。これもむちゃに上からやっていくということではなくて、話し合いの中でやっていかなければならぬ面があると思います。それらにつきましては、今後その影響等をよく勘案いたしまして、その措置等は考えるべきところは考えていくふうにしていきたいと考えております。

○鷲谷博昭君 漁業者への手厚い救済措置をぜひとも申し上げたいと思います。

それから、本法案の第十七条にいわゆる報告務というものがあります。漁獲可能量制度を田に運用するには漁獲についての迅速かつ正確な情報の収集ということはもちろん不可欠なわけでありますけれども、そのためには情報ネットワークづくりが必要になってくるわけであります。短時間でそのようなネットワークを整備するのはかなり難しいと思しますけれども、これをどのように整備していかれるお考えなのか。

あわせて、大きな漁協とか漁業者はそれでお応が現在でも可能なかもせんけれども、いところも出てくるのではないかという感じがいたします。十八条には立入検査の定めもあります。

し、「二十二条には罰則規定もありますけれども、こうした漁業者への対応等も含めて、この報告についてはどのように進めていかれるお考えなのか、お伺いをいたしたいと思います。

○政府委員(東久雄君)　ただいま先生御指摘の十七条の報告でございますが、これは「指定漁業等」というふうに書いてございまして、実は小さな漁業者の報告はなかなか無理があるという上で、義務をつけておりますのは主として大臣許可漁業と知事許可漁業、漁船による、小型もござりますけれども、割合に大きな船でやることが中心になります。

そのほかの漁業といたしましては遊漁、いわゆる釣り等、これは全部の漁獲量で二万トン程度のものでございますし、それからまた定置網、「これももう網を設けておりますから大体どれぐらい」とかれるかというものは経験的に把握しております。廿四同漁業権による漁業、これは地先の一定の水面でございますが、これもある程度把握しております。そういうものをもとにして漁獲量といふものを、一部そういう推計をやりながら把握していく、という構えをとつておりますし、義務をつけるのはそういうふうに割合大きなところを中心にしていきます。

なお、漁獲量についての報告、これは時期的に少しずれる可能性がございますが、報告の義務があるということは今もそれは変わらないわけでございまして、その辺十分報告がとれるような方針というものを考えております。そういうことで、報告内容についても、今までどこの水域で幾ことったというふうな報告までさせておったものをお少し整理するというようなこともして、できるだけ過重にならないよう工夫していくたいというふうに考えております。

なお、採捕量の報告に加えまして、産地市場での取扱量をコンピューターシステムを利用して報告させるシステムをこの平成八年度から予算措置として講じておりまして、それも整備をして、両方から漁獲量を的確につかまえていきたいというふうに考えております。

ふうに考えております。

○鷹谷博昭君 報告を要しないものもあるという
ことでありますけれども、特に難しいのではないか
かと思われるものは知事管理漁業に関するもので
す。知事は 都道府県計画も立てなければなら
ない、あるいは漁獲可能量の県内への配分とい
う仕事もありますし、今申し上げたような報告を
しっかりと徴収しなければならないという役割も
また負うわけであります。

そういう意味で、この制度的確に運用するた
めには都道府県の果たす役割というものは非常に
大きくなってくるのではないかと思っているわけ
ですが、都道府県との協力協調体制をどう図つ
いくのか、また事務量増加に伴う人員とかあるい
は財源措置等はどうのように考えておられるのか、
あわせてお尋ねをいたします。

○政府委員(東久雄君) まず、現行の漁業管理体制
というのは、先生御指摘のとおり、知事許可漁
業と、相当全国に行き渡っているものは大臣許可
漁業というような形で分けて管理しております。
この体制をとるに当たりまして、都道府県にも
入っていただいて研究会等で検討をしてきたところ
で、その議論につきましても、現在の管理制度
の上に立って新しい制度をという形を強く希望さ
れまして、それを踏まえた形になつております。
したがいまして、現在の管理のシステムが大き
く変化をすることはないと思いますが、先
生御指摘のとおり、事務量等の問題がございま
す。したがいまして、これからも関係者等から十分
意見を聞いて、業務が円滑に実施できるように
適切に対処していくという対応でやっていきたい
と思っております。突然新しい制度を組み込んだ
のではなくて、無理のないように今までの制度の
上に乗せているという形を御理解いただきたいと
思います。

近隣の県との共同実施が望ましい、あるいはまだせざるを得ないという場面が想定されるわけあります。複数の県が共同してTACを実施する場合の問題点をどのように考えておられるのかということが一つ。

それからあわせて、例えば仮に宮城県でイカナゴという、これはコウナゴとかいろんな呼び名がありますけれども、TACを実施した場合に、沿岸漁業につきましては知事がいわゆる漁獲量管理をできるわけですけれども、沖合については大臣管理ということになってしまいます。そこで、知事は農水大臣に協力を要請することができるということにはなっておりますけれども、実効性については大変難しいことがたくさんあるのではないかという感じがいたします。

最近も宮城県でメロウド紛争というのが再燃をいたしました。十年ほど前に沿岸と沖合の方々で大変な紛争がありまして、スクランプの車を海に投げ捨てるという事件もあつたわけあります。ですが、今回もまた沖合と沿岸の方々とのメロウドをめぐる紛争というものが再燃をいたしております。こういう問題についてもどのように対応していかれるのか、あわせてお伺いをいたします。

○政府委員(東久雄君) 先生御指摘のとおり、大臣管理漁業と知事管理漁業との間、ないしは知事管理漁業同士の間で漁業調整というものが從来から大変多くございまして、これを調整するというのは大変な業務でございました。今も幾つか地域によってはそういう漁場競合という問題を起こす場合がまだございますが、これは從来から存在しておりますところでございまして、私どもは今回TACの制度を導入することによって、この漁業調整を再燃させるというようなことがないように、從来の操業秩序に十分配慮してTACの割り当てをやつていただきたいというふうに考えております。しかし、両者間で、特に都道府県間での話し合いで、なかなか難しいというようなときには、今までそうでございましたけれども、や

はり国としても調整に対応していく、今までの調

整の形と同じように、介入というとちょっと語弊

い等を十分に見きわめながら、この問題について

は積極的に前向きで取り組んでいきたいと、かよろしくお願いします。

漁業の間での競合、衝突が起ころういうようなところにつきましても、これはもう先生御指摘のとおり、それこそ昔から、俗な言葉で血の雨が降る

ます。そういうことのないようにできるだけの調整を我々の方としてもやっていきたいというふうに考えております。

○鷲谷博昭君 ゼひそうした方向でお取り組みをいただきますようにお願いを申し上げたいと思います。

○鷲谷博昭君 ゼひそうした方向でお取り組みをいただきますようにお願いを申し上げたいと思います。

それから、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律案につきまして一点だけお伺いをいたします。

いわゆるリフラッギング、カツオ、マグロなど漁業規制を規定する条約を締結している国の国民が条約による漁獲規制を逃るために船籍を条約を締結していない国に移して乱獲をするという大変悪質な行為ということになつてているわけであります。

そこで、新しい海洋法時代を迎え、国内における関連法案も整備されることから、この際、水産日本の復活というようないい願いを込めながら、長期ビジョンの策定あるいは水産基本法制定等に取り組んでいくべきではないかというふうに考えます。

実は、私の出身の宮城県も日本のマグロの四分の一をとっていますが、こうした違法行為での乱獲によりまして価格破壊が起きて、大変な痛手をこうむっているわけであります。

そこで、沿岸国と漁業国との間でルールづくりをする努力義務もこの海洋法条約にはござりますけれども、これから関係諸外国との協議を通じて、今はまだございませんが例えれば太平洋まぐろ類保存条約のような北部太平洋における条約等も含め、国際的な管理体制を整えていくことが必要ではないかと思いますが、それに対するお考えをお伺いいたしたいと思います。

同時に、こうした違法行為で漁獲した魚を輸入してはならないというような国際協定をつくるよ

うなことを我が国が提唱することも考えるべきではないかと思いますが、リフラッギングへの対策についてはお答えを伺いたいと思います。

○鷲谷博昭君 時間がありませんから、最後に一点点だけお伺いをいたします。

水産資源保護法の一部を改正する法律案でありますけれども、今回の法律案では、いわゆる輸入に当たって検査証明書での輸入ということになつ

ておるところがございましたが、これはF.A.Oにおいてもこれを正すための規則というものが新たにできております。先生御指摘のとおり国連海洋法条約、もう一つは、まだこの間草案ができ上がつたばかりでござります。

ども公海漁業協定というものの、両方とも高度回遊性魚種は国際的な管理のもとに置いていくと。そ

の

中で、今の便宣置籍船の問題があるものですから、適切な措置をということがFAOでやられて

いるということです。

○鷲谷博昭君 ゼひそうした方向でお取り組みを

いたします。

○鷲谷博昭君 ゼひそうした方向でお取り組みをいたします。

それから次に、いわゆる便宣置籍の船に対し

て、そういう国際的な資源管理に協力しない者に對して輸入規制措置等を講ずるべきではないかと、いう御意見でござります。この点につきましては、I.C.C.A.T.、いわゆる大西洋のまぐろ類の保存委員会におきましては、一つのアクションプログラムという形でそういう国からの輸入規制を必要だと認めめた場合にはやれと。必要というのは、機関が認めた場合にはやれという条項もございま

す。

これらは、国際的な貿易ルールというものの中で、国際的な理解を求める上でやつていかなければならぬという制約があると思いますけれども、

そういう国際的な機関での方向が出てきた場合には我が方としても対応をしていくという考え方でいかなければならぬというふうに考えております。

○鷲谷博昭君 時間がありませんから、最後に一

点だけお伺いをいたします。

水産資源保護法の一部を改正する法律案でありますけれども、今回の法律案では、いわゆる輸入に当たって検査証明書での輸入ということになつておるわけですが、輸入禁止規定、輸入はしない

という規定をあえて導入しなかつた理由について

お伺いをいたします。

○政府委員(東久雄君) リフラッギング、便宜置籍船という呼び方をいたしておりますが、これにつきましてはF.A.Oにおいてもこれを正すための規則というものが新たにできております。先生御指

摘のとおり国連海洋法条約、もう一つは、まだこ

の間草案ができ上がりでござりますけれ

○政府委員(東久雄君) 水産物につきましては、先生御承知のとおり、水の中に入つて初めて伝染病が蔓延する。そうすると、空気伝染とか接触伝染というような形ではないために非常に限られた海域のところが汚染されるという傾向がござります。

したかいまして、今各国ともそういう傾向でござ

と思ひますが、その前に、関連で一、三お尋ねをしたいと思っております。

先日の本会議で基本的なことについては大体御答弁いただいたおりますが、その中で我が国が条約の批准が遅いというお話を申し上げました。外務大臣の方から非常に真摯な、また丁寧な御答弁をおうなづいております。

については質問があります、検討すべきですというようなことを言うと、それが初めて検討される、そうでないものはそのまま政府が承認されたものとして条約を締結しますというようなことがある、そうなんですね。

○國務大臣(池田行彦君) 我が國といたしましては、これまで条約を締結する、あるいは御承認を求める際に、やはり締結した以上はその条約に定められたところを誠実に履行していくかなくちゃならない。そういう観点から、慎重に国内法制との整合性というものを検討して進めていくとう、こういった方針で当たってまいりました。

さいますけれども、ある一定の地域で汚染されても、いいということがはっきりしているものについては、そこでよほど悪意を持つてほかの海域へもう一度移し直したりというようなことをやらない限りは病原菌に侵されるということはないものですから、世界的にもヨーロッパ並びにアメリカでもそういうシステムでございますが、無病証明という形での輸入をさせていくことにいたしましたわけございます。

先日の本会議で基本的なことについては大体御答弁いたしておりますが、その中で我が國が条約の批准が遅いというお話を申し上げました。外務大臣の方から非常に真摯な、また丁寧な御答弁をいただきております。

これは一般論でありまして、例えば今までの例を見ますと、条約法条約（通称ウイーン条約）と言つておりますが、これなども発効が昭和五十五年の一月、日本が条約を締結しましたのが五十六年の八月、こういう重要な条約でもおくれて条約を締結している。それで、このウイーン条約なんというのは直接直ちに何か行使するとかいうようないことではないので実効上差し支えなかつたというようなことがあるかと思いますが、条約の種類によつては、たゞいつの間にか使つてしまつたりする場合もあるのです。

については質問があります、検討すべきですといふようなことを言うと、それが初めて検討される。そうでないものはそのまま政府が承認されたものとして条約を締結しますというようなことがあるうなんですね。

それから、これも英國の例ですが、たしかマーチャント・シッピング・アクトというのがあります。そこで、その中で、海上における人命の安全の問題として、それから海洋汚染の問題、この関係の条約を締結するための承認については運輸大臣にその権限を委任する、それらに関する国内法の制定についても運輸大臣の権限とする、こう書いてあります。そういうこともありまして、我が国の場合、直ちにそういうようなことができるかどうかといえど非常に問題が多い点があるかとは思います。

○國務大臣(池田行彦君) 我が国といたしましては、これまで条約を締結する、あるいは御承認を求める際に、やはり締結した以上はその条約に定められたところを誠実に履行していくかなくちゃならない。そういう観点から、慎重に国内法制との整合性というものを検討して進めていくといふ、こういった方針で当たってまいりました。そういう観点から申しまして、基本的には条約締結に伴つて必要となる国内法制とあわせて検討をし、そしてその双方をそろえて国会に提出し、御審議をちょうだいするという、こういうことでやってまいったわけでござります。しかしながら、一方におきまして、ただいまも委員御指摘のように、そのことも一つの原因となつて御審議をお願いする時間がぎりぎりになつたというケースもあつたということは率直に認めざるを得ない、こう思ひます。

いすれにしましても、これはこれまで十分対応できることを考えておりますけれども、例えば国際監査委員会事務局といふところで、こういう問題を取り扱つておるわけでございますが、将来、それらの検討状況等をうかがつて、そhei変つておる

と思ひますが、その前に、関連で一、二お尋ねをしたいと思つております。

先日の本会議で基本的なことについては大体網答弁いただいておりますが、その中で我が国が条約の批准が遅いというお話を申し上げました。外務大臣の方から非常に真摯な、また丁寧な御答弁をいただきております。

これは一般論でありまして、例えば今までの例を見ますと、条約法条約、通称ウイーン条約と言つておりますが、これなども発効が昭和五十九年の一月、日本が条約を締結しましたのが五十六年の八月、こういう重要な条約でもおくれて条約を締結している。それで、このウイーン条約なんというのは直接直ちに何か行使するとかいうようなことではないので実効上差し支えなかつたというようなことがあるかと思いますが、条約の種類が、どうか内容によっては我が国の発言権が、発言力が弱まるような場面もあるんじやないか、そういうふうな感じがしておりますお話を申し上げたわけです。

については質問があります、検討すべきですというようなことを言うと、それが初めて検討される。そうでないものはそのまま政府が承認されたものとして条約を締結しますというようなことがあるそうなんですね。

それから、これも英國の例ですが、たしかマーチャント・シッピング・アクトというのがありますして、その中で、海上における人命の安全の問題、それから海洋汚染の問題、この関係の条約を締結するための承認については運輸大臣にその権限を委任する、それらに関する国内法の制定についても運輸大臣の権限とする、こう書いてあります。そういったこともありますて、我が国の場合、直ちにそういうようなことができるかどうかといえれば非常に問題が多い点があるかとは思いまます。

今度の海洋法条約ですが、これは膨大な条約ですから、事務方の作業が相当大変だったんじゃないかなと思います。正訳をつくるだけでも非常に大変な作業だったろうと思いますし、それから國內法にそれに条文を張らざるを得ないところも多

○國務大臣(池田行彦君) 我が国といたしましては、これまで条約を締結する、あるいは御承認を求める際に、やはり締結した以上はその条約に定められたところを誠実に履行していくかなくちゃならない。そういう観点から、慎重に国内法制との整合性というものを検討して進めていくといふ、こういった方針で当たってまいりました。

そういう観点から申しまして、基本的には条約締結に伴つて必要となる国内法制とあわせて検討をし、そしてその双方をそろえて国会に提出し、御審議をちょうだいするという、こういうことでやってまいつたわけござります。しかしながら、一方におきまして、ただいまも委員御指摘のように、そのことも一つの原因となつて御審議をお願いする時間がぎりぎりになつたという角度もあったたなどとは率直に認めざるを得ない、と、こう思ひます。

今後ともどういうふうにするかということですが、かつてのよう二国間条約が主流であった時代はそれで基本的によかつたかもしけまさらなければ、見直りようこそ多国籍の条約が進む

うようなことがありましたら、それは再度検討してくるべきで、そのよした点が条件が悪くてくると、それがならぬところも出てくるかとも思います。が、今のところはこれでやつていけるというふうに考えております。

と思いますが、その前に、関連で一、三お尋ねをしたいと思っております。

先日の本会議で基本的なことについては大体御答弁いたしておりますが、その中で我が国が条約の批准が遅いというお話を申し上げました。外務大臣の方から非常に真摯な、また丁寧な御答弁をいただきました。

これは一般論でありまして、例えば今までの例を見ますと、条約法条約（通称ウイーン条約）と、言つておりますが、これなども発効が昭和五十五年の一月、日本が条約を締結したのが五十六年の八月、こういう重要な条約でもおくれて条約を締結している。それで、このウイーン条約なんというのは直接直ちに何か行使するとかいうようなことではないので実効上差し支えなかつたというようなことがあるかと思いますが、条約の種類によっては我が国の発言権が、発言力が弱まるような場面もあるんじゃないか、そういうような感じがしておりますお話し申し上げたわけです。

それで、ぎりぎりになつてそういう条約の締結の承認を求めてくるというようなことになりますと、例えば国会が解散されてしまつと次の年までどうにもならないというようなことがあります、現実にそういうことが起こつたことが、

については質問があります、検討すべきです」というふうなことを言うと、それが初めて検討される。そうでないものはそのまま政府が承認されたものとして条約を締結しますというふうなことがある。そなんです。

それから、これも英國の例ですが、たしかマーチャント・シッピング・アクトというのがあります。して、その中で、海上における人命の安全の問題、それから海洋汚染の問題、この関係の条約を締結するための承認については運輸大臣にその権限を委任する、それらに関する国内法の制定についても運輸大臣の権限とする、こう書いてあります。そういうこともありますて、我が国の場合、直ちにそういうようなことができるかどうかといえば非常に問題が多い点があるかとは思います。

今度の海洋法条約ですが、これは膨大な条約ですから、事務方の作業が相当大変だったんじゃないかなと私は思います。正訳をつくるだけでも非常に大変な作業だったと思うと思いますし、それから国内法とそれに条約を照らしてそれで落ちがないかどうか、そういうところを精査していく、それも大変な作業だったのではないかと思います。

こういう大条約ばかりではありませんで、国内法の措置ができるという見通しのもとに条約だけ

○國務大臣(池田行彦君) 我が国といたしましては、これまで条約を締結する、あるいは御承認を求める際に、やはり締結した以上はその条約に定められたところを誠実に履行していくかなくやならない。そういう観点から、慎重に国内法制との整合性というものを検討して進めていくといふ、こういった方針で当たってまいりました。

そういう観点から申しまして、基本的には条約締結に伴つて必要となる国内法とあわせて検討をし、そしてその双方をそろえて国会に提出し、御審議をちょうだいするという、こういうことでやつてしまひたわけでござります。しかしながら、一方におきまして、ただいまも委員官御指摘のように、そのことも一つの原因となつて御審議をお願いする時間がぎりぎりになつたという観点もあったということとは率直に認めざるを得ないと、こう思います。

今後ともどういうふうにするかということになりますが、かつてのよう二国間条約が主流であった時代はそれで基本的によかつたかも知れませんけれども、現在のように多国間の条約が随分ウエートが高まってきた、そしてそれを批准しているかいないかによって、御指摘のように国際社会において我が国がいろいろな対応をいたす場合に、決定的に不利ということではないにしまして

○鶴谷博昭君 禁止規定がないわけですから、情報をしつかり収集していただいて、諸外国との協力体制も図りながら対応をしていただきたいとうふうに思います。

と思いますが、その前に、関連で一、三お尋ねをしたいと思っております。

先日の本会議で基本的なことについては大体御答弁いただいておりますが、その中で我が国が条約の批准が遅いというお話を申し上げました。外務大臣の方から非常に真摯な、また丁寧な御答弁をいただいたております。

これは一般論でありまして、例えば今までの例を見ますと、条約法条約（通称ウイーン条約）と言つておりますが、これなども発効が昭和五十五年の一月、日本が条約を締結したのが五十六年の八月、こういう重要な条約でもおくれて条約を締結している。それで、このウイーン条約なんというのは直接直ちに何か行使するとかいうようなことではないので実効上差し支えなかったということではあるが、条約の種類によっては我が国の発言権が、発言力が弱まるような場面もあるんじやないか、そういうような感じがしておりますとお話し申し上げたわけです。

それで、ぎりぎりになつてそういう条約の締結の承認を求めてくるというようになりますと、例えば国会が解散されてしまうと次の年までどうにもならないというようなことがありますのが、現実にそういうようなことが起こったことがあります。そのとき、締約国各國にその事情を説明しまして我が國のものを受け入れてもらうといふような措置をしておりますが、条約の中身によつては非常に技術的な内容でそれほど審議を要しない、そういうようなものもあるわけであります。ですが、そういったものをどういうふうに扱つていい

については質問があります、検討すべきですといふようなことを言うと、それが初めて検討される。そうでないものはそのまま政府が承認されたものとして条約を締結しますというようなことがある。そうなんですね。

それから、これも英國の例ですが、たしかマーチャント・シッピング・アクトというのがあります。そこで、その中で、海上における人命の安全の問題、それから海洋汚染の問題、この関係の条約を締結するための承認については運輸大臣にその権限を委任する、それらに関する国内法の制定についても運輸大臣の権限とする、こう書いてあります。そういうこともありますて、我が国の場合、直ちにそういうようなことができるかどうかといえば非常に問題が多い点があるかとは思いますが。

今度の海洋法条約ですが、これは膨大な条約ですから、事務方の作業が相当大変だったんじゃないかなあと私は思います。正訳をつくるだけでも非常に大変な作業だったと思うと思いますし、それから國內法とともに条約を照らしてそれで落ちがなきかどうか、そういうところを精査していく、それも大変な作業だったのではないかと思います。

こういう大条約ばかりではありませんで、國內法の措置ができるという見通しのもとに条約だけ締結したという例があります。例えば宇宙三條約、これは国内の法制化が必要だったと私は思いますが、國內法の制定をしてないで条約の批准をしている、そういうような例もあるわけです。私が申し上げたいのは、条約の締結についてどうしてもぎりぎりになってしまって、というようなこと

○國務大臣(池田行彦君) 我が国といたしましては、これまで条約を締結する、あるいは御承認を求める際に、やはり締結した以上はその条約に定められたところを誠実に履行していくかくなきならない。そういう観点から、慎重に国内法制との整合性というものを検討して進めていくとよい、こういった方針で当たってまいりました。

そういう観点から申しまして、基本的には条約締結に伴つて必要となる国内法制とあわせて検討をし、そしてその双方をそろえて国会に提出し、御審議をちょうだいするという、こういうことでやってまいったわけでございます。しかしながら、一方におきまして、ただいまも委員官指摘のように、そのことも一つの原因となつて御審議をお願いする時間がぎりぎりになつたというケースもあつたということは率直に認めざるを得ないと、こう思います。

今後ともどういうふうにするかということですが、かつてのよう二国間条約が主流であった時代はそれで基本的によかつたかも知れませんけれども、現在のように多国間の条約が随分ウエートが高まってきた、そしてそれを批准しているかないいかによって、御指摘のように国際社会において我が国がいろいろな対応をいたす場合に、決定的に不利ということではないにしまして、締結をしておればもう少し対応が楽なんだがなという、そういったケースがあるということは事実だと思います。そういうこといろいろ考えてはまいりたいと思います。

しかし、ただいまイギリスの例をお挙げになりましたけれども、やはりそのところは各国それ

○委員長(寺澤芳男君) 委員の異動について御報
告いたします。

と思ひますが、その前に、関連で一、三お尋ねをしたいと思つております。

先日の本会議で基本的なことについては大体網答弁いただいておりますが、その中で我が国が条約の批准が遅いというお話を申し上げました。外務大臣の方から非常に真摯な、また丁寧な御答弁をいただいたおります。

これは一般論でありまして、例えば今までの例を見ますと、条約法条約、通称ウイーン条約と言つておりますが、これなども発効が昭和五十五年の一月、日本が条約を締結しましたのが五十六年の八月、こういう重要な条約でもおくれて条約を締結している。それで、このウイーン条約なんというのは直接直ちに何か行使するとかいうようないことはないので実効上差し支えなかつたといふようなことがあります。ですが、条約の種類によっては我が国の発言権が、発言権が、発言力が弱まるような場面もあるんじやないか、そういうような感じがしておりますお話し申し上げたわけです。

それで、ぎりぎりになつてそういう条約の締結の承認を求めてくると、いうようになりますと、例えば国会が解散されてしまつと次の年までどうにもならないというようなことがあります。が、現実にそういうようなことが起こつたことがあります。そのとき、締約国各國にその事情を説明しまして我が國のものを受け入れてもらうといふような措置をしておりますが、条約の中身によつては非常に技術的な内容でそれほど審議を要しない、そういうようなものもあるわけであります。が、そういうふうに扱つてますが、そういうふうなことを一つの問題ではないかとかというようなことも思つております。

については質問があります、検討すべきですといふようなことを言うと、それが初めて検討される。そうでないものはそのまま政府が承認されたものとして条約を締結しますというようなことがあるそなんなんです。

それから、これも英國の例ですが、たしかマーチャント・シッピング・アクトというのがありますして、その中で、海上における人命の安全の問題、それから海洋汚染の問題、この関係の条約を締結するための承認については運輸大臣にその権限を委任する、それらに関する国内法の制定についても運輸大臣の権限とする、こう書いてあります。そういうこともありまして、我が国の場合、直ちにそういうようなことができるかどうかといえれば非常に問題が多い点があるかとは思いますが。

今度の海洋法条約ですが、これは膨大な条約ですから、事務方の作業が相当大変だったんじゃないかな、いかと私は思います。正訳をつくるだけでも非常に大変な作業だったろうと思いますし、それから國內法とそれに条約を照らしてそれで落ちがないかどうか、そういうところを精査していく、それも大変な作業だったのではないかと思います。

こういう大条約ばかりではありませんで、國內法の措置ができるという見通しのもとに条約だけ結したという例があります。例えば宇宙三条約、これは國內の法制化が必要だったと私は思いますが、國內法の制定をしないで条約の批准をしている、そういうような例もあるわけです。

私が申し上げたいのは、条約の締結についてどうしてもぎりぎりになってしまってどうなつたについては、外務省の方にも言い分があるだろうと思うんです。その辺、外務省側も検討をしていただいて、国会がもうできるだけそれにこたえます。

○國務大臣(池田行彦君) 我が国といたしましては、これまで条約を締結する、あるいは御承認を求める際に、やはり締結した以上はその条約に定められたところを誠実に履行していくかなくちゃならない。そういう観点から、慎重に国内法制との整合性というものを検討して進めていくといふ、こういった方針で当たってまいりました。
そういう観点から申しまして、基本的には条約締結に伴つて必要となる国内法制とあわせて検討をし、そしてその双方をそろえて国会に提出し、御審議をちょうだいするという、こういうことでやってまいったわけでござります。しかしながら、一方におきまして、ただいまも委員御指摘のように、そのことも一つの原因となつて御審議をお願いする時間がぎりぎりになつたというケースもあつたということは率直に認めざるを得ない、と、こう思ひます。

今後ともどういうふうにするかということございますが、かつてのよう二国間条約が主流であつた時代はそれで基本的によかつたかもせんけれども、現在のように多国間の条約が随分ウエートが高まってきた、そしてそれを批准しているかいないかによって、御指摘のように国際社会において我が国がいろいろな対応をいたす場合に、決定的に不利ということではないにしまして、締結をしておればもう少し対応が楽なんんだがなという、そういったケースがあるということは事実だと思います。そういうことでいろいろ考えてはまいりたいと思います。

しかし、ただいまイギリスの例をお挙げになりましたけれども、やはりそこのこところは各國それぞれに法制度の違いもあり、あるいは議会と行政府との関係も国によつて違つがござりますので、直ちにイギリスの制度を我が国ととは申しません

本日、照屋寛徳君が委員を辞任され、その補欠として大瀬絹子君が選任されました。

と思いますが、その前に、関連で一、三お尋ねを
答弁いただいておりますが、その中で我が国が条
約の批准が遅いというお話を申し上げました。外
務大臣の方から非常に真摯な、また丁寧な御答弁
をいただいております。

これは一般論でありまして、例えば今までの例
を見ますと、条約法条約、通称ウイーン条約と
言つておりますが、これなども発効が昭和五十五
年の一月、日本が条約を締結しましたのが五十六
年の八月、こういう重要な条約でもおくれて条約
を締結している。それで、このウイーン条約なん
というのは直接直ちに何か行使するとかいうよう
なことではないので実効上差し支えなかつたとい
うようなことがあるかと思いますが、条約の種類
というか内容によっては我が国の発言権が、発言
力が弱まるような場面もあるんじやないか、そう
いうような感じがしておりますお話し申し上げ
たわけです。

それで、ぎりぎりになつてそういう条約の締結
の承認を求めてくるというようになります
と、例えば国会が解散されてしまつて次の年まで
どうにもならないというようなことがあります
が、現実にそういうよくなことが起つたことがあります。
あります。そのとき、締約国各國にその事情を説
明しまして我が國のものを受け入れてもらうとい
うような措置をしておりますが、条約の中身に
よつては非常に技術的な内容でそれほど審議を要
しない、そういうよくなるものもあるわけであります
が、そういうものをどういうふうに扱つてい
くかというようなことも一つの問題ではないかと
思つております。

英國議会の例ですが、条約締結の承認を議会に
求めてきた場合に、ことしはこういう条約を締結
しますよということを議会の席下にかけてあるん
だそうです。これは私が確認したわけじゃあり
ません、話を聞いただけですが。それで、関心の
ある人がそれを一つずつめくついて、これに

については質問があります、検討すべきです」というふうなことを言うと、それが初めて検討される、そうでないものはそのまま政府が承認されたものとして条約を締結しますというふうなことがある、そなんです。

それから、これも英國の例ですが、たしかマーチャント・シッピング・アクトというのがありますして、その中で、海上における人命の安全の問題、それから海洋汚染の問題、この関係の条約を締結するための承認については運輸大臣にその権限を委任する、それらに関する国内法の制定についても運輸大臣の権限とする、こう書いてあります。そういったこともありまして、我が国の場合、直ちにそういうようなことができるかどうかといえば非常に問題が多い点があるかとは思います。

今度の海洋法条約ですが、これは膨大な条約ですから、事務方の作業が相当大変だったんじやないかと私は思います。正誤をつくるだけでも非常に大変な作業だったろうと思いますし、それから國內法とそれに条約を照らしてそれで落ちがないかどうか、そういうところを精査していく、それも大変な作業だったのではないかなと思います。

こういう大条約ばかりではありませんで、国内法の措置ができるという見通しのもとに条約だけ結ぶたという例があります。例えば宇宙三条約、これは国内の法制化が必要だったと私は思いますが、国内法の制定をしないで条約の批准をしている、そういうような例もあるわけです。

私が申し上げたいのは、条約の締結についてどうしてもぎりぎりになってしまって、どうなつていても、外務省の方にも言い分があるだらうと思うんです。その辺、外務省側も検討をしていただいて、国会がもうできるだけそれにこたえていく、それがこれから国際社会での我が国が強い立場でいろんな場に臨める、そういうような基本ではないかと思いますが、その辺について外務大臣からちょっとお話ししただけれどと思いま

○國務大臣(池田行彦君) 我が国といたしましては、これまで条約を締結する、あるいは御承認を求める際に、やはり締結した以上はその条約に定められたところを誠実に履行していくしかない。そういう方針で当たってまいりました。
そういう観点から申しまして、基本的には条約締結に伴つて必要となる国内法制とあわせて検討をし、そしてその双方をそろえて国会に提出し、御審議をちょうだいするという、こういうことでやつてしまつたわけでございます。しかしながら、一方におきまして、ただいまも委員御指摘のように、そのことも一つの原因となつて御審議をお願いする時間がぎりぎりになつたというケースもあつたということは率直に認めざるを得ないと、こう思ひます。
今後ともどういうふうにするかということになりますが、かつてのようない一国間条約が主流であつた時代はそれで基本的によかつたかも知れませんけれども、現在のように多国間の条約が随分ウエートが高まつてきた、そしてそれを批准しているかいないかによって、御指摘のように国際社会において我が国がいろいろな対応をいたす場合に、決定的に不利ということではないにしましても、締結をしておればもう少し対応が楽なんだがなという、そういうケースがあるということは事実だと思います。そういうことでいろいろ考えてはまいりたいと思います。
しかし、ただいまイギリスの例をお挙げになりましたけれども、やはりそのところは各國それぞれに法制度の違いもあり、あるいは議会と行政府との関係も国によつて違ひがございますので、直ちにイギリスの制度を我が国では申しませんけれども、そのところは、先ほど申しましたような一般原則は今後とも維持しなくてはならないと思ひますけれども、具体的なケースによりましては、先生御指摘のごございましたような観点を考え、政府としてもいろいろの原則とは違つた手法を

とることもあり得ると。そのときには国会の方ともいろいろ御相談いたしまして、また御配慮をお願いするということもあり得るかと存する次第でございます。大切な研究の課題だと認識している次第でございます。

○戸田邦司君 ひとつ外務省の内部で御検討をいただければと思います。

今、条約がおくれているという話をしたわけですが、一九七三年の油以外の物質による海洋汚染の場合における公海上の措置に関する議定書という条約があります。それから、油による海洋汚染の場合における公海上の措置に関する条約というのがあります。油と油以外と分けて条約ができるのがあります。油と油以外による海洋汚染の場合における公海上の措置に関する条約、通称措置条約、いるわけですが、油による海洋汚染の場合における公海上の措置に関する条約、通称措置条約、こう呼んでいたように思います。これは既に相当前に批准しておりますが、この油以外の物質によるという議定書の方はまだ批准していかつたと思うんです。海洋法条約の傘の下でこういうようなものが運営されている。

しかも、この条約の中身というのは非常に激しい条約として、公海上で沿岸国に海洋汚染がもたらされるというような場合に、その船を場合によつては沈めてもいいというような内容の条約になつてきているわけでして、これは油以外の物質によってそういうような汚染が起つりそうな場合に、我が國の場合どういうような対応ができるのかという点については非常に疑問があります。それで、この議定書を批准していない理由をちょっとお話ししていただきたいと思います。

○政府委員(朝海和夫君) 御指摘の一九七三年の油以外の物質による海洋汚染の場合における公海上の措置に関する議定書でございますが、これは油以外の物質による汚染から自国民の利益を保護する、そのため必要な措置を公海上でとることができるといったような内容の条約でございます。

政府としましては、この議定書の締結についてこれまで御承知のとおり鉛意検討してきたところ

でございますけれども、この議定書の実施のための国内法の整備などに関しましてなお相当の時間を要するという状態でございます。

○戸田邦司君 今までの経緯といいますか、それについては私もある程度わかつていてるつもりですが、ロンドン・ダンピング・コンベンション、ロ

ンドン条約ですね、海洋投棄に関するロンドン条約については、放射性物質は規制法の方で、それ以外のものは海洋汚染防止法の方で、そういうような仕分けで取り組んでおりますが、この中に油以外の物質に放射性物質が含まれるところが一つ非常に難しいようになります。

ケミカルなどでなかなか物性がわからないとい

うような話もありますが、それはほかの条約です。ういう物性をある程度確定しておりますので、そういうようなことが理由になつてゐるとは思えないわけで、その辺一つ穴があいている部分になりますから、特別立法を考えるか、法制度上の整理をもう一度直してもららうか、そういうようなことをもう一度直してもららうか、そういうようなことでこの議定書もできるだけ早く批准していただきたいと思います。その条約関係はそれで結構です。

次に、今度の条約の締結に伴いまして、漁業関係の問題ですが、今度TACを定めて、それで船ごとに漁獲高をきちっと把握する、そういうような方向になるというふうに聞いておりますが、これまで漁船の総トン数がたびたび問題になりまして、黙つて見ていると必ず不法改造をやる、少しでも船を大きくしたいというようなことで不法改造成が行われていたように思います。漁獲高を把握するようになれば、これまで許可対象漁業で漁船の総トン数が必ず定められておりましたが、総ト

ン数については船の安全上の問題あるいは乗組員の居住性の問題などを考慮して、直ちにということにはいかないかもしれません、総トン数の枠をある程度緩めていつてもいいんじやないかと考えます。

○戸田邦司君 直ちにというわけにはいかないか

と思いますが、ひとつ将来の方向として御検討をいただければと思います。

それでは次に、領海法関係に入らせていただき

ます。

○政府委員(東久雄君) 先生の御指摘の点でござりますが、漁獲努力量制度といつものつくるときに、今回いろいろと話し合いを続けて、無理のないような導入を図らなければならない。したがいまして、当面漁獲努力量、いわゆる船の大きさとか航日数等、漁労日数とかそういうものも出てくると思いますが、そういうものないしはいわゆる漁業調整の現状を今直ちにこのために変更します。

一つの疑問は、どうして今まで直線基線を採用してこなかつたんだろうか。これは我が国の権益の問題にもかかわることでありますから、直線基線を採用してしかるべきではなかつたかといふことになります。

それから、直線基線を採用する場合に、国際法上許されていると我が国が宣言すればいいわけですか。そういうようなことで国際法上許されて

いる最大限の線を引くべきではないか、そういう基準を採用してしかるべきではなかつたかといふことになりますが、我が国としてどういうようないふことになりますが、その辺もあわせてお伺いしたいと思います。

○政府委員(西田芳弘君) お答えいたします。現行の領海法が制定されましたのは、先生御指摘のとおり、昭和五十二年でございます。その当時、調査し得たところによりますと、国際社会全体でも直線基線を採用しているのは二十一カ国程度でございました。我が国といいたしましては、各

国の国家実行の趨勢を見るのが適当であるとい

うことです。居住性を犠牲にしてでも安全性をといふことはあります。居住性といふことから先ほどの点が御指摘あったのだろうと思いますが、当面はちょっと無理な点があるんではないかといふふうに考えておりります。

○戸田邦司君 直ちにというわけにはいかないかと思いますが、ひとつ将来の方向として御検討をいただければと思います。

それでは次に、領海法関係に入らせていただき

ます。

○政府委員(東久雄君) 先生の御指摘の点でござりますが、漁獲努力量制度といつものつくるときに、今回いろいろと話し合いを続けて、無理のないような導入を図らなければならない。したがいまして、当面漁獲努力量、いわゆる船の大きさとか航日数等、漁労日数とかそういうものも出

てくると思いますが、そういうものないしはいわゆる漁業調整の現状を今直ちにこのために変更します。

○政府委員(西田芳弘君) お答えいたします。

現行の領海法が制定されたのは、先生御指

摘要のとおり、昭和五十二年でございます。その当

時、調査し得たところによりますと、国際社会全

体でも直線基線を採用しているのは二十一カ国程

度でございました。我が国といいたしましては、各

国の国家実行の趨勢を見るのが適当であるとい

うことです。居住性を犠牲にしてでも安全性をといふことはあります。居住性といふことから先ほどの点が御指

摘要のとおり、昭和五十二年でございます。その当

時、調査し得たところによりますと、国際社会全

体でも直線基線を採用しているのは二十一カ国程

度でございました。我が国といいたしましては、各

国の国家実行の趨勢を見るのが適当であるとい

うことです。居住性を犠牲にしてでも安全性をといふことはあります。居住性といふことから先ほどの点が御指

摘要のとおり、昭和五十二年でございます。その当

時、調査し得たところによりますと、国際社会全

体でも直線基線を採用しているのは二十一カ国程

度でございました。我が国といいたしましては、各

国の国家実行の趨勢を見るのが適當であるとい

うことです。居住性を犠牲にしてでも安全性をといふことはあります。居住性といふことから先ほどの点が御指

摘要のとおり、昭和五十二年でございます。その当

時、調査し得たところによりますと、国際社会全

の基準の点を御質問でございました。直線基線につきましては、国連海洋法条約第七条に定めるところによりましてこれを引くことにしておりま

す。国連海洋法条約七条によりますれば、海岸線が著しく曲折しているとか、あるいは海岸に沿って至近距離に一連の島がある場所に直線基線を引くことができるということになつておるものでござります。我が国が直線基線を引くに当たりましても、これらの国際法上の要件を満たし、国際的に許容される限度というものを見きわめつつ、検討を進めているところでございます。

○戸田邦司君 この領海の基線によって接続水域とか他の経済水域も変わってくることになりますので、我が国の権益といいますか権利の行使を考えますと最大限に引くべきである、しかもなるべく早くということではないかと思います。そういうことを考へると、できるだけ早く政令を定めて、具体的な場所を明らかにする必要があると思いま

すので、その辺についてはどのようにお考へで

しょうか。

○政府委員(西田芳弘君) 今般提出申し上げました領海法の一部改正法案におきましては、直線基線は御指摘のとおり政令で定めることとしております。政府といたしましても、できるだけ早期にこの直線基線に係る政令を制定する必要があるといふうに考えておりまして、御指摘の趣旨を踏まえつつ鋭意検討を進めてまいりたいと考えております。

○戸田邦司君 今回の条約で接続水域を領海基線から二十四海里、こういうふうに定められております。前の領海法では接続水域の幅は基線から十二海里、そういうふうに定められておりましたので、我が国が十二海里の領海を設定した場合に、接続水域を定める意味がなかったといったふうなことがあります。今回、接続水域を二十四海里まで拡大できるというようなことで、我が国にとっては非常に有効な制度になると思いますが、今回の接続水域の設定の具体的意義というのは、一体どういうようなところにあるか、その点につい

て御説明いただきたいと思います。

○政府委員(森野裕君) 御指摘のとおり、今回接続水域が設定されると、我が国の領域におきま

す、例えば通関あるいは財政といった関係法令に違反します行為の防止あるいは処罰のために必要な措置をとることができることになるわけでござります。

いまして、海上における取り締まりの観点から大

変適切な対処が可能になるというふうに考えてお

ります。

具体的には、接続水域におきまして、先ほど来お話をございました多発化、巧妙化しております銃器あるいは薬物等の密輸あるいは密入国といった事犯に対しまして、これを早期に発見し、領海内への侵入を拒絶することが可能になるというふうに非常に効果があるものと考へております。

○戸田邦司君 今回の海洋法条約の中では、前

の領海条約に比べまして領海内の無害通航権、いわゆるノンセントパッセージですが、この無害通航

権の条件がかなり具体的に示されておりま

す。基本的には沿岸国の平和、秩序、安全を保

ないということで、それの具体的な例が条約の中

に明確に書かれておりますが、この平和、秩序、

安全の意味は具体的にはどういうふうに考えら

いいのか。

○政府委員(西田芳弘君) この中で、安全は、条約案文上は「セキュリティ」と書いてあります。セーフティーの安全ではないセキュリティーと書いてありますが、その辺の意味についてひとつ明確に御説明いただければと思います。

○政府委員(谷内正太郎君) 今、先生御指摘の平

面で、安全とは安全を害するということの意味でござりますけれども、例えば沿岸国の主権に対する軍事的またはその他の脅威をもたらすこと、沿

岸国に対する重大な法益侵害をもたらすことなど

を意味するものと考えております。

○戸田邦司君 この条項の起草経緯によりますと、通航が沿岸の平和、秩序または安全を害するか否かはそ

の点についても

ころでござります。

○戸田邦司君 具体的な事例についてははきちつと

しておかないと取り締まりがなかなか難しいといふ点がありますから、その辺については実際の取扱いに当たって係官が困ることがないよう

な、そういうような連絡あるいは指導が必要では

ないかと思います。

次の問題ですが、海上保安庁法の一部改正であります。今度の庁法の改正のポイント、これは

船の航行停止とか航路変更というようなことを海上保安官が犯罪予防などのために措置を発動で

きる、そういうようなことを明確にしまして、現場の海上保安官が的確に対応できるようになつた

という点ではないかと思います。

具体的には十八条の改正になるわけであります

が、従来の十八条というのは非常に漠然と書いて

あります。政府といたしましても、できるだけ早期にこの規定になつたわけです。今回はこれらの

点について要件がかなり具体的に規定されたといふことで、現場の海上保安官も海上犯罪の防止のための措置がとりやすくなつたということではな

いかと思います。

領海法の改正で新しく設定されることになります

した接続水域、これも密航とか密輸とか犯罪を防

止する、そういうような点から非常に強力な体制

がとれるようになつたわけであります。今回の

海上保安庁法の規定の整備によって接続水域における密航あるいは密輸の防止のために具体的に

どういうような措置ができるようになつたか、お

話しいただきたいと思います。

○政府委員(森野裕君) ただいまお話をとおり、現在の海上保安庁法では、海上保安官がそういう

強制的な措置を講ずる場合に当たつての要件が非

常にあいまいと申しますが抽象的に規定されてお

ります。現実問題としてなかなかそれを発動させることができ難いという状況でございました。今回の改正では、その発動要件を明確にいたしましたが、密航者を捕まえて、それで横浜での密航者を勾留監理していたというようなことがありました。海上保安庁の話によりますと、ああいうようなことがあっても別に予算がふえるわけでも何でもなくて、保安庁の予算の中からああいうような費用を出していかなければならぬ、海上保安庁

にとつては非常に痛手になる、非常に面倒な問題でもあるというような話を聞いております。海上保安庁が密航者を捕まえて、それで入管にお知らせするというようやり方で今まで仕事が進められていたように思いますが、入国管理局はもつと積極的に海上保安庁と連携をとりながら密航者を把握する、捕まえる、事前にいろんな対応ができるようにすべきじゃないかと思います。

ちょっとと言葉は過ぎるかもしませんが、法務省入国管理局は若干腰が引けているんじゃないかな。捕まえてくれれば我が方の仕事になりますよと、こう言っているよりも受け取られるわけでも、その辺、密航事件について今後入管行政として新たな対応が必要じゃないかと思います。また、海上保安庁などのそういうような機関との連携とか協力、そういう体制ももっと深めていかなければならぬということではないかと思いませんが、その二点についてお伺いしたいと思います。

○説明員(安田博延君) 接続水域の設定によりまして我が国の権限行使が拡大されることとなり、同水域において我が国の関係機関による不法入出国等の出入国管理及び難民認定法違反の防止措置及び領海内で行われた違反行為に対して刑事訴訟法上の手続をとることが可能となり、これまで以上に不法入国の防止等に効果を発揮するものと考えています。

船舶による不法入国事案が増加していることから、入国管理局といたしましては、從前から海上保安庁等関係機関ともその防止等について連携をとつて対応してきているところであります。今後とも関係機関との連携を強め適切に対応していくことを考えております。

○戸田邦司君 大変結構な答弁なんですが、紋切り型でなくて、もう少し連携を密にして対応していただきたいと思います。お願いします。

次に、海洋汚染関係で一点お伺いしたいと思います。

○戸田邦司君 このボンド金の額などについて

は、罰金とのバランスといいますか、その辺もよ

く考えて今回その額を設定することになっている

と思いますが、初めてのケースでもありますので運用はひとつ注意深くということになるのかな

と、こう思っております。

最後になりましたが、先ほどもちょっとお話を

出でていますと補正予算で措置してもらつて

何年か見ていますと補正予算で措置してもらつて

いる。補正予算も非常にありがたいんじゃない

と思いますが、船艇が大きくなつていつてもほか

の運用のための予算は拡大しない。例えば、燃料費とかそういうものが直接影響するわけですが、そういうものは拡大しないで船艇は少し大型の強力なものにしてもらっている。

海上保安庁の中でのその辺の運用が非常に大変だ

という話も聞いておりますが、運輸省幹とか海上保安庁幹とかいうことを言いますと非常に整備が難しくなるという点がありますので、その辺も配慮をしていただいて、船艇、航空機の整備、人材の育成、増員も必要になつてくると思いますし、そういう運用面のための経費も見てもらわなければならぬというようなことで、運輸大臣は大蔵大臣とその辺をよくお話し合つて、なかなか強力な大蔵大臣ですから諂ひ得するのが大変だらうとは思いますが、ひとつ運輸大臣にその辺のお心づもりについてお伺いしまして、私の質問を終わ

ります。

○戸田邦司君 このボンド金の額などについて

は、罰金とのバランスといいますか、その辺もよ

く考えて今回その額を設定することになっている

と思いますが、初めてのケースでもありますので

運用はひとつ注意深くということになるのかな

と、こう思っております。

今回こうしていわゆる海洋法の特別委員会をお

つくりいただき、関連するいろいろな法案がある

わけでありますので、御指摘のように予算の編成に当たりましてはよく大蔵大臣ともいろいろ折衝

し、また関係の皆さん方の御理解をいただきまし

て体制の強化のために万全を尽くしてまいりたい

と、このように考えております。

○戸田邦司君 ありがとうございました。

○山崎力君 平成会の山崎でございます。

今も出ておりましたが、海上保安庁の巡視船艇、航空機、そついたいわゆる機材の整備 今回相当海

部を改正する法律案というのが出ていまして、こ

れは科学技術庁の炉規制法も同じような立て方に

なつておりますが、いわゆる違反者を捕まえた場

合にボンド制度 ボンドをとつてそれで釈放する

という仕組みになつておりますが、海洋污染防治

について御説明いただきたいと思います。

○政府委員(栗野裕君) 御案内とのおり、海洋法を改正して海洋汚染事犯にボンド制度なるもの導入することになった理由と、それから具体的にボンド制度はどのような制度であるかという点について御説明いただきたいと思います。

野につきまして沿岸国的情報権を排他的経済水域条約では海洋環境の保護あるいは保全といった分

まで拡大しておるわけでございますが、その一方で外国船舶がそうした海域で海洋汚染事犯を引き起こした場合に長期にわたって船舶を拘束すると

いうことになりますと、船舶運航をする側にとりますとかなりの不利益になるということを配慮いたしまして、保証金の提供などといった合理的な手続に従うことを条件として速やかに釈放する制

度を設けることが求められておるわけでございます。このため、今回の改正におきまして、違反者の刑事手続への出頭等を担保する保証金の提供を条件としまして速やかに釈放を行うといういわゆるボンド制度の導入を図ることとしたものでございました。

具体的には、外國船舶に係ります海洋汚染防止法違反について違反者を逮捕いたしました場合等に再出頭などを担保する保証金の提供を受けます。このため、今回の改正におきまして、違反者が再び領海内で行なわれた違反行為に対して刑罰手続等の出頭等をとることが可能となり、これまで以上に不法入国の防止等に効果を發揮するものと考えています。

船舶による不法入国事案が増加していることから、入国管理局といたしましては、從前から海上保安庁等関係機関ともその防止等について連携をとつて対応してきているところであります。今後とも関係機関との連携を強め適切に対応していくことを考えております。

○戸田邦司君 大変結構な答弁なんですが、紋切り型でなくて、もう少し連携を密にして対応していただきたいと思います。お願いします。

次に、海洋汚染関係で一点お伺いしたいと思います。

○戸田邦司君 このボンド金の額などについて

は、罰金とのバランスといいますか、その辺もよ

く考えて今回その額を設定することになっている

と思いますが、初めてのケースでもありますので

運用はひとつ注意深くということになるのかな

と、こう思っております。

今回こうしていわゆる海洋法の特別委員会をお

つくりいただき、関連するいろいろな法案がある

わけでありますので、御指摘のように予算の編成

に当たりましてはよく大蔵大臣ともいろいろ折衝

し、また関係の皆さん方の御理解をいただきまし

て体制の強化のために万全を尽くしてまいりたい

と、このように考えております。

○戸田邦司君 ありがとうございました。

○山崎力君 平成会の山崎でございます。

今も出ておりましたが、海上保安庁の巡視船艇、航空機、そついたいわゆる機材の整備 今回相当海

部を改正する法律案というのが出ていまして、こ

れは科学技術庁の炉規制法も同じような立て方に

なつておりますが、いわゆる違反者を捕まえた場

合にボンド制度 ボンドをとつてそれで釈放する

という仕組みになつておりますが、海洋污染防治

について御説明いただきたいと思います。

○政府委員(栗野裕君) 御案内とのおり、海洋法を改正して海洋汚染事犯にボンド制度なるもの導入することになった理由と、それから具体的にボンド制度はどのような制度であるかという点について御説明いただきたいと思います。

野につきまして沿岸国的情報権を排他的経済水域条約では海洋環境の保護あるいは保全といった分

まで拡大しておるわけでございますが、その一方で外国船舶がそうした海域で海洋汚染事犯を引き

起こした場合に長期にわたって船舶を拘束すると

いうことになりますと、船舶運航をする側にとりますとかなりの不利益になるということを配慮いたしまして、保証金の提供などといった合理的な手続に従うことを条件として速やかに釈放する制

度を設けることが求められておるわけでございます。このため、今回の改正におきまして、違反者の

刑事手続への出頭等を担保する保証金の提供を

条件としまして速やかに釈放を行うといういわゆ

るボンド制度の導入を図ることとしたものでございました。

具体的には、外國船舶に係ります海洋汚染防止法違反について違反者を逮捕いたしました場合等に再出頭などを担保する保証金の提供を受けます。このため、今回の改正におきまして、違反者が再び領海内で行なわれた違反行為に対して刑罰手続等の出頭等をとることが可能となり、これまで以上に不法入国の防止等に効果を發揮するものと考えています。

船舶による不法入国事案が増加していることから、入国管理局といたしましては、從前から海上保安庁等関係機関ともその防止等について連携をとつて対応してきているところであります。今後とも関係機関との連携を強め適切に対応していくことを考えております。

○戸田邦司君 大変結構な答弁なんですが、紋切り型でなくて、もう少し連携を密にして対応していただきたいと思います。お願いします。

次に、海洋汚染関係で一点お伺いしたいと思います。

○戸田邦司君 このボンド金の額などについて

は、罰金とのバランスといいますか、その辺もよ

く考えて今回その額を設定することになっている

と思いますが、初めてのケースでもありますので

運用はひとつ注意深くということになるのかな

と、こう思っております。

今回こうしていわゆる海洋法の特別委員会をお

つくりいただき、関連するいろいろな法案がある

わけでありますので、御指摘のように予算の編成

に当たりましてはよく大蔵大臣ともいろいろ折衝

し、また関係の皆さん方の御理解をいただきまし

て体制の強化のために万全を尽くしてまいりたい

と、このように考えております。

○戸田邦司君 ありがとうございました。

○山崎力君 平成会の山崎でございます。

今も出ておりましたが、海上保安庁の巡視船艇、航空機、そついたいわゆる機材の整備 今回相当海

部を改正する法律案というのが出ていまして、こ

れは科学技術庁の炉規制法も同じような立て方に

なつておりますが、いわゆる違反者を捕まえた場

合にボンド制度 ボンドをとつてそれで釈放する

という仕組みになつておりますが、海洋污染防治

について御説明いただきたいと思います。

○政府委員(栗野裕君) 御案内とのおり、海洋法を改正して海洋汚染事犯にボンド制度なるもの導入することになった理由と、それから具体的にボンド制度はどのような制度であるかという点について御説明いただきたいと思います。

野につきまして沿岸国的情報権を排他的経済水域条約では海洋環境の保護あるいは保全といった分

まで拡大しておるわけでございますが、その一方で外国船舶がそうした海域で海洋汚染事犯を引き

起こした場合に長期にわたって船舶を拘束すると

いうことになりますと、船舶運航をする側にとりますとかなりの不利益になるということを配慮いたしまして、保証金の提供などといった合理的な手続に従うことを条件として速やかに釈放する制

度を設けることが求められておるわけでございます。このため、今回の改正におきまして、違反者の

刑事手続への出頭等を担保する保証金の提供を

条件としまして速やかに釈放を行うといういわゆ

るボンド制度の導入を図ることとしたものでございました。

具体的には、外國船舶に係ります海洋汚染防止法違反について違反者を逮捕いたしました場合等に再出頭などを担保する保証金の提供を受けます。このため、今回の改正におきまして、違反者が再び領海内で行なわれた違反行為に対して刑罰手続等の出頭等をとることが可能となり、これまで以上に不法入国の防止等に効果を発揮するものと考えています。

船舶による不法入国事案が増加していることから、入国管理局といたしましては、從前から海上保安庁等関係機関ともその防止等について連携をとつて対応してきているところであります。今後とも関係機関との連携を強め適切に対応していくことを考えております。

○戸田邦司君 大変結構な答弁なんですが、紋切り型でなくて、もう少し連携を密にして対応していただきたいと思います。お願いします。

次に、海洋汚染関係で一点お伺いしたいと思います。

○戸田邦司君 このボンド金の額などについて

は、罰金とのバランスといいますか、その辺もよ

く考えて今回その額を設定することになっている

と思いますが、初めてのケースでもありますので

運用はひとつ注意深くということになるのかな

と、こう思っております。

今回こうしていわゆる海洋法の特別委員会をお

つくりいただき、関連するいろいろな法案がある

わけでありますので、御指摘のように予算の編成

に当たりましてはよく大蔵大臣ともいろいろ折衝

し、また関係の皆さん方の御理解をいただきまし

て体制の強化のために万全を尽くしてまいりたい

と、このように考えております。

○戸田邦司君 ありがとうございました。

○山崎力君 平成会の山崎でございます。

今も出ておりましたが、海上保安庁の巡視船艇、航空機、そついたいわゆる機材の整備 今回相当海

部を改正する法律案というのが出ていまして、こ

れは科学技術庁の炉規制法も同じような立て方に

なつておりますが、いわゆる違反者を捕まえた場

合にボンド制度 ボンドをとつてそれで釈放する

という仕組みになつておりますが、海洋污染防治

について御説明いただきたいと思います。

○政府委員(栗野裕君) 御案内とのおり、海洋法を改正して海洋汚染事犯にボンド制度なるもの導入することになった理由と、それから具体的にボンド制度はどのような制度であるかという点について御説明いただきたいと思います。

野につきまして沿岸国的情報権を排他的経済水域条約では海洋環境の保護あるいは保全といった分

まで拡大しておるわけでございますが、その一方で外国船舶がそうした海域で海洋汚染事犯を引き

起こした場合に長期にわたって船舶を拘束すると

いうことになりますと、船舶運航をする側にとりますとかなりの不利益になるということを配慮いたしまして、保証金の提供などといった合理的な手続に従うことを条件として速やかに釈放する制

度を設けることが求められておるわけでございます。このため、今回の改正におきまして、違反者の

刑事手続への出頭等を担保する保証金の提供を

条件としまして速やかに釈放を行うといういわゆ

るボンド制度の導入を図ることとしたものでございました。

具体的には、外國船舶に係ります海洋汚染防止法違反について違反者を逮捕いたしました場合等に再出頭などを担保する保証金の提供を受けます。このため、今回の改正におきまして、違反者が再び領海内で行なわれた違反行為に対して刑罰手続等の出頭等をとることが可能となり、これまで以上に不法入国の防止等に効果を発揮するものと考えています。

船舶による不法入国事案が増加していることから、入国管理局といたしましては、從前から海上保安庁等関係機関ともその防止等について連携をとつて対応してきているところであります。今後とも関係機関との連携を強め適切に対応していくことを考えております。

○戸田邦司君 大変結構な答弁なんですが、紋切り型でなくて、もう少し連携を密にして対応していただきたいと思います。お願いします。

次に、海洋汚染関係で一点お伺いしたいと思います。

○戸田邦司君 このボンド金の額などについて

は、罰金とのバランスといいますか、その辺もよ

く考えて今回その額を設定することになっている

と思いますが、初めてのケースでもありますので

運用はひとつ注意深くということになるのかな

と、こう思っております。

今回こうしていわゆる海洋法の特別委員会をお

つくりいただき、関連するいろいろな法案がある

わけでありますので、御指摘のように予算の編成

に当たりましてはよく大蔵大臣ともいろいろ折衝

し、また関係の皆さん方の御理解をいただきまし

て体制の強化のために万全を尽くしてまいりたい

と、このように考えております。

○戸田邦司君 ありがとうございました。

○山崎力君 平成会の山崎でございます。

今も出ておりましたが、海上保安庁の巡視船艇、航空機、そついたいわゆる機材の整備 今回相当海

部を改正する法律案というのが出ていまして、こ

れは科学技術庁の炉規制法も同じような立て方に

なつておりますが、いわゆる違反者を捕まえた場

合にボンド制度 ボンドをとつてそれで釈放する

という仕組みになつておりますが、海洋污染防治

について御説明いただきたいと思います。

○政府委員(栗野裕君) 御案内とのおり、海洋法を改正して海洋汚染事犯にボンド制度なるもの導入することになった理由と、それから具体的にボンド制度はどのような制度であるかという点について御説明いただきたいと思います。

野につきまして沿岸国的情報権を排他的経済水域条約では海洋環境の保護あるいは保全といった分

まで拡大しておるわけでございますが、その一方で外国船舶がそうした海域で海洋汚染事犯を引き

起こした場合に長期にわたって船舶を拘束すると

いうことになりますと、船舶運航をする側にとりますとかなりの不利益になるということを配慮いたしまして、保証金の提供などといった合理的な手続に従うことを条件として速やかに釈放する制

度を設けることが求められておるわけでございます。このため、今回の改正におきまして、違反者の

刑事手続への出頭等を担保する保証金の提供を

条件としまして速やかに釈放を行うといういわゆ

るボンド制度の導入を図ることとしたものでございました。

具体的には、外國船舶に係ります海洋汚染防止法違反について違反者を逮捕いたしました場合等に再出頭などを担保する保証金の提供を受けます。このため、今回の改正におきまして、違反者が再び領海内で行なわれた違反行為に対して刑罰手続等の出頭等をとることが可能となり、これまで以上に不法入国の防止等に効果を発揮するものと考えています。

船舶による不法入国事案が増加していることから、入国管理局といたしましては、從前から海上保安庁等関係機関ともその防止等について連携をとつて対応してきているところであります。今後とも関係機関との連携を強め適切に対応していくことを考えております。

○戸田邦司君 大変結構な答弁なんですが、紋切り型でなくて、もう少し連携を密にして対応していただきたいと思います。お願いします。

次に、海洋汚染関係で一点お伺いしたいと思います。

○戸田邦司君 このボンド金の額などについて

は、罰金とのバランスといいますか、その辺もよ

く考えて今回その額を設定することになっている

と思いますが、初めてのケースでもありますので

運用はひとつ注意深くということになるのかな

と、こう思っております。

今回こうしていわゆる海洋法の特別委員会をお

つくりいただき、関連するいろいろな法案がある

わけでありますので、御指摘のように予算の編成

に当たりましてはよく大蔵大臣ともいろいろ折衝

し、また関係の皆さん方の御理解をいただきまし

て体制の強化のために万全を尽くしてまいりたい

と、このように考えております。

○戸田邦司君 ありがとうございました。

また、実際に海洋投棄が行われたと仮定した場合、その違反の取り締まりに関する問題では、国連海洋法条約により我が国の管轄権が一般排他的経済水域等まで拡大をすることも踏まえまして、原子炉等規制法及び放射線障害防止法の履行を確保するため、今回の法改正において科学技術庁による立入検査及び報告収集の規定を整備するということにした次第でございます。

具体的ないろいろなことについては海上保安庁との間で緊密な連携を図つていかなければなりません。それについてはまた政府委員から御答弁申し上げますが、基本的なスタンスは以上申し上げたよくなことで放射性物質の海洋投棄の取り締まりに万全を尽くしてまいりたい、こう考えております。

○山崎力君 基本的な方針というのはそれで十分だと思つてますけれども、それではいざ具体的になると、どうするかという問題が出てこようかと思うんです。

専門知識といいますか、観測機材も含めて今科技術庁にそれに対応する機材はないと考えてよろしいかと思います。私の知るところでは、これと似た形で、技術予算で建造した放射能の調査艇といふ形で、海上保安庁で運用されておる。対象は横須賀、佐世保、沖縄、具体的に言えばアメリカの原子力艦艇の出入港の際に放射線異常がないかどうかを観測するということだらうと思うんです。

ただ、この三隻のやっている水域というのは極めて限定的などころでございまして、先ほどの答弁では、今度の条約によって海上保安庁の管轄といいますか、そういうところが七分の一ふえるということをおっしゃっていましたが、このことに関しては七分の一どころではない、もう何百倍も何千倍も水域はふえるわけでござります。それでは具体的にどういうふうな形で監視、取り締まりをしていくのかという点について御答弁願いたいと思います。

○政府委員(宮林正泰君) お答えさせていただきます。

放射性物質の海洋投棄の取り締まりにつきましては、海上保安庁と緊密な協力をしながら進めていかなければいけないところでございます。したがいまして、これにつきましては具体的な提携のあり方等々につきまして検討、調整を両庁で進めさせていただいております。

現段階においては、大体以下のようないろいろな進め方を考えているところでござります。

まず、放射性物質の海洋投棄の事実を発見する契機でございますが、こういうものにつきましては、海上保安庁の巡視船艇などが洋上において放射性物質と思われるものを投棄している船舶を発見する場合、放射性物質の海洋投棄の疑いに関する情報が、いろいろな方法はあると思いますが、当庁に入ってくる場合等が考えられるわけでござります。こうした場合には、当然直ちに当庁と海上保安庁との間で相互通報が行われて次のステップに移っていく、こういうことになります。例えば、海上保安庁の巡視船艇などが違反の疑いのある船舶を発見したような場合には、当庁が当該船舶に対する立入検査あるいは船舶の船長等からの報告聴取ということに着手するというふうになると思っております。

具体的な立入検査をやりますときには、これは基本的に洋上で行われることになります。それで、私どもの方はそういうふうな船舶あるいは航空機というようなものを所有しておりませんものですから、これらの要員あるいは資機材の現場への輸送ということにつきましては、海上保安庁の協力を得まして巡視船艇あるいは航空機などを活用して行うというふうなことを考えております。

それから、要員及び資機材の確保でございますが、これにつきましては科学技術庁の方も当然考慮していただきたいかなきゃいけない、こういうふうに思つておりますけれども、やはりかなり専門的知識を要する部分もございます。こういう部分について御答弁願は、日本原子力研究所あるいは放射線医学総合研

究所といったようなものを中心といたしましたいと思います。

したがいまして、特に最初の点、違反した疑いのある船艇を把握できるかどうかという点でござりますが、これにはいろんな情報がどうしてもやはり必要でございますので、これは科学技術庁さんの方と十分連携をとりながら情報把握に努めてまいります。また先ほど来、これは海上保安庁業務等の検査、資料の収集、分析等を通じまして放射性物質の投棄の有無を確認する、あるいはそういうふうな物質の特定といったような調査のための作業をいろいろ進めるわけでございます。その結果を海上保安官に提供いたしまして海上保安庁の捜査に協力し、このようないろいろな調査、捜査によりまして外國船舶に違反があるという事実が認められる場合には、担保金制度適用等適切な措置をとっていくというふうになるというふうに考えております。

それから、現場に到着いたしました後、当庁の立入検査官は船舶の関係者から質問あるいは書類等の検査、資料の収集、分析等を通じまして放射性物質の投棄の有無を確認する、あるいは効率的な運用

というのことを図りまして、現在でもいわゆる広域的な哨戒体制というものは実施しておるわけでございます。また先ほど来、これは海上保安庁業務全般として御説明しておりますとおり、私どもの船艇、航空機の充実強化、あるいは効率的な運用

というのことを図りまして、現在でもいわゆる広域的な哨戒体制というものは実施しておるわけでございます。また先ほど来、これは海上保安庁業務全般として御説明しておりますとおり、私どもの船艇、航空機の充実強化、あるいは効率的な運用

というのことを図りまして、現在でもいわゆる広域的な哨戒体制というものは実施しておるわけでございます。また先ほど来、これは海上保安庁業務全般として御説明しておりますとおり、私どもの船艇、航空機の充実強化、あるいは効率的な運用

○山崎力君 いずれにしましても、そうなつてきますと、一義的にといいますか、まず触角といいますか、実働の部分は技術さんというよりは海上保安庁さんの仕事がふえるといいますか、責任が重いといいますか、そういう状況になろう

ますか、実働の部分は技術さんといつぱりは海上保安庁さんの方の仕事がふえるといいますか、責任が重いといいますか、そういう状況になろう

かと思うんですが、現体制で海上保安庁の船艇、航空機、そういうたものにある程度の観測機材とある程度の教育を受けた人を載せるということで対応できるのでございましょうか。これに対しては、現実に今原子力で動いている船、これは一部の対応策を海上保安庁としてはどうのよにお考えでございましょうか。

○政府委員(森野裕君) 私どもの任務は、大ざつぱに申し上げますと、ただいま科学技術庁さんの方からもお話をございましたように、まずそういう違反の疑いのある船舶があるかどうかということを把握するということが一つ。もう一つは、現実に今原子力で動いている船、これは一部の船を除きましてほとんどが軍艦でございます。

我が國もかつて「むつ」というのがありましたけれども、これは廃船になりましたし、商船というのではなくほとんどゼロに等しい。それも軍艦のう

ども、これは潜水艦であるという状況がござります。そして、非常に不幸なことですけれども、かつてソビエト、当時のソビエトのエコール型という原子力潜水艦が事故を起こしまして、日本の領海に入ったとか入らないとか、そのとき放射能が漏れていたとか漏れていなかつたとかということもございました。そういういわゆる外國公船に対してそういうふうな容疑といいますか問題が出てきましたとが三番目。そして、さらにそれで違反行為

思ひます。

もう一つこの問題の特殊な点は、こういう放射性物質を違法投棄する、海洋投棄するといった場合、大まかに言つて二つのケースしかないということです。その辺のところの体制を十分とつていただきたいと思います。

○山崎力君 この点について、ある意味においては哨戒活動をしております自衛隊との協力といふことも考えなければならないと思います」、まず見つけるということが第一のスタートでございます。その辺のところの体制を十分とつていただきたいと思います。

○山崎力君 この点について、ある意味においては哨戒活動をしております自衛隊との協力といふことも考えなければならないと思います」、まず見つけるということが第一のスタートでございます。その辺のところの体制を十分とつていただきたいと思います。

もう一つこの問題の特殊な点は、こういう放射性物質を違法投棄する、海洋投棄するといった場合、大まかに言つて二つのケースしかないということです。その辺のところの体制を十分とつていただきたいと思います。

○山崎力君 この点について、ある意味においては哨戒活動をしております自衛隊との協力といふことも考えなければならないと思います」、まず見つけるということが第一のスタートでございます。その辺のところの体制を十分とつていただきたいと思います。

きに、どういう対処が可能なでございましょうか。

○政府委員(谷内正太郎君) まず、海洋法条約上の規定ぶりについて最初に御説明をさせていただきたいと思います。

国連海洋法条約は、海洋環境の保護及び保全に関する同条約の規定については、軍艦それから非商業的役務のみ使用される政府船舶等には適用がない旨規定しておるわけござります。これは第一百三十六条でござります。したがつて、沿岸国との関連国内法令もその排他的經濟水域、接続水域及び領海を航行しているこれらの船舶には適用されないということになつておるわけです。ただし、領海におきましてその公船が故意のかつ重大な汚染行為を行う場合には、一般に領海外への退去要求等の必要な措置をとることができる、こういうことでござります。

また、この条約上、軍艦及び政府船舶を所有しまたは運航する国はこれらの船舶が合理的かつ実行可能である限り本条約に即して行動することを確保する義務を負つておるわけでございまして、これは一百三十六条のただし書きに書いてあるわけござります。

これらの船舶が他の國の排他的經濟水域、接続水域または領海において本条約に反して海洋汚染行為をした場合には、沿岸国は必要に応じ、これらの船舶の旗国に対し、かかる義務に対し適切な措置をとるよう外交ルートを通じて要請することができるということでござります。さらに、もしこの条約上の義務違反ということが明白になつてきた場合には、かかる義務違反の責任を旗国に対して国際法上追及することが可能でございます。

以上、海洋法条約上の整備でござります。

○山崎力君 そこで若干違つてきているのは、領海部分の扱いと接続水域、經濟水域の違いがこの問題では出てきているんではないかと思うんであります。

今回の条約に関しまして、我が國は五つの海峡と承知しておりますけれども、今まで十一海里の

主張できる領海を二海里にとどめているというような形のことを伺つておるわけですが、今回の条約締結に当たつて、津軽、対馬、宗谷等の海峡について十二海里をとるのか三海里をそのままとるのか、どちらでございましょうか。

○國務大臣(池田行彦君) ただいま委員御指摘のいわゆる五海峡でござりますが、これにつきましては今回新たに直線基線を採用することに伴う変更は若干ござりますけれども、その点を除きましては基本的に現状を維持する、すなわち二海里でまいりと、こういうことでござります。

○山崎力君 その理由はいかなる理由をもつてそのままということなんだとございましょうか。

○國務大臣(池田行彦君) きょうの御審議でもいろいろ申し上げましたけれども、我が國は世界の中でも主要な海洋国でございます。海洋国であるという立場から申しますと、諸国が重要な海峡における自由な通航を維持する、こういう政策をとることは我が國の総合的な海洋に関する利害から申して適切であると考えるわけでござります。

そういうことで、五海峡につきましても、そういう立場から申しますと、諸国が重要な海峡に促進するという観点から従来の方針を維持したと申します。

○山崎力君 それでは、この基本になつておりますが、委員御承知のとおり、今回の国連海洋法条約の規定の中には通過通航制度というものもあるわけでござります。この通過通航制度によりましては、公海下の部分にございます。

○政府委員(西田芳弘君) 五海峡の部分におきまますとこころの現行領海法における規定でござりますけれども、領海法の附則一項でございますが、このようないましょくがござります。

「当分の間、宗谷海峡、津軽海峡、対馬海峡東水道、対馬海峡西水道及び大隅海峡については、第一條の規定は適用せず」つまり第一條におきまして領海の幅員につきましては十二海里といつて定めがあるわけでござりますけれども、「第一條の規定は適用せず、特定海域に係る領海は、それぞれ、基線からその外側三海里の線及びこれと接

続して引かれる線までの海域とする。」というふうにされております。

○山崎力君 今回の国内法の改正で、その条文における「当分の間」というものを削除しなかつた理由はどういうことでございましょうか。

○政府委員(西田芳弘君) 先ほど外務大臣から答弁がございましたとおり、海洋国家たる我が国として諸外国が重要な海峡における重要な通航を維持する政策をとることを促進すべく、我が国といつても五海峡につきましては現状を基本的に変更しないことが適當だというふうに考えた次第でございます。

○山崎力君 現状を変更しないということは、当分の間それでいきますよという現状を変更しないというふうな御答弁だとと思うんですが、こういういわゆる海の国連憲章と言われる海洋法条約を締結して、それに伴う領海をいかに決めるかといったときに「当分の間」というのがあることは、三海里にするか十二海里にするかは国策としての判断としても、その条文をそのまま残すということはいかがなものかというふうに私は感じるんですねが、その辺についてのお考えはいかがなものでしょうか。

○國務大臣(池田行彦君) ただいまの点でござりますが、委員御承知のとおり、今回の国連海洋法条約の規定の中には通過通航制度というものもあるわけでござります。この通過通航制度によりましては、公海下の部分にございます。

○山崎力君 開議決定をすれば公海下の公の土地、国際的にも公の土地のところでも課税になるというふうに日本の法制度はなつていると考えてよろしいんでしょうか。

○説明員(片山善博君) 当時の開議決定をした理由でありますけれども、これにつきましては、例えは沿岸国が領域を越えて公海の海底までトンネルを掘削した場合に、沿岸国はトンネルの公海の海底の地下まで延びた部分におきましても領土と同様の管轄権行使できると解されていると。それから、青函トンネルの公海の下の部分につきまして管轄権行使するとした場合に、警察の事案でありますとか消防の事案でありますとか、それから例外的に管轄の裁判所を定める、そういう必

要がございますので、このような理由によりまして青函トンネルの公海の下の部分を市町村の区域に編入した、それによって固定資産税の課税権も発生すると、こういうことでござります。

○山崎力君 この点は結構でござります。ただ、そういった点というのはなかなか一般的の国民にわざりづらい。どうなつているのかなどということ、

がございます。その間の一部が前の領海法によつて公海部分になつておりまして、当然その下が日本国内には入つていないという極めて特殊な事例がございます。

その点について、これは自治省さんの担当なんかどうか、その公海部分のトンネルに対する固定資産税についてはどのようになつておりますでしょうか。

○説明員(片山善博君) 固定資産税は固定資産所在の市町村におきまして課税することとされております。今お話をありました青函トンネルにつきましては公海の下の部分にござります。これにつきましては昭和六十三年二月十六日の閣議決定によりまして北海道松前郡福島町それから青森県東津輕郡三厩村にそれぞれ編入されております。

このようなことから、青函トンネルの公海の下の部分につきまして固定資産の課税対象となつております。

○山崎力君 開議決定をすれば公海下の公の土地、国際的にも公の土地のところでも課税になるというふうに日本の法制度はなつていると考えてよろしいんでしょうか。

○説明員(片山善博君) 当時の開議決定をした理由でありますけれども、これにつきましては、例えは沿岸国が領域を越えて公海の海底までトンネルを掘削した場合に、沿岸国はトンネルの公海の海底の地下まで延びた部分におきましても領土と同様の管轄権行使できると解されていると。それから、青函トンネルの公海の下の部分につきまして管轄権行使するとした場合に、警察の事案でありますとか消防の事案でありますとか、それから例外的に管轄の裁判所を定める、そういう必

要がございますので、このような理由によりまして青函トンネルの公海の下の部分を市町村の区域に編入した、それによって固定資産税の課税権も発生すると、こういうことでござります。

特に法的な背景はどうなっているのかなということがございます。

今の最初の問題に戻りますと、それでは何ゆえに三海里なのかということが今の御説明では、ああ、そんなものかなということかもしませんけれども、それではなぜ十二海里にしかやまざいのかなということに関しての疑問には余りお答えになつていらっしゃらないような感じがしますので、もう少しこの問題を詰めさせていただきたいと思うんです。

いわゆる外国の海峡でございますね、いろいろ重要な海峡がございます。私どもがよく知っているところでは、マラッカ海峡があり、あるいは世界的にみればドーバーがありジ・ブルタルがあります。そういうたとではどういうふうな措置が現在とられており、また今度の海洋法条約によって変更があったのかなかったのか。その辺はどのようにお答え下さい。

○政府委員(谷内正太郎君) 世界の主要な海峡においては、各國がとつて制度が言つてみればより共通のものができて、そういうたと制度に合わせたいという面と両方あるわけでございまして、これは我が國の海峡の一つでございますけれども、対馬海峡の西水道におきまして韓国と我が國が同様の措置をとっているという例はござります。ただいま先生が御指摘なさったようなら、マラッカ海峡やボスボラス、ダーダanelス海峡等につきましては、これはいずれも通過通航制度を認めておるわけござります。

なお、領海幅を十二海里としていない海峡の例といたしましては、ドイツ・デンマーク間の海峡、それからスウェーデン・デンマーク間の海峡、あるいはまたフィンランド湾が挙げられます。

○山崎力君 そつすると、これはまさに國の方針としていわゆる自由通航、無害通航、そういうものの制度でいくのか、それとも領海を残すのかという問題になると思うんです。

先ほどの大臣の御答弁では、海洋国家として自由航行をなるべく認めていきたいというお考えの

ための政策というふうにおっしゃられておるわけでございます。それではほかの海洋国家と称するところは余りその辺のところを配慮していないところにも受けとめてよろしいような御答弁でなかつたかと思うんですが、いわゆる領海にしないでやると、それから領海と認めておいて自ら出でたと解釈すればよろしいのでございましょうか。

○政府委員(谷内正太郎君) 私どもとしては、先ほど大臣からも申し上げましたように、なるべく諸外國が重要な海峡において自由な通航を維持するということと、それからまたこの通過通航制度については、各國がとつて制度が言つてみればより共通のものができて、そういうたと制度に合わせたいという面と両方あるわけでございまして、これはやはり國民にはなかなか納得できないのではないかというのが私の正直な感想なんですねけれども、その辺についてはいかがでしようか。

○政府委員(谷内正太郎君) 先生の御指摘もございまして、領海幅を三海里にとどめているものといたしましては、これは我が國の海峡の一つでございますけれども、対馬海峡の西水道におきましては、やはり日本側が遠慮しているところと、外國との間に合はせたいという面と両方あるわけでございます。それで、先ほどから先生が御指摘になつておられますよう、国際航行が頻繁に行われておりますところと、それから日本の津軽海峡その他、こちらとは歴史的な、あるいはまた国際的な航行のメリットというものも相当違つわけでございまして、これがやはり國民にはなかなか納得できないのではないかというのが私の正直な感想なんですねけれども、その辺についてはいかがでしようか。

○政府委員(谷内正太郎君) 先生の御指摘もございまして、領海幅を三海里にとどめているものといたしましては、これは我が國の海峡の一つでございますけれども、ドイツは領海幅を原則十二海里としておりますけれども、ドイツ・デンマーク間もほとんどな点があると存じます。他方、国際的に見ますと、ドイツとデンマークの間の海峡でございますけれども、ドイツは領海幅を原則十二海里としておりますけれども、ドイツ・デンマーク間においては両国間の中間線から一・五海里手前の線までにとどめておるわけでござります。デンマークは現在の今まで領海幅は三海里の原則を維持しているということがござります。ドイツは中間線まで、ロシアのようにはやっておりませんけれども、一・五海里というものを残して、他方デンマークは三海里にして中間部分を残しているから、したがつて我が国についても直ちにそれを適用すべきというふうには私どもは考えておられませんで、これは我が國の先ほど來の海洋の通航の自由その他の点から考えて、総合的に判断させていただきたいというふうに思つておるわけでござります。

○山崎力君 その点とはまた別に、津軽海峡、それから対馬海峡のうちの対馬・壱岐間の海峡及び大隅海峡というのは、これは两岸とも日本国内の海峡でござります。そういったところまで、国際間のところの海峡はともかくとして、日本国内の海峡まで領海を三海里にするというのはまた別の考え方でありますか、方針がなければいけないとお答えですが、その辺については何かお考えが

あつてのことなんでしょうか。

○政府委員(谷内正太郎君) 海洋法条約では、我が國のよう、今御指摘のような海峡幅を残していいるところは、航行上及び水路上の特性において同様に便利な公海または排他的經濟水域の航路を残すといへ、これにのつとったものでござります。

○山崎力君 ということは、同じ海峡というものから考えますと、なぜか日本側が遠慮しているところは余りその辺のところを配慮していないところにも受けとめてよろしいような御答弁でなかつたかと思うんですが、いわゆる領海にし

いうふうにも受けとめてよろしいような御答弁でなかつたかと思うんですが、いわゆる領海にし

いうふうにも受けとめてよろしいような御答弁でなかつたかと思うんですが、いわゆる領海にし

いうふうにも受けとめてよろしいような御答弁でなかつたかと思うんですが、いわゆる領海にし

いうふうにも受けとめてよろしいような御答弁でなかつたかと思うんですが、いわゆる領海にし

いうふうにも受けとめてよろしいような御答弁でなかつたかと思うんですが、いわゆる領海にし

うしても奥歴に物の挿まつたような運用にならざるを得ないのではないかというのが私の個人的な考え方でございます。

すなわち、宗谷海峡、津軽海峡、対馬海峡、大隅海峡、すべてアメリカだけではなくてほかの国も、これは領海法改正法案それから排他的経済水域の設定においてそれを定めておりました。この潜水艦も含めて浮上しないで通航できるというようなことを日本が許しているのではないだろか。どちらかといえばアメリカの方が十分そのところを利用しているという部分があります。我が同盟国であるアメリカが利用しているというところはございます。逆に、旧ソ連、現ロシアの潜水艦も潜航状態のままそこを通るということも十分可能でございます。

その場合、先ほどもちらつと出てまいりましたけれども、まさに非核三原則の問題がこれあり、そういうたところを日本が遠慮しているからこそこの三海里という領海を設定しているのではないだろうか。これは、ある意味で、軍事的なことからいけば当然そのところに帰着するという話をされる評論家もございます。その辺のところについて、お答えできる範囲で結構でございますから、それほどと思ふんです。

○國務大臣(池田行彦君) ただいま委員から御指摘がございました潜水艦の航行あるいは核搭載艦の航行、その関連でいわゆる五海峡につきまして現在の方針を維持するということではございません。先ほど御答弁申し上げましたように、基本的には自由な通航を全世界的に維持する、そういう政策を促進しようという観点、それからいま一つは、いわゆる通過通航制度がいかなる場合に適用されるか等につきまして、まだ国家実行の集積が十分でない、そういう事情を踏まえての政策でございます。

○山崎力君 ちょっとと觀点を変えますが、領海三海里の海峡部分において、接続水域、排他的經濟水域の設定はどのようになるのでございましょうか。

○政府委員(西田芳弘君) 御質問の接続水域の設定及び排他的經濟水域の設定でございますけれども、これは領海法改正法案それから排他的經濟水域の接続水域においてそれを定めておりまして、これらの法案において明らかとおり、接続水域なり排他的經濟水域を設定するに当たりまして一部水域の除外を行つてということはしております。専定海域についても同様でございます。

○山崎力君 そうすると、まさにその海峡部分と基線から二十四海里まで接続水域になるということですから、普通のところは領海十二海里プラス二十二海里の接続水域、それと二百海里まで、今

回の海峡については領海二海里プラス二十一海里が接続水域、それから二百海里が排他的經濟水域と、このようになると解釈してよろしいんでしょうか。

○政府委員(西田芳弘君) それぞれの法案に定めがござりますとおり、接続水域につきましては原則として二十四海里まで、それから排他的經濟水域につきましては原則として二百海里までといふふうに定めておりまして、相対国がある場合には、相対国との間で合意がある場合にはそれに従いますし、その合意がない場合には中間線までと

いうことでございます。

○山崎力君 ですから、それは普通の答弁でござりますから、二十四海里までですかね十二海里の

領海プラス二十二海里の接続水域、それから二百海里までが排他的經濟水域、今おっしゃられた答弁

ます。つまりなんですが、海峡については領海が三海里ということになるわけですから、その三海里と十二海里の間の部分が、たしか私の承知しているところでは、接続水域というのは二十四海里まで

とれるということですから、その海峡部分について、基線から三海里までが領海で、それプラス二十一海里、合計の二十四海里のところまでが接続水域になるということで解釈してよろしいのか

という質問の趣旨でございます。

○政府委員(西田芳弘君) 御指摘のとおり、領海以遠、接続水域の場合で、原則二十四海里まで、排他的經濟水域の場合には原則二百海里までがそれぞれ我が国の接続水域及び排他的經濟水域でございます。

○山崎力君 ちょっとと質問の趣旨が通じているかわからんんですが、私の質問の趣旨がそ

のとおりだろうということで肯定していただけたところで、次に進ませていただきたいと思います。

○山崎力君 うのはほとんどのところが接続水域に含まれる。ということは、たしか法の趣旨からいえば、

基線から二十四海里まで接続水域になるということですから、普通のところは領海十二海里プラス二十二海里のままということ、先ほど私が

余計な内容のことを言つてしまいまして大臣もお答えに困ったような答弁をされたんですねけれども、日本国家として新しい海洋秩序のスタート

ラインにつくこの条約を批准して国内法を整備するとき、さきの領海法制定のときに「当分の間」という表現でなされた領海三海里の部分、そ

の部分について大きな検討がなされないまま今回も続いているのではないかということに関しまし

て、私は若干の疑念をどうしても残ざるを得ないということでございます。

先ほどの大臣の御答弁によれば、いわゆる國際海峡における自由航行というものが世界的に一つの慣習法として確立してくれば、これは我が国に

ついても十二海里を領海の國際海峡にするという趣旨の御答弁であり、それまでの間ということが先ほどの領海法の中の「当分の間」というような表現になつてゐるというふうに承つたわけでござります。

そうすると、こういう法律というの是一たん決まりてしまつとよほどのことがない限りそのまま

放置されがちであるということが現実にございま

す。ということを考えれば、少なくとも今の時点

でどのような状況になれば、我が国が領海三海里を十二海里にふやすんだという見通しはある程度

表明していただいた方が國際的にもあるいは国内的にも納得を得やすいのではないかと私は思ふん

ですけれども、その辺について大臣はいかがお考えでございましょうか。

○山崎力君 明確な御答弁だと思います。

ただ、今の最初の三海里でということになりますと、我が国が通過通航制度の集積がないことに

よつて、我が国がこのことをやるんですけど、それでは日本は現在

ことを対外的に言いますと、それでは多くの國際海峡、世界の海上流通の根幹となるべき海峡は、沿岸国は領海を制限して公海にしていくべきであるということをこれから主張して

いくのかというふうにもとられかねない部分があ

ろうかと思うのでございます。これは実質上、私の考えるところ、非常に困難といいますか、ほぼ実現不可能な状況であるうと思います。一たん主権国が我が領海と言ったものを、世界の流通その他のためにその主権、領海を放棄して公海にするということは、これは私はまず不可能と言つてよろしいかと思うんです。

ですから、そういう点からいきますと、我が日

本が国際的な今度の条約による通過通航制度が集積されていないときに、我が国が非常にオープンな形で通つてもらおうということは、通過する側の外國から見れば非常に歓迎すべき措置であるともとれますけれども、それじゃなぜ世界的な風潮とは別に日本が集積されていないからそれまでは三海里で国際間の流通、海上交通の促進のためにやるのかというようなことを考えますと、これはやはり先ほどの軍事的な背景を考えざるを得ない。そしてまた、申しわけない言い方でされども、そういうことを国民に明らかにしてもらいたい。

そして、この領海の問題というのは、ひとつ海に限らず空の部分もこれあります。そういった点を考えますと、今の民間航空が外国領土を飛び出しがちでありますから、どうしてその個人的な見解でございます。

時代になってきているんじゃないかなというのが私の個人的な見解でございます。

そして、この領海の問題というのは、ひとつ海に限らず空の部分もこれあります。そういった点を考えますと、今の民間航空が外国領土を飛び出しがちでありますから、どうしてその個人的な見解でございます。

それでは、この領海の問題というのは、ひとつ海に限らず空の部分もこれあります。そういった点を考えますと、今の民間航空が外国領土を飛び出しがちでありますから、どうしてその個人的な見解でございます。

それでは、この領海の問題というのは、ひとつ海に限らず空の部分もこれあります。そういった点を考えますと、今の民間航空が外国領土を飛び出しがちでありますから、どうしてその個人的な見解でございます。

それでは、この領海の問題というのは、ひとつ海に限らず空の部分もこれあります。そういった点を考えますと、今の民間航空が外国領土を飛び出しがちでありますから、どうしてその個人的な見解でございます。

それでは、この領海の問題というのは、ひとつ海に限らず空の部分もこれあります。そういった点を考えますと、今の民間航空が外国領土を飛び出しがちでありますから、どうしてその個人的な見解でございます。

そういうふうに私は強く感じている者の人であります。

それで、まず無害通航の十九条でございますけれども、沿岸国の防衛または安全を害する情報収集を目的とする行為、沿岸国影響を及ぼすことを目的とする言伝行為、沿岸国通信網またはその他の施設もしくは装置を妨害することを目的とする行為等の有害な通航があるかどうかということを海上保安庁では判断できるんですか、できないんですね。

○政府委員(秦野裕君) 基本的に、もちろん私が國の國益、とりわけそういう特定海域に接するあるいは隣接する地域においてになります住民の方々に不利にならないよう十分な配慮をしておりません。

そういうふうに私は強く感じている者の人であります。

それからまた、最後に委員から御指摘がございましたこのような方針を維持することによって我國の理解というものは納得がいま一つ足りないのではないかというふうに私自身は危惧しております。

そういうふうに私は強く感じている者の人であります。

辺のところを含んだ上で、少なくとも三海里にわたりは特に沿岸の海峡に沿う住民が不利にならないような施策だけはぜひひともしていただきたいと申します。

午後一時三十二分開会
○委員長(寺澤芳男君) ただいまから海洋法条約等に関する特別委員会を再開いたします。
午後一時三十分まで休憩いたします。
午後零時三十六分休憩

○山崎力君 終わります。

○委員長(寺澤芳男君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時三十分まで休憩いたしました。

午後零時三十六分休憩

例えば、潜没しております潜水艦といったようなものにつきましては、私たちにそういう探知する能力はありませんので、これは関係機関の協力を得て対処をするということになろうかと思います。

○田村秀昭君 ちょっとよく聞こえなかつたんですけれども、そういう能力は持つておらないといふお答えですか。

○政府委員(秦野裕君) 例え、潜没して航行しております潜水艦といったものに対しては、それを探知する能力は私どもは持っていないということを申し上げたわけでございます。

○田村秀昭君 情報収集を目的とするそういう行動は判断できるんですか。

○政府委員(秦野裕君) これはいろいろなケースがあろうと思います。もちろんそういうことを探知できる、収集できる場合もございましょうし、ただ一般論としてはかなり難しいというケースが多いと想定されますけれども、それはケースによつてさまざまだらうと思っております。

○田村秀昭君 そういたしますと、一部できな

いことが我が国として重要な仕事となつてしまふことがあります。我が国が持つすべての機能を効果的、有機的に活用できるよう、特に海上自衛隊の活用も含めまして、国内法を整備する必要があるというふうに私は強く感じている者の人であります。

それで、まず無害通航の十九条でございますけれども、沿岸国の防衛または安全を害する情報収集を目的とする行為、沿岸国影響を及ぼすことを目的とする言伝行為、沿岸国通信網またはその他の施設もしくは装置を妨害することを目的とする行為等の有害な通航があるかどうかということを海上保安庁では判断できるんですか、できないんですね。

○政府委員(秦野裕君) 例え、ただいま申し上げました潜没して航行しております潜水艦の場合には、防衛庁さんの方にそういう能力がございませんので、こちらと連携をとつて対応するというところがはあるというふうに長官はお答えになつたと思つんですが、その場合は今の法制のまま行くべきところがございましょう。

○田村秀昭君 現在は自衛隊法の八十一條で、海上自衛隊がそういう潜水艦を見つけた場合には海上保安庁に連絡するようになつてゐるんですね。

それで海上保安庁は総理大臣に上げて、総理大臣から自衛隊は警備行動を発動されるわけです。そ

ういう仕組みで今の法体系はできてるわけです。

それはそのように認識されておられますか。

○政府委員(秦野裕君) 私どもがそういう事実を握りました場合には、外務省あるいは防衛

府その他関係の機関と連携を密にいたしまして対

です。ですから、御検討を願いたいと私は思つて

応するわけでございますが、私どもの承知してお
りますところでは、総理大臣の方に、例えば海上

○政府委員(秦野裕君) ちよつと発音が不明瞭で
いるのですが、いかがですか。

な考え方じやなくてきちっとされるべきではないかというふうに思つて申し上げた次第であります。

○政府委員(森野裕君) 先ほど申しましたとおり、海賊船舶に対して拿捕をする、逮捕する、あるいは財産を押収するといったような措置を講ずる

警備行動という形で防衛庁さんが出動される場合

「わざわざこまつた。申しわけございませんでした。

それでは次に、海洋法の百条で海賊行為の抑止

には当然防衛戸さへの力から絶対の方は御幸
告、御連絡があるものと承知しております。

先ほど申申し上げておきましたように、私どももいたしましては、私どもに与えられております任

は開する協力義務といふのが、今度これを指揮することによって我が國は義務を負います。「すべ

○田村秀昭君 そういうことを今まで、冷戦中はやっていたわけです。これからは、この新しい海洋の秩序を守っていくという我が国は、この条約を批准することによって責任を負うわけですね。それでも今のままでよろしいとお考えなんですかどうですかということをお聞きしているんです。

○田村秀昭君 任務を遂行されるというのは当然務を、これは今後とも条約に加盟いたしました後でも従来と同様に対応していくというつもりでございます。ただ、政府全体としてどういう形でやっていくことがより適当であるかという点につきましては、さらに政府部内で検討を進めていきたいと思っております。

その國は、最大限に可能な範囲で、公海その他いざなぎの國の管轄権にも服さない場所における海賊行為の抑止に協力する。」ものとする。我が國は、協力しなきゃいけないわけですね、これを批准するわけですから。

○政府委員(林暉君) 今、先生御指摘のとおり、
第百条には最大限可能な範囲で抑止に協力すると
いう規定になつておりますので、抑止をする」と
が協定上のいわゆる厳密な意味での義務であると
いうことまでは書かれておりませんので、そういう
お考えになつておられますか。これはできないん
ですね、今まで。

ん体制の充実強化とかそういうことは別にいたしまして、現在の体制で私どもは任務を果たしていくつもりでございます。ただ、今申し上げましたとおり、私どもの能力の及ばざる部分につきましては、従来どおり関係機関の御協力をいただくということで対応していきたいと思っております。

反対しておません。
私の申し上げているのは、自分のところに持つ
ていない機能でよその部署が持つている機能を十
分に国家として共同して活用されるべきではない
かということを申し上げているんです。そういう
御自分のところが任務を遂行するということでは
ないんです。遂行するのは当たり前の話なん
です。どうやら、電子のところが遂行するとい

○政府委員(秦野裕君) 公海上におきます外国船舶同士の、いわゆる先生御指摘の海賊行為につきましては、現在それに該当する国内法がございませんので、私どもの方で、例えばその海賊船舶に対しまして拿捕をする、あるいは逮捕をするといったような処罰を前提とした措置を講ずることは困難であるというふうに考えております。

ただ、事実行為といたしまして、例えば私どもえ願いたいと思います。

う意味での、厳密な意味での義務違反ということにはならないというふうに思つております。
○田村秀昭君 これを批准するということは、ここに書かれていることは誠実に履行するということじやないんですか。履行しなくてもいいですか。

○委員長(寺澤芳男君) 速記をお願いします。

せんから、それは今までのような仕組みではなくて、新しく国内法を改正されて、海上自衛隊が十

○政府委員(秦野裕君) 公海上におきます外国船舶同士の、いわゆる先生御指摘の海賊行為につきましては、現在それに該当する国内法がございませんので、私どもの方で、例えばその海賊船舶に対しまして拿捕をする、あるいは逮捕をするといったような処罰を前提としました措置を講ずることは困難であるというふうに考えております。ただ、事実行為といたしまして、例えば私どもとしましては、海上保安庁法に基づきまして、海上における治安の維持ということが一つの任務に

なるという御答弁とりますけれども、私はそれではこの新しい海洋法を批准する国家として十分

分に働けるようになさったらいかがかということを申上げてあるんです。

○政府委員(秦野裕君) 公海上におきます外国船舶同士の、いわゆる先生御指摘の海賊行為につきましては、現在それに該当する国内法がございませんので、私どもの方で、例えばその海賊船舶に対しまして拿捕をする、あるいは逮捕をするといったような処罰を前提としました措置を講ずることは困難であるというふうに考えております。

ただ、事実行為といたしまして、例えば私どもとしましては、海上保安庁法に基つきて、海上における治安の維持ということが一つの任務になつておりますので、公海上におきまして明らかに海賊行為であるというふうな行為を認めま

持てる力を発揮していない。しかも、海上自衛隊がある潜水艦を見つけて、それを海上保安庁に報告して、またそこから内閣に上がり、総理から警備行動を発動されないと海上自衛隊は行動できないわけです。そういうようなことをやっていて、危機管理上そういうことがふさわしいというふうにお考えになるのかどうか。

○政府委員(桑野裕君) 私どもとしましては、先ほど来申し上げておりますように、私どもの能力では対応できない部分につきましては防衛庁さんの方に御協力を願いしておりますわけございまして、自衛隊法その他国内法の関係をどうするかといたる点につきましては、政府全体の問題として検討されるべきものと考へております。

〇田村秀昭君 そういたしますと、長官のお答えの場合には、被害船舶と緊密な連絡を保ちまして、例えば加害船舶との間に割り込むとか、あるいは場合によっては被害の船舶に乗り込んで乗組員に協力するとか、そういうたて行為を事実行為としてすることはあり得るというふうに考えております。

私が申し上げているのは、この海洋法を批准することによって、国家として持てる力を効果的に有機的に迅速に活用することが日本国として非常に重要なことではないかという提議をしているん

○田村秀昭君 私の申し上げたことが余りよく理解されていないようでございますが、私は、国家が持つすべての機能を活用して、新しい海洋法の条約の時期を好機にとらえて、今までと同じよ

をもう一度は「あり申し上げますと、」この海賊行為の抑止に関する協力義務は履行できない、こうおっしゃつておると考えてよろしいですね、そういう権限を持たないんだから。よろしいですか。

がわかるんじゃないかということあります。

幸いにも李登輝總統は、二十日の就任式直前で

あるにもかかわりませず、約一時間、私たちのた

めに時間を割いていただきまして、本当に腹を

割つたお話をさせていただきました。ここはそう

いうお話を披瀝する場所ではございませんが、た

だその中で、最後に李總統が、貴國、いわゆる日

本はもとと我が國台灣に対して理解を深めてほし

いということをおっしゃいました。また、長い関

係からいって深めるべきではないかと、そういう

お話がございました。

そういうことで、外務大臣にお尋ねいたします

けれども、現在の中国と台湾のミサイル演習等を

発端とする厳しい状況を踏まえて、今後、日台関

係というものをどのように構築していくおつ

もりなのか。といいますのは、このたびの海洋法

の問題で、日中、日韓、日ロ等の問題が出ており

ますけれども、日台もあるわけであります。そ

ういうことで、あわせて日台の漁業関係について今

後どのような方針をお持ちなのか、お尋ねをした

いと思います。

○國務大臣(池田行彦君) 委員御承知のとおり、

我が国は中国との関係は今後とも協力関係を進め

ていくということになっております。そして、台

湾との関係につきましては、非政府間の実務的な

関係としてこれを維持していくということで日中

共同声明以来ずっと続けておるわけでござい

ます。そういった基本的な我が國の方針を今後とも維持していく所存でございます。

一方、中国と台湾との関係につきましては、我

が国といたしましては、何とか両当事者の間の話

し合いを通して平和的な解決を期待する、こうい

う立場でございます。そして、先ごろ両者の関係

がかなり緊張が高まった、そういった時点におきましても、我が国としてはそういった基本的な立場を踏まえまして、それを自制をするよう

に、そして長期的には平和的解決を目指すようにということを、あるいは申入れ、あるいはそういったことをおっしゃいました。また、漁業協定等を締結していないわけであります。台湾漁船は、從

われでござります。

今日、台湾における選挙も終了いたしました。

けれども、依然として両岸関係は必ずしもこれで

もう安心だとは言い切れない、なお困難な事情が

残っているというのは御指摘のとおりだと思いま

す。しかし、そういった中で、両者にそれぞれ緊

張をさらに高めていってさらに内外いろいろ心

配をかけるような情勢にしてはいけないんだとい

う、そういうお気持ち、姿勢はあるように存じま

す。そして両者から、必ずしもぴしつと一致はい

たしませんけれども、平和的な解決を目指すんだけ

ど、ということも繰り返し表明されているところでございますので、何とかそういう両者の基本的な

平和的解決を目指すという姿勢が具体的な面でも

合致していくようになつて話し合いが進展してい

かないか、こう期待しておりますし、我が国とし

て、またそついたことを促進する上で果たせる

役割、また果たすべき役割があればそのように適

切に対処してまいりたい、こう考えております。

それからまた、委員からもう一つ御指摘のござ

いました日台間の漁業をめぐる問題ということでございますが、現在のところ、我が国と台湾との

間では漁業についての取り決めは存在いたしません。それからまた、先ほど申しましたような非政

府間の実務的な関係と、いう日台関係を考えま

すと、今後も政府間での取り決めは存在いたしません。それからまた、先ほど申しましたような非政

府間の実務的な関係と、いう日台関係を考えま

すが、現在のところ、我が国と台湾との

間では漁業についての取り決めは存在いたしません。それからまた、先ほど申しましたような非政

府間の実務的な関係と、いう日台関係を考えま

すが、今後、国内の漁業関係者の要望はもとよりで

あります。しかし、我が国と台湾との漁業関係はど

うものであります。そこで、台湾側の主張等によつては台湾と

の間で何らかの調整を行ふ必要があると思いま

す。しかしながら、外務大臣も今答えられましたと

おり、日台関係は非政府関係であることを十分踏

まえて調整しなければならない、そういう意味で

は、私が触れるところではありませんが、いわゆる

民間ベースでの今後の調整等も行われることを十分踏

まえて調整しなければならない、そういう意味で

は、私が触れるところではありませんが、いわゆる

民間ベースでの今後の調整等も行われることが好

ましいというふうに思います。

なお、男女群島の操業問題については、私は

つまりらかにしておりませんので、水産庁長官から

答えさせていただきます。

○政府委員(東久雄君) 台湾の漁船でござります

が、現在の漁業水域に関する暫定措置法のもとに

おいても、日本のいわゆる二百海里内で台湾漁船

が正規に操業することはできません。したがいま

して、ちょっと前でござりますけれども、サンゴ

をとつておる船が相当無理なサンゴのとり方をして

いる、ということが問題になつたことがございま

す。最近、台湾の方でサンゴの状況が下火でござ

いまして余り見受けないようでござりますが、先

るような状況は大分少なくなつてゐるというか、

もうほとんど見受けなくなつてゐるそうです

ざいます。

そこで、我が国は台湾との国交がないわけであ

りますけれども、この問題を取り上げましたのは、

男女群島周辺水域や伊豆・小笠原群島水域においても操業が見られるることは大臣も御承知のとおり

であります。

そこで、我が国は台湾との国交がないわけであ

りますけれども、排他的経済水域を設定した場

合、我が国と台湾との漁業関係はどのようなもの

になるのか、もっと笑つ込んだところでお話をい

ただきたいと思います。

○國務大臣(大原一三君) 委員御指摘の問題は大

きな問題であります。そこで、いろいろ大切な問題

が、今後、国内の漁業関係者の要望はもとよりで

あります。しかし、台湾側の主張等によつては台湾と

の間で何らかの調整を行ふ必要があると思いま

す。しかしながら、外務大臣も今答えられましたと

おり、日台関係は非政府関係であることを十分踏

まえて調整しなければならない、そういう意味で

は、私が触れるところではありませんが、いわゆる

民間ベースでの今後の調整等も行われることを十分踏

まえて調整しなければならない、そういう意味で

は、私が触れるところではありませんが、いわゆる

民間ベースでの今後の調整等も行われることが好

ましいというふうに思います。

思います。

次に移りたい

と思います。

このたびの排他的経済水域に関する法律案、い

るるありますけれども、その中で、三条二項の

外國人に適用しない法律の範囲、それから四条の

外國人による漁業等を禁止する海域等と、あわせ

て排他的経済水域における漁業等に関する主権的

権利の行使等に関する法律案の第六条第二項、こ

の部分だらうと思います。要するに、外國人に認

める漁獲量の問題であります。

本六条二項では、外國人に認める漁獲量の決定

について「政令で定めるところにより、排他的経

済水域における科学的根拠を有する海洋生物資源

の動向及び我が國漁業者の漁獲の実情を基礎と

し、排他的経済水域における外國による漁業の

権利の行使等に関する法律案の第六条第二項、こ

の部分だらうと思います。要するに、外國人に認

める漁獲量の問題であります。

そこでお尋ねいたしますけれども、これまでの

韓国、中國漁船による我が國周辺での漁獲実績及

び我が國漁船の両国水域における漁獲実績などを

程度に把握しておられるのか。その把握の上に

立つて、今申し上げました第六条第二項に規定す

る外国人に認める漁獲量及び入漁を許可する外國

船について今後どのような方針をお持ちになつ

ているのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○政府委員(東久雄君)

まず、兩水域での我が国

と相手国の漁獲の状況でございますが、これは二

百海里をまだ引いておりませんので正確につかまることは無理でございます。ただ、私ども、それは重要なポイントでございますので、相当仮定を置いていたりしながらやっておりますけれども、推計は一応いたしております。

そういう数字だということで御承知いただきたいと思いますが、韓国船は日本海域では大体年間十五万トンから二十万トンぐらい、年によって振れがあるようでございます。それから、中国漁船は年間二万トンから六万トンぐらいでございます。それで、特に韓國漁船につきましては十万トン程度が日本海海域のようでございます。その他が太平洋並びに北海道の沖というところになります。それから、中国船につきましては二万トン程度が東海、黄海の日本の二百海里内、それであと三、四万トンのものが三陸沖でのイカ釣り漁業のようでございます。

我が国の方でございますが、韓国周辺水域といふのは日本海側、それから東海、黄海側でございますが、その海域で約十万吨弱という感じでござります。それから、中国周辺水域は東海、黄海についても二万トン強という感じでございます。そういうふうに私どもは推計をいたしております。

それから次に、漁獲をどういうふうに割り当てるかということでございますが、先生御指摘のとおり、今度の新しい漁業主権法の六条の第二項でございますが、これはここにござりますとおり、資源の動向とそれから我が国漁業者がその水域で自分でとっている量、それが一つの基本になりながら、その上に外国人が今どういう漁業をその水域でやっているか、それから我が国が相手国の水城に入つてどれだけやっているか、そういうものを勘案して決めるということになつております。

ただ、具体的な数字は交渉事項となざるを得ない面がござります。先ほども推計ということを申し上げましたが、量そのものについての突き合はせというところからやらなければならなくなります。したがいまして、その辺を御勘案いただき

まして、ある程度交渉しながらその量を決めていくこととで御答弁は御容赦いただきたいと思ふうでございます。

ただ、このやり方につきまして一つ申し上げらることは、現在の漁業水域法、これはロシアとTACの管轄のものについてはTACの数字を踏まえてやれということが新しく入っている点でござります。それで、その点を御参考に申し上げるにとどめおきたいと思います。

○常田享詳君 わかりました。
それでは、外国人の操業秩序についてお尋ねをしたいと思います。

今お話をありました、外國へ漁獲を割り当てるにとどめた場合に、国内漁業者に対する操業の時期、場所、それから漁船規模等について規制が行われる、そのようなときはこれらの規制は当該

外國漁船にも適用されることとなるのかどうか、いわゆる新しい日韓・日中漁業協定のもとでそのように扱われるのかどうか、そのあたりをお尋ねしたいと思います。

○政府委員(東久雄君) 今後、我々が韓国並びに中国と交渉していく新しい体制といふものは国連海洋法条約に基づいたものを十分踏まえたものでなければならぬと考えておりまして、それは端的に言いますと、取り締まりについての沿岸国主義、それから資源を我が方として十分管理できるか、あわせて今のような弊害に対してもどのように対応しようとしておられるのか、お尋ねいたしました

○常田享詳君 わかりました。

これまでやれということが新しく入っている点でござります。それで、その点を御参考に申し上げるにとどめおきたいと思います。

○常田享詳君 わかりました。
それでは、外国人の操業秩序についてお尋ねをしたいと思います。

今お話をありました、外國へ漁獲を割り当てるにとどめた場合に、国内漁業者に対する操業の時期、場所、それから漁船規模等について規制が行われる、そのようなときはこれらの規制は当該

外國漁船にも適用されることとなるのかどうか、いわゆる新しい日韓・日中漁業協定のもとでそのように扱われるのかどうか、そのあたりをお尋ねしたいと思います。

○政府委員(東久雄君) 今後、我々が韓国並びに中国と交渉していく新しい体制といふものは国連海洋法条約に基づいたものを十分踏まえたものでなければならぬと考えておりまして、それは端的に言いますと、取り締まりについての沿岸国主義、それから資源を我が方として十分管理できるか、あわせて今のような弊害に対してもどのように対応しようとしておられるのか、お尋ねいたしました

○常田享詳君 わかりました。
それでは、外国人の操業秩序についてお尋ねをしたいと思います。

今お話をありました、外國へ漁獲を割り当てるにとどめた場合に、国内漁業者に対する操業の時期、場所、それから漁船規模等について規制が行われる、そのようなときはこれらの規制は当該

外國漁船にも適用されることとなるのかどうか、いわゆる新しい日韓・日中漁業協定のもとでそのように扱われるのかどうか、そのあたりをお尋ねしたいと思います。

○政府委員(東久雄君) 先生御指摘のとおり、現在世界でこのTAC、いわゆる漁獲可能量の管理制度について、大きく分けて二つの方式になります。一つはオリンピック方式、もう一つは船別に割り当てる方式でございます。

そのオリンピック方式の中に二つ方式がございまして、一つはもう何が何でも自由競争のオリンピックのやり方、早い者勝ちという形のやり方、これはアメリカでほとんどどの魚種がそういうふうにやられております。それからもう一つはフランス式である方でございますが、オリンピックではありますけれども、いわゆる入り口を規制

して、要するに漁獲能力を規制しておいて、最高のないようにお願いしておきたいというふうに思つております。

今、水産庁長官からTACの問題が出たわけであります。TACのことについて一つだけお尋ねをしておきたいのであります。

TACの管轄のものについてはTACの数字を踏まえてやれということが新しく入っている点でござります。それで、その点を御参考に申し上げるにとどめおきたいと思います。

○常田享詳君 わかりました。
それでは、外国人の操業秩序についてお尋ねをしたいと思います。

今お話をありました、外國へ漁獲を割り当てるにとどめた場合に、国内漁業者に対する操業の時期、場所、それから漁船規模等について規制が行われる、そのようなときはこれらの規制は当該

外國漁船にも適用されることとなるのかどうか、いわゆる新しい日韓・日中漁業協定のもとでそのように扱われるため漁場競合が起こり事故が発生しやすいという問題、それから第一点として漁獲が一時に集中し価格が乱高下するという問題、三番目に参入者が自由であるため操業総数が増加し操業日数が短縮されるということ、四番目に無理な操業が行わられるため漁場競合が起こり事故が発生しやすいという問題があるわけであります。御承知のとおりであります。

そこで、そういう問題点があるにもかかわらずオリンピック方式を採用されたのはどうしてなのか、あわせて今のような弊害に対してどのように対応しようとしておられるのか、お尋ねいたしました

○政府委員(東久雄君) 今後、我々が韓国並びに中国と交渉していく新しい体制といふものは国連海洋法条約に基づいたものを十分踏まえたものでなければならぬと考えておりまして、それは端的に言いますと、取り締まりについての沿岸国主義、それから資源を我が方として十分管理できるか、あわせて今のような弊害に対してもどのように対応しようとしておられるのか、お尋ねいたしました

○常田享詳君 わかりました。
それでは、外国人の操業秩序についてお尋ねをしたいと思います。

今お話をありました、外國へ漁獲を割り当てるにとどめた場合に、国内漁業者に対する操業の時期、場所、それから漁船規模等について規制が行われる、そのようなときはこれらの規制は当該

外國漁船にも適用されることとなるのかどうか、いわゆる新しい日韓・日中漁業協定のもとでそのように扱われるため漁場競合が起こり事故が発生しやすいという問題、それから第一点として漁獲が一時に集中し価格が乱高下するという問題、三番目に参入者が自由であるため操業総数が増加し操業日数が短縮されるということ、四番目に無理な操業が行わられるため漁場競合が起こり事故が発生しやすいという問題があるわけであります。

オリンピック方式を採用いたしますと、第一点としては先に争った漁獲が過剰投資になりやすいという問題、それから第一点として漁獲が一時に集中し価格が乱高下するという問題、三番目に参入者が自由であるため操業総数が増加し操業日数が短縮されるということ、四番目に無理な操業が行わられるため漁場競合が起こり事故が発生しやすいという問題があるわけであります。

オリンピック方式を採用いたしますと、第一点としては先に争った漁獲が過剰投資になりやすいという問題、それから第一点として漁獲が一時に集中し価格が乱高下するという問題、三番目に参入者が自由であるため操業総数が増加し操業日数が短縮されるということ、四番目に無理な操業が行わられるため漁場競合が起こり事故が発生しやすいという問題があるわけであります。

それからもう一つの方式は、先ほど言いました

うなり方でございます。

今、水産庁長官からTACの問題が出たわけであります。TACのことについて一つだけお尋ねをしておきたいのであります。

ねをしておきたいのであります。

そこで、重ねての質問になるかもしませんが、韓国漁船の問題であります。このことについては、竹島も近いわけでありますし、いろいろな問題を提起しているわけでありますけれども、韓国漁船による悪質操業が大変多いわけであります。資源の減少、漁具の被害等が問題になつてゐるわけであります。韓国漁船による協定は自主規制措置ということになつてゐるわけでありますけれども、その違反件数は平成五年で千二百五十四件、平成六年で二百三十件、七年で百八十五件となつており、六年以降は急減しているわけでありますけれども、再び増加することが懸念されるわけであります。韓国漁船による漁具被害は全國漁業協同組合連合会の調べで、平成四年で一億二千三百九十万円、五年で一億六千八十七万円、六年で九千一千三百万円となつてゐるわけであります。

そういう実態を踏まえまして、そういうさまざまな操業違反、特に小型底びき網漁船、それから船名等の隠ぺい等により我が国の漁民が、そして地域の漁業資源が甚大な被害をこうむっているということは御案内とのおりであります。これらに対しましては從前からさまざま形で協議が行われてきているわけでありますけれども、このたびの海洋法の批准に当たりまして今後どのように対応しておられるのか、お話をいただきたいと思います。

○政府委員(東久雄君) 先生御指摘の点が今漁業者から最も不満として挙げられている点でござります。

それで、この原因のよつて来るところは、先ほど先生から自規制というお話をございましたとおり、現在我が国は十二海里内、いわゆる領海につきましては我が国の取り締まり権限を持つております。先ほど先生御指摘の違反件数、これも発表ということが我が方はできないわけでございまして、我が国の水産庁の取り締まり船が認めておる違反でございまして、向こうへ通報等はす

岸国がいわゆる取り締まり権限を持つということが基本になっておりますので、私ども、この国連海洋法条約の趣旨を十分踏まえた新しい漁業体制というものを構築することによって、我が国側からこの違反についての適切な措置をとることがであります。我が国が視認をした違反船といふものには許可制度になります。そういうふうに考えておる次第でございます。

特に、今度の法律の中で御審議をお願いしているという点では、外國の漁業者が二百海里内で漁業を行ふときには許可制度になります。そういうふうに考えておる次第でございます。

まず、我が国が視認をした違反船といふものに対する御指摘を組むことによってそういう違反をゼロに持つていただきたいという構造でやつていくつもりであります。

きるよう最大限の御努力をぜひお願いいたしました。全国の多くの漁業関係者が大きな関心と期待を持ってこの交渉の成り行きを見守っているということを忘れることがないといふふうに思っています。

ひと頑張ってほしいといふふうに思いました。時間の関係もございますので、あと農林水産大臣と水産庁長官にお尋ねをいたしたいと思います。

新たな海洋法下の漁業を中心とした諸制度をいかに整備して、いかに積極的に活用するか、その課題と対策を明らかにしていく必要があるというふうに思います。特に、TAC制度導入するに当たっては、その前提として、まず一つは減船による漁獲努力量の調整、国の減船補償など財政援助を伴う生産構造の再編整備。そして、本格的資源管理型漁業の定着に向けての漁業者意識の改革。そして、我が国周辺漁業の実態調査と把握、そのための研究調査体制の整備、国と県の研究機関の拡充強化とその機能分担。最後に、漁獲実績の把握と監視・取り締まり体制の整備拡充。こういったようなこととの条件整備を行なうことが大前提だというふうに考えます。

また、TAC制度の導入による漁業管理の強化によって漁業経営が不振に陥るのであれば、それは本末転倒と言わざるを得ないわけですが、これらのことに対する対処するお考え方か、それをまず承りたいと思います。

○政府委員(東久雄君) 先生今御指摘の種々の問題、これはTAC制度といいますか、今回の量的な管理制度の定着、運用を図るという過程の中で適切に対応していくなければならない点だと思います。

まず一つは、減船等の生産構造の再編整備の問題でございます。この点につきましては、「一番最後に御指摘の経営問題との絡みもあり、大幅な減船に直ちに結びつくことのないよう十分意見を聞きながら慎重にやっていきたい、現実的にやつていただきたい」というふうに考えておりますけれども、仮にそういうことが必要だと、漁業の再編と

いう形が必要だという段階になりました場合にどうふうに考えております。

それから漁業者の意識、「これは基本でございまいと全くこれは、例えば報告にしても何にしても潜ってやろうとか、いろいろ問題が出てまいります。したがいまして、これを十分周知していただ

くということ、自分たちの問題であるという意識のもとにやつていただくことが大事だと思います。私も、今回この制度を組むに当たりまして、十分意見を聞いて現実的な対応をしたと考えておりますし、これからもその実行に当たって現状でございます。

そういう御意見を聞きながらやつていただきたいと思います。

それから、資源調査の点も大事なポイントでございまして、今までばらばらにいろんな資源などに資源調査等は積み重ねておりましたけれども、平成七年度からのTACの制度へ向かっての資源調査ということで再編をやってあるというが現状でございます。

それから漁獲実績の把握の問題、これもそのとおりでございまして、適切な把握につきましては、ネットワークをつくるということで、本年度から予算をちょうどいいとしましてネットワーク化を進めることを考えております。

最後に経営問題の点、これはやはり長期的にはこの制度によって経営にもプラスであろうというふうに思うわけでございますが、短期的にも漁業経営に影響がないように、できるだけ無理のないよう現実的な導入ということを図っていきたいことだと思います。

ただ、水産資源保護法は強制法規でございます。要するに、一遍にはさつと物事をとめたりする非常な強制法規でござります。したがいまして、先ほど御指摘の損失補償というようなことも考えてやつておるわけでござります。しかし、いろいろと漁業の方々との研究会での話し合いというふうに思つておるわけでござりますが、短期的にも漁業経営に影響がないように、できるだけ無理のないよう現実的な導入ということを図つていただきたいことだと思います。

○政府委員(東久雄君) 先ほど申上げました許可漁船の定数の確保、漁獲割り当て量の年変動の防止といった問題、定数超過の取り消しの問題、それから損失

補償の問題、先ほどの十一條でございますが、これらの規定は承認漁業だけに対応できる条項でございまして、なかなかこの水産資源保護法だけでは無理な点がござります。そういうことで新しい法規をお願いしている次第でござります。

○菅野久光君 水産資源保護法なども活用してこのことをスムーズに行なうためには水産資源保護法を積極的に活用する。特に、その中の第四条「水産動植物の採捕制限等に関する命令」、第五条「定数超過による許可の取消及び変更」、第六条「漁法の制限」、第九条「許可漁船の定数」、第十一条「損失補償」、第十三条「漁獲限度」、第二十九条「水産資源の調査」などの条項は、これはTAC法を支援するためにあると言つても過言ではないというふうに思つてます。私ども、今回この制度を組むに当たりまして、十分意見を聞いて現実的な対応をしたと考えておりますが、その点はどのようにお考えで

いらっしゃるか。

○政府委員(東久雄君) ただいま御指摘の水産資源保護法を積極的に使ってやつてみたらというお話でござります。この水産資源保護法の中でも使える部分、これは実は先生今御指摘の第四条「採捕制限等に関する命令」のところ、これは今度の法律の中でもたしか第七条のところに引いてござります。これとか、それから漁業法というような手法はこの中で使っていくことを考えております。

ただ、水産資源保護法は強制法規でございます。要するに、一遍にはさつと物事をとめたりする非常な強制法規でござります。したがいまして、先ほど御指摘の損失補償というようなことも考えてやつておるわけでござります。しかし、いろいろと漁業の方々との研究会での話し合いというふうに思つておるわけでござりますが、短期的にも漁業経営に影響がないように、できるだけ無理のないよう現実的な導入ということを図つていただきたいことだと思います。

ただ、水産資源保護法は強制法規でございます。要するに、一遍にはさつと物事をとめたりする非常な強制法規でござります。したがいまして、先ほど御指摘の損失補償というようなことも考えてやつておるわけでござります。しかし、いろいろと漁業の方々との研究会での話し合いというふうに思つておるわけでござりますが、短期的にも漁業経営に影響がないように、できるだけ無理のないよう現実的な導入ということを図つていただきたいことだと思います。

○政府委員(東久雄君) 先ほどのところにちょっと戻る点もあるんですねけれども、水産資源保護法の場合は、先ほどの損失補償というような手だてを講じられるのは、これは水産資源保護法が資源の枯渇または絶滅ということを懸念して、強制的に一挙にとる手段でござります。したがいまして、これは公共事業と同様に、水面の埋め立てといふような公共事業なんかをやるときもそうでござりますが、土地の強制収用に近いような形の状況を勘案してやつております。したがいまして、そういう強制的な形で資源管理というのは、今回のTACの管理というのはなかなか難しいのではないか

をそのままいわゆる輸入に関する措置と直接考へることは無理があるのでないかというふうに考へるわけになります。

ただ、当面TACの対象になります魚種は幸いにしてほとんどが今はまだ輸入割り当て制度のもとにござります。いわゆるIQ制度でござります。したがいまして、我々は関係者との需給協議会の場を通じて需給情報を交換して、それで見通しの公表等をやりながら秩序のある輸入が図られるようにしていきたい。また、そのときにやはりTACの数量というのが、大体これぐらいの生産になるという見通しが非常に立ちやすいという意味で秩序ある輸入を行っていただける一助になるというふうに考えております。

○菅野久光君 今、長官が秩序ある輸入ということを話されているんですねが、私どもはいつもそのことを願っているんですねが、どうも商社というのは極端に言えばとにかくもうけさえすればいいということです。秩序ある輸入というのはもう絶対だめなんですね。そのことが魚価安を引き起こして、漁家の経営を圧迫しているという問題があるわけですね。

私は、いよいよ今度TAC制度になつていった場合に、ここのこところが大変ではないかなというふうに思いますが、長官がお述べになりましたように、秩序ある輸入といいますか、そういうものが着実に行われるような行政指導といいますか、そういうふうなことをちゃんとやついただきたいと思います。

最後に、これは大臣にお尋ねしたいと思いますが、我が国の漁業制度というのは、漁村の伝統とかあるいは慣習的な権利を制度化したものだというふうに思つてます。戦後の制度改革以来、漁業発展の土台となつてきた漁業権制度、漁業許可制度など、今の法秩序や漁業管理システムは既にもう検討の時期に来ているというふうに思いました。したがって、海洋法条約を批准して海洋生物資源を量的に管理する制度に移行するに伴つて、我が国の漁業制度も海洋法条約が規定する資源管

理システムとの整合性、一体的構成の問題として

制度の根本に立ち返つて全般的に見直すべきであるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○國務大臣(大原一三君) 今まで委員かられる問題点を御指摘いただいたのであります。基本的に漁民の方々はこの条約ないし法律についてどう考へているかと思うのであります。まず期待

と、そして同時に不安をお持ちだろうと思うんであります。期待というのは、漁業者の皆さんおっしゃるところ、いわゆる全面設定、全面管理体制に

入つて、漁業主権を確立して、特に韓国等の不法操業を排除してもらいたい、こういう期待を込めてこの海洋法条約連法に御期待をなさつておる

と思うんです。

○菅野久光君 終わります。

○立木洋君 まず初めに、外務大臣に大陸棚の境

界画定の問題についてお尋ねしたいと思うんであります。距離基準とそれから衡平原則との間の対立が主な

ところが、今、委員かられる御指摘がありま

たように、この条約に行きますと厳しい総量規制

が入つてくるのではないかのかなという御不安、多々問題が出てくると思うんです。

水産庁長官初め皆さんが努力してこの法律をつ

くつてくれましたが、一挙に理想的な形にいくと

は我々も思つておりません。漁家の意見やいろいろな御論議を聞きながら、これも改めるにやぶさかであつてはならない、弾力的にこの制度を運用

して、そうして長期的に漁業の安定が招かれるシ

ステムにしていかなければならぬと思ひます。

御指摘のいろいろの問題点がござりますが、特

に漁業の努力量規制と今度新たに入つてくる資源

の直接的な数量管理を目的とする漁獲可数量制

度、この二つのミスマッチですね。これを非常に心配していらっしゃると思うんです。ですから、

そういう意味において我々も真も積極的に努力し

てまいらなければなりませんが、両制度が相まつて資源管理の徹底が図られるものと考えております。

○菅野久光君 終わります。

○立木洋君 終わります。

その他現状にマッチしないものも多々出でてくると思ひます。したがつて、我々といたしまして

も、これまでの我が国の漁業法等による既存の漁業制度についても必要なものについては積極的に見直しをし、制度の目的に合うようにしてまいりたい、かのように考へております。

○菅野久光君 終わります。

○立木洋君 まず初めに、外務大臣に大陸棚の境

界画定の問題についてお尋ねしたいと思うんであります。距離基準とそれから衡平原則との間の対立が主な

ところが、今、委員かられる御指摘がありま

たように、この条約に行きますと厳しい総量規制

が入つてくるのではないかのかなという御不安、多々問題が出てくると思うんです。

水産庁長官初め皆さんが努力してこの法律をつ

くつてくれましたが、一挙に理想的な形にいくと

は我々も思つておりません。漁家の意見やいろいろな御論議を聞きながら、これも改めるにやぶさかであつてはならない、弾力的にこの制度を運用

して、そうして長期的に漁業の安定が招かれるシ

ステムにしていかなければならぬと思ひます。

御指摘のいろいろの問題点がござりますが、特

に漁業の努力量規制と今度新たに入つてくる資源

の直接的な数量管理を目的とする漁獲可数量制

度、この二つのミスマッチですね。これを非常に心配していらっしゃると思うんです。

○菅野久光君 終わります。

○立木洋君 終わります。

○菅野久光君 終わります。

○立木洋君 終わります。

○菅野久光君 終わります。

○立木洋君 終わります。

○菅野久光君 終わります。

○立木洋君 終わります。

○菅野久光君 終わります。

○國務大臣(池田行彦君) 委員御指摘のとおり、

今回の海洋法条約によりますと、結局隣接する

あるいは相対する場合には話し合いで決める、その

ときには衡平な解決ということでございますけれ

ども、これも結局国際法に基づいて相手国と合意

していく、これしかないのでね、協議す

るところは。

それで、今、韓国あるいは中国との間でどうい

うふうな方針で臨むつもりかという御質問でござ

りますが、具体的な対処方針につきましては相手

もあることございましてなかなか申し上げにく

いのでござりますけれども、一般論として言え

ば、結局今申し上げました衡平な解決を求めて、

これから話し合いで双方が何とかまあこれならと

受け入れることができる。そういうラインがで

きないかと、これでいくんだということに尽きる

わけでござります。

さらに申しますと、日韓間におきましては、そ

ういうことでこれから交渉を始めていこうとい

うこと、今いろいろ接触しているところでござい

ます。

また、中国の方はどう考へるかでござりますけ

れども、これも先方から交渉ということが提起さ

れれば、これはやっぱり話し合わなくちゃいかぬ

と思います。その際、我が方としては、御承知の

とおり、大陸棚の境界画定についてはいわゆる中

間線原則というものを我が国は主張しているわけ

でござりますので、その原則にのつて対応を

していくと、こういうことでござります。

○立木洋君 八十三条に基づいて、できれば中間

線で主張していきたいと。

実は、一九七〇年代に私たちも外務委員会でこ

の問題について国会で議論したわけですが、そ

ときの外務省の主張というのは、現在の状況から

いえばいわゆる自然延長論が極めて国際的には優

勢を占めている、そして今後時間がたつても日本側が有利になる状況はない、もう不利になる一方

だというふうな主張が一応あつたんですね。

それで、それは御承知のように、一九六九年に

北海大陸棚事件の判例がありましたから、この場合にはいわゆる衡平の原則というものは、境界基準、中間線方式、これを画一的に適用するのではなく定されたわけですね、この判決によって。そういうような判決が影響したのかどうかということもあるんでしょうけれども、一時期、七〇年代にあってはそういう自然延長論が優勢だというふうなことを非常に主張された。そういう考え方、そういう見方というものは現在の立場ではとらないわけですね。変わったんでしょうか。いかがですか。

○國務大臣(池田行彦君) 確かに御指摘のような答弁を申し上げたことがあったようでございました。具体的には、韓国との大陸棚南部共同開発協定の国会審議の際ではなかったかと存じますけれども、その当時、国際的な状況としていわゆる自然延長論に対する支持がずっと強まりつづつあった、そういう状況を踏まえてそういう御答弁をしたことは確かにあります。

しかし、その後いろいろの国連でも審議が進みまして、検討が進みまして、この国連海洋法条約が採択されたわけでございますが、そこでは明示的に自然延長論が規定されるということにはなりませぬで、むしろ沿岸国の二百海里までの海底及び上部水域がEEZのもとに規定されるということになつたわけでございますので、原則として二百海里大陸棚ということになつたとして、現在の御審議をいただいております国連海洋法条約を御提案した政府の立場としては、現在の状況を踏まえて御説明申し上げ、また御審議をお願いしている、こういうことでござります。

○立木洋君 これは外務省の方で結構なんですがれども、今、一九七〇年代以降、いわゆる向かい合っている国同士の大陸棚境界の画定が中間線で画定されたのは、全体の比率の中でどのぐらいの比率を占めているのでしょうか。

○政府委員(谷内正太郎君) 向かい合っている国の中でも中間線をやっている国でございますけれども、先例いたしまして例えば今手元で見ますだけでも十数つ、これは自分でそれを宣言してい

るところ、それから合意してやっているもの両方含めてでございますけれども、十数つあると理解しております。

○立木洋君 私も調べてみると、海洋時報でデータが出ておりまして、一九七〇年代後半以降、等距離以外の方法による境界が画定された件数は全体の三分の一に満たない、こういうデータもあるわけですね。だから、大臣が今おっしゃったように、その後の経過を見れば、いわゆる自然延長論が優勢を占めておるという当時の見方とはやっぱり大きく変わってきているということも私は大切な点だと思います。

それから、一九八二年に行われましたチュニジアとリビアとの大陸棚事件の判例の問題ですね。これは隣接した海岸を持つ国の場合における判例なんですけれども、この場合も自国の延長線部分の存在が認定されればそれがそのまま大陸棚の平衡的な境界画定をもたらすという主張は誤りであるという判例が出ておりますし、それから一九八五年のリビアとマルタの境界の画定の判例、この場合も、この自然延長は、それに基づく地質学的な要因は、その間に四百海里以上離れている二国間で大陸棚の境界画定を行なう際の基準とはなり得ないであります。

だから、私は中間線で主張するということがこゝで問題として引き合ひに出したいのは、一九八五年のリビア・マルタ大陸棚事件の判決では、

日本韓大陸棚の北部の協定というのは、中間線で権限を主張することが可能だというふうなことがも出ているので、こういうふうな大陸棚の境界の画定の問題についてその後の推移を見てみると、いわゆる慣習法的に国際的にもこれは定着しているとまで見てもいいんじゃないかというふうに思うんですけれども、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○國務大臣(池田行彦君) 先ほど今回の条約の規定のしぶりについて御答弁申し上げました。それから、今も御指摘ございましたけれども、その後のいろいろな判決、判例も出たわけでございますが、そういうものが必ずしも我が国のケースに直接当てはまるかどうかはともかくとして、いろいろそういう判決、判例の示唆するところなんかを見てまいりますと、全体として相対国との間の距離が四百海里未満の大陸棚につきましては自然延長論が適用されないという方向での議論が優勢であるということとは言えるんじゃないかと思います。

いずれにいたしましても、先ほども御答弁申し上げましたけれども、我が国としては中間線原則、これによるということで対応したい、こう考えております。

○立木洋君 これは八十三条のところに書いてあります。いわゆる国際司法裁判所規程三十八条に基づくという内容で、その三十八条の内容を引いた上、衡平な考慮に基づいて調整して定めるというふうになつてているわけですね。

だから、私は中間線で主張するということがこゝで問題として引き合ひに出したいのは、一九八五年のリビア・マルタ大陸棚事件の判決では、

なぜ私がこういうことをくどくどと今改めて外務大臣にお尋ねしているかということは、私は日本韓大陸棚のときの南部の協定、これについてどうしてもひつかかる点があるので、この問題を改めてたたしておきたいという考え方があるんです。

○國務大臣(池田行彦君) 歴史をつくる過程においては、後世から見てどういう判断をされるかな

日本韓大陸棚の北部の協定というのは、中間線で大体決めたんですね。南部の協定の場合には、これは御承知のように、中間線から日本の内部に入った側を共同開発する。だから、これはどうして権限を主張することが可能だというふうなことがも出ているので、こういうふうな大陸棚の境界の画定の問題についてその後の推移を見てみると、いわゆる慣習法的に国際的にもこれは定着しているとまで見てもいいんじゃないかというふうに思うんですけれども、その辺のお考えはいかがではないかといふうな当時の批判もあつたんです。まして言うならば、中間線といえば、こちらから大陸棚で言うから、今も御指摘ございましたけれども、その後のいろいろな判決、判例も出たわけでございますが、そういうものが必ずしも我が国のケースに直接当てはまるかどうかはともかくとして、いろいろそういう判決、判例の示唆するところなんかを見てまいりますと、全体として相対国との間の距離が四百海里未満の大陸棚につきましては自然延長論が適用されないという方向での議論が優勢であるということとは言えるんじゃないかと思いまよ。

そのときの古文書みたいなものを、外務省がされた文書を私は持ってきたんですけど、これは外務省が日韓大陸棚協定について昭和五十二年一月二十日に出された文書なんです。これは一九七七年ですよ。これは、日韓大陸棚が何回か廢案になって、そしてついに一九七七年に参議院では自然成立するというふうな状態で通過した内容ですが、このときに出されている文書の中にこういうことが書かれたんですね。

「海洋法会議の趨勢は、いわゆる自然延長論がますます優勢であり、新しい海洋法条約の成立まで本件成立の批准を待っても我が国にとって形勢が有利となる」とは全く期待できず、むしろ時間の経過とともに我が国は不利になることが予想される」と。だから、今急いで共同で開発するという手段をとる方が開發をおくらせる立場よりも合理的なんだという立場で主張されたのが当時の海洋法、いわゆる大陸棚の境界画定に対する国際的な推移の見方だったと思うんです。

私は、これは今、そういう見方は適切ではないかって、正確ではなかつたというふうに考えることができると思うんです。古文書みたいなものを引っ張り出してなんですかけれども、その点だけはつきりさせておいていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○國務大臣(池田行彦君) 歴史をつくる過程においては、後世から見てどういう判断をされるかな

かなか難しいところでござりますけれども、確かにあの時点においては、国連その他の場における議論においても自然延長論が非常に大きな勢いがあったということは否定できないと思います。また、そういった時点において、いろいろなことがござりますけれども、韓国との間であるような協定を結んだということはそれなりの意義があつたと私は思います。しかし、その際に、今後もますますこの勢いがといったところは、その後の事実あるいは議論の経過を見てみますとそうはならなかつたということは認めざるを得ないと、こう思ひます。

したがいまして、いずれにしても、現在私どもが御審議をお願いしておりますこの条約に基づいて、条約の締結を踏まえていろいろ交渉してまいります場合には、先ほど申しましたように基本的に中間線原則によって対応してまいりたい。ただし、これも相手のあることでございますから、最終的にどういうふうな合意が成るかというのには、これは交渉をしてみまして、ぎりぎり双方の受け入れ可能な解決策を模索していくことになります。

○立木洋君 その当時、全体が自然延長論が優勢だというふうに見たわけではなくて、私たちは當時のほかの野党の方とも一緒にその点については異論を唱えたんですよ。だから、そういう見解もあつたということだけ一言申し述べさせておいたときたいと思うんです。

私は、今度の大陸棚の問題を考える場合に、國際司法裁判所規程の三十八条に述べられている内容に基づいてきらっと理論的な構築をして、交渉の場で堂々と主張するならばこれは必ず、合意が見られない場合でも暫定的な取り決めをすることができるわけですから、そういう点については過去のそういうふうな状況を再び繰り返さないで筋を通した立場を貢いでいただきたい。

そういう点からいいますと、この日韓大陸棚の南部協定について言えば、北部協定とあわせて五十年の期間を持っているわけですね。そうする

と、二〇一七年まで日韓大陸棚の南部協定というものは事実上生きている状態にあるわけです。ですから、今後大陸棚協定を日韓間で想定する場合にについては、この問題についてはやっぱりその立場を改めるということが必要になってくるんじゃないぞありますけれども、韓国との間であるような協定を結んだということはそれなりの意義があつたと私は思います。しかし、その際に、今後もますますこの勢いがといったところは、その後の事実あるいは議論の経過を見てみますとそうはならなかつたということは認めざるを得ないと、こう思ひます。

○國務大臣(池田行彦君) 先ほども申しましたように、それぞれいろいろ原則的なあるいは基本的な立場はござりますけれども、しかし最終的には合意というのは、あるいは解決策というの、これはそういったものをお互い踏まえながらも折衝してまいりまして、そして双方にとってこれなら最終的にどういうふうな合意ができる、こういうことまで受け入れ可能な合意ができる、こういうことでござります。

したがいまして、一たんそういうもので合意が成立して、現在でありますそういう協定とO立木洋君 その当時、全体が自然延長論が優勢だというふうに見たわけではなくて、私たちは當時のほかの野党の方とも一緒にその点については異論を唱えたんですよ。だから、そういう見解もあつたということだけ一言申し述べさせておいたときたいと思うんです。

私は、今度の大陸棚の問題を考える場合に、國際司法裁判所規程の三十八条に述べられている内容に基づいてきらっと理論的な構築をして、交渉の場で堂々と主張するならばこれは必ず、合意が見られない場合でも暫定的な取り決めをすることができるわけですから、そういう点については過去のそういうふうな状況を再び繰り返さないで筋を通した立場を貢いでいただきたい。

そういう点からいいますと、この日韓大陸棚の南部協定について言えば、北部協定とあわせて五十年の期間を持っているわけですね。そうする

ように、衡平に解決するために国際法に基づいて合意により行うということですから、それは十分に相手側と話し合うということが基本になるわけですけれども、今申し述べた国際法や国際判例から見ても、私は中間線ということは非常に妥当な協定を守り通すという立場を貫かれるのではなくて、その問題についてはよく私は検討していただけですから、今の問題についても改めてよく御検討をいたくよに、そしてそういう立場に立った外交姿勢を貫いていただけるよう、改めてその点は御要望いたしておきたいというふうに思います。

そのことと関連して、先ほど来問題になつておられますいわゆる経済水域の二百海里の問題ですが、これは五十五条と同じように規定がされておりません。この点についても同じようにいわゆる話が、これは五十五条と同じようにいわゆる話になります。この点についても同じようにいわゆる話し合い合意により解決するということになつておられます。この点についても同じように基本的な立場というのの中間線に基づいてと理解してよろしいんでしょうか。

○政府委員(加藤良三君) 中国、韓国との関係とO立木洋君 この問題について、ここで竹島問題を改めて私は議論するだけの時間がありませんから、さきほはは議論はいたしませんけれども、この点が、これは今の国連海洋法条約の規定に従つて排他的經濟水域の境界画定について協議を行つていくことになるわけでございますが、日本と韓国の間の排他的經濟水域の境界画定については、三月の日韓首脳会談において竹島の領有権にかかる問題とは切り離しつつ協議していくということで合意されたところでございまして、右合意に従つて早期に交渉を開始したいと考えているわけでございます。

いざれにいたしましても、委員御指摘のとおり、海洋法条約の規定に従つて衡平な解決に到達するため、相手国との合意を探るということになります。

○立木洋君 先ほど来大臣は、竹島問題は一時切

り離してという趣旨のことを答弁されていることは理解しているわけです。

この問題について言えば、いわゆる中間線の問題をとるなら、離島からいえば九十七海里ぐらいたいということをも、外務大臣並びに農水大臣にも要望しておきたいというふうに思います。

次の問題としては、科技厅の方とあわせてまた外務省の方にも関係があるかと思いますけれども、若干お尋ねさせていただきたいと思うんであります。

この問題に關しましては、第十一部のところでの海洋環境の保護及び保全ということが非常に詳し

く述べられております。この問題に関しては、いわゆる海洋汚染のすべての発生源を取り除くとか、それが生じた場合にはいかゆる情報をしかるべき交換して速やかにその実態を把握するとかいふうな内容等が決められており、世界的及び地域的な協力等も問題とされているところであります。

この問題で私の方も資料をいろいろ調べてみたわけですが、それとも、先ほど来同僚議員の方からも質問がありまして、わざわざ放射能汚染に関する問題、これはやっぱり極めて重視していかなければならぬ問題だろうというふうに思っているわけです。海洋の核物質、特にプルトニウムの汚染の問題あるいは放射能の問題についても、生物濃縮や影響が極めて長期にわたるということを考えると、海洋環境の問題にとってもやっぱり極めて重大な問題だらうというふうに思うんです。

この問題については、現在までいわゆるそういうふうな放射能の汚染の状態が実際には量的にはどの程度の状況になっているのかという現状については、どんなふうにお考えになつておられるんでしょうか。

九五九年から九二年までの間に一万八千五百キュリ、このうち一万一千三百キュリーが液体でござりますが、残りの六千二百キュリーが固体で、こういうふうなことになっているというふうなことがロシア側の報告で出ております。

それから、あと日本近海では我が国そのものが、房総沖といいますかそこに、時期的には一九五五年から六年でございますからもうかなり以前でございますが、コンクリート詰めにしたアイントソートープを投棄したと、こういうふうなことがあります。

それから韓国が、やはりこれは日本海側でございますが、韓国側から見ますと東岸の方に当たるわけでございますが、一九六八年から七二年にかけてやはり放射性同位元素をドラム缶で百十五本投棄した、こういうふうなことが明らかになつております。

○立木洋君 ロシアの数字については私の方も、若干違いがありますけれども、ロシアの資料で調べた内容について言えばほぼ同一視しているんじゃないかというふうに思います。

ロシアが投棄した放射能の量が一千四百八十四

表によりますと五万キロキュリーという数字をしているんですね。ほぼそれに近いか、あるいはそれに近づく状況にまで、海洋に投棄されている放射能汚染物質の状態がそれぐらいの水準になると状態にあるというふうな極めて厳しい指摘されています。あるいは、今現状はそれの三分の一だとか二分の一だとかいううに指摘されている数字もあります。

これはどれが正確かというふうなことは私はべるわけにはいきませんからわかりませんけれども、そういう核物質の、放射性物質の投棄の問題というのは、将来、相当長期にわたって考えるならば、いろいろな生物資源に対する影響だとばかり環境を非常に害するものになりかねないといふ実態があるんではないかというふうに思うんですけれども、この点について科技長官と外務大臣の方にちょっと御所見を、こういう実態についてどういうふうにお考えになつているのかお述べただけるとありがたいんですが。

○國務大臣(中川秀直君) 詳しいそういうチエノブイリと同量のものがあるという御指摘は、一概的にそうだと断定しておるまでは十分いって

行われておりますが、現在それについて採取試料の分析等をやりまして、おおむね一年後になるこの夏にも公表するという予定であると、こういふことでござります。

○立木洋君 何かございましたら。

○国務大臣(池田行彦君) これまでの事実関係あるいはその調査の実施状況につきましては、ただいま科学技術庁長官から詳しく述べがございましましたが、私どももそのように承知しております。

○立木洋君 この問題については、私はやっぱり実態を正確に把握するということが非常に大切だらうと思つてゐます。今言つたように、私の方で述べた数字というのは全部国際的に確定された数字ではありません。いろいろな団体が発表した数字ですからまちまちであるということは十分にわかるわけですがれども、しかしこれが長期にわたってふえていくと非常に大変な事態になると、科技庁のお考査としてもそういうふうな見方をなさざるということはそのとおりだと思うんです。

この点については、「百条に「海洋環境の汚染について取得した情報及びデータの交換を奨励するため協力する。」といふうな文言があるわけ

表によりますと五万キロキュリーという数字を示しているんですね。ほぼそれに近いか、あるいはそれに近づく状況にまで、海洋に投棄される放射能汚染物質の状態がそれぐらいの水準になる状態にあるというふうな極めて厳しい指摘をされている数字もあります。あるいは、今現状はそれの三分の一だとか二分の一だとかといううに指摘されている数字もあります。

これはどれが正確かということは私はべるわけにはいきませんからわからせんけれども、そういう核物質の、放射性物質の投棄の問題というのは、将来、相当長期にわたって考えるらば、いろいろな生物資源に対する影響などから洋環境を非常に害するものになりかねないという実態があるんではないかと思うんです。けれども、この点について科技庁長官と外務大臣の方にちょっと御所見を、こういう実態についてどういうふうにお考えになつてあるのかお述べただけるとありがたいんですけど。

○國務大臣（中川秀直君） 詳しいそういうチエノブイリと同量のものがあるという御指摘は、實際的にそうだと断定しておるまでは十分いってないんではないかと、こう理解をいたします。

いずれにしても、我々は、そういうような状態、特にロシアが白書で公表した事実について、直ちに二度とそういうことをしないように申しあれ、そしてまた九三年五月と十一月、二度にわたりまして日ロの合同作業部会も開催をしまして、日韓ロ共同海洋調査の実施を決め、それに基づいて第一回目が平成六年三月から四月にかけて、本海におけるロシアの投棄海域七地点において韓ロの共同海洋調査をやっておるわけでござります。これは昨年の七月ですか、日韓ロ及びIAEAによって共同調査報告書がまとめられておりました。これによれば異常な値は検出されていないでありますし、また放射性廃棄物の海洋投棄による影響も認められていないということでござります。

行われておりますが、現在それについて採取試料の分析等をやりまして、おおむね一年後になるこの夏にも公表するという予定であると、こういふことでござります。

○立木洋君 何かございましたら。

○国務大臣(池田行彦君) これまでの事実関係あるいはその調査の実施状況につきましては、ただいま科学技術庁長官から詳しく述べがござります。したが、私どももそのように承知しております。

○立木洋君 この問題については、私はやっぱり実態を正確に把握するということが非常に大切だらうと思つてゐます。今言つたように、私の方で述べた数字というのは全部国際的に確定された数字ではありません。いろいろな団体が発表した数字ですからまちまちであるということは十分にわかるわけですけれども、しかしこれが長期にわたつてふえていくと非常に大変な事態になると、科技庁のお考えとしてもそういうふうな見方をなさつておるということはそのとおりだと思います。

この点については、「百条に「海洋環境の汚染について取得した情報及びデータの交換を奨励するため協力する」というふうな文言もあるわけですから、国際的に必要なそういう情報を収集するため協力する」というふうな文言もあるわけですが、これは外務省の方にお願いすることになるんでしょうか、どうでしょか。

○政府委員(河村武和君) 科学技術庁長官が今お答えいたしましたとおり、ロシアによる投棄につきまして実際に一九九三年に問題となつたわけですが、ますけれども、「こういう」とが実際に生じた場合におきまして、我が国としては必要に応じた関係国の協力を得て調査等を行つてゐる、こういふことでござります。我が国としていること、今後仮に同じような事態が生ずるというようになことがござりますれば、関係国間の協議でありますとかロンドン条約締約国との協議会議であります

すとか海洋法条約締約国会議等の場を通じて適切に対処していかたい、このように考えておりま

す。

○立木洋君 大臣にお聞きいただきたいんですけども、この問題は先ほど述べられたように、第十節の主権免除の項、二百二十六条にある主権免除の件について言えば、言つならば軍艦や軍の支援船には適用しないというふうになっているわけです。ところが、実際にロシアなどの資料を見てみても、原潜とか軍艦とか核爆弾とか、いわゆる軍に關係するそういうものが沈没した場合の方が放射能汚染というのは大きいんですよ。それは、ロシアの政府が出している報告書によつてもそういうふうになつてゐるんです。

つまり、一九七二年のロンドン条約ですか、この問題でも軍艦だとかそういうものは排除されてゐるわけです。今度の海洋法条約でも、この二百三十六条で主権免除といつことにされていて、

軍艦や軍の支援船等々については適用しないといふふうなことになつて、実質的には放射能汚染が生じるいわゆる原潜が沈没した場合、実際にどういうふうな状態になつて、その放射能汚染がどうなつているのかというふうな問題については事実が報告されない、それが放置されてしまつというふうな状態になつた方が極めて大きいんです。そうすると、ロンドン条約にしても今度の海洋法条約にしても、これが事実上放射能汚染の最も大きい抜け穴になる危険性がある。そうすると、将来のこういう放射能汚染の問題を重視して考へる場合に、こういう問題を抜きにして考へるわけにはいかないだろうというふうに私は思つんで

す。ですから、この問題については、軍艦の構造だけではないかという御趣旨かと存じますけれども、こういった多国間の国際条約をつくりますときには、いろいろな立場からの配慮、考慮あるいが沈没してしまえば事実上それが軍の機密だからなんとかにかかることではなくなるわけです。

ここに書いてありますように、「これらの問題については「運航能力を阻害しないような適当な措置をとることにより、これらの船舶又は航空機が合理的かつ実行可能である限り」この条約に即して行動することを確保する。」ということになるならば、沈没してしまつた軍艦あるいは原潜から出る放射能汚染の問題については、これは直ちにそれを掌握して、情報を提供して、そういう問題に対する汚染を防ぐような方法、それに対処するよ

うな方法というのをとることが私は必要ではないかと思うのです。

ここにある主権免除の問題点との関連では、そいういう沈没してしまつたり核弾頭を投棄してしまつたような場合、放棄してしまつたような場合には、一定の情報提供なり何らかの形でそれに対する必要な対処がとれるようなことを行うべきではないかというふうな感じがするんですけども、いかがでしょうか。

○國務大臣(池田行彦君) 御指摘のとおり、この海洋法条約でも「二百二十六条で主権免除がございまますし、またロンドン条約でもやはり軍艦等についてはこれは適用されないとなっております。しかししながら、一方において、同じ条項のただし書きのところで、「これについても実行可能であります。」といふ。そういうある意味の義務規定はどうなつておこざいます。ロンドン条約も同じでござります。そういうことでございましたし、また御承知のとおり、ロシアも先般ロンドン条約の改定議定書も受諾したところでござりますので、そういった意味でのある程度の協力は確保されているんだと思います。

さらに進んで何か国際的な約束を取り決めるべきではないかという御趣旨かと存じますけれども、こういった多国間の国際条約をつくりますときには、いろいろな立場からの配慮、考慮あるいが沈没してしまえば事実上それが軍の機密だからなんとかにかかることではなくなるわけですが、それが沈没してしまえば事実上それが軍の機密だからなんとかにかかることではなくなるわけです。

いずれにしても協力義務はある。そしてまた、そういう精神に即して他の面でも行動することをとも求められると思つてございます。

○立木洋君 最後に一言だけ。

先ほど申し上げました大陸棚の境界画定の問題、二百海里の境界画定の問題についても、先ほど述べられた点でぜひとも最後まで速やかに実現できるよう努力していただきたいということを

重ねて申し上げるとともに、今日のこの問題も放

射能汚染の問題も極めて重要ですから、今後とも引き続いて状況を見て適切な形で努力されるよう、努力をしていくことが将来の子孫に健全な海洋を残していく私たちの責務もあると考えますので、努力のほどを重ねて要望して、私の質問を終わります。

○本岡昭次君 私は、竹島領有権問題に絞って質

問いたします。
○本岡昭次君 私は、竹島領有権問題に絞って質問いたします。
○本岡昭次君 私は、竹島へ行ったことはないんですが、竹島に関する情報を私たちが読んで勉強する限り、人間がそこに住んで独自の経済的生活を維持するところではあり得ないと思うんですが、そこは解説はどうなるんですか。

○政府委員(谷内正太郎君) おっしゃるとおりでござります。

○本岡昭次君 私は竹島へ行ったことはないんで

すが、竹島に関する情報を私たちが読んで勉強す

る限り、人間がそこに住んで独自の経済的生活を

維持するところではあり得ないと思うんですが、

そこは解説はどうなるんですか。

○政府委員(谷内正太郎君) この条約の第一百二十一条三項の規定でございますが、読み上げません

けれども、そもそも岩とは何ぞやという定義はこ

の条約上ないわけござります。また、ここに書

いてあります岩の内容が明確ではなくて、また各

国の国家事項等を見ましても、現時点におきまし

て、同規定により特定の地形を持つたものが排他

的經濟水域または大陸棚を有しないとする根拠は

ないわけでござります。

したがいまして、我が国といたしましては、先

ほど申しましたように、竹島は本条約のもとでも

排他的經濟水域及び大陸棚を有することができる

というふうに考えておるわけでござります。

○本岡昭次君 そうしますと、この海洋法条約を締結した場合に、紛争を解決するために国際海洋

法裁判所というものが設置されると聞いていま

す。そうすると、韓国側がこれはいわゆる排他的

両国間で平和的な解決が困難ないか、鋭意努力してまいりたい、こう考えている次第でござります。

○本岡昭次君 今の答弁では困るんですが、先へ進んで、どこかでまた再質問をいたします。

そこでお尋ねするんですが、竹島というのは海

洋法条約上の島ですか岩ですか。

○政府委員(谷内正太郎君) 私どもとしては大陸

棚・經濟水域を有する島であるというふうに考

えております。

経済水域とか大陸棚に関係する島ではない、岩だと

と、岩礁だと訴えることも可能なんですね。

○政府委員(谷内正太郎君) 各国がどのような立場をとられるか、私どもとして今云々すべきではないと思いませんけれども、理論的には先ほど申しましたように定義等あるいは国家実行がはつきりしていなかったということを申し上げて以上、私どももと違った立場を理論づけてそれを議論されるということはもちろんあり得ることだと思っております。

○本岡昭次君 いや、議論というより、裁判所に訴えることができますねと聞いておる。訴えた場合に、日本はそれに応じますね。

○政府委員(谷内正太郎君) 先生もう十分御承知の上で御質問されているとは思いますが、裁判所に訴えることができる、義務的管轄権といふものを受け入れている国同士の間で、一方が要請したときに片方は行かなくちゃいけないという形になつておるわけです。日本は義務的管轄権を受け入れておりますけれども韓国は受け入れていないと、こういう状況でございます。そのような状況でもって両国がそれを国際司法裁判所に持つていくかどうか、これについてはちょっと今の時点はどうとも申し上げられないというのが実情でございます。

○本岡昭次君 私は国際司法裁判所とは言つていません。国際海洋法裁判所について言つてゐる。○政府委員(谷内正太郎君) 海洋法裁判所は、この海洋法条約の解釈、適用をめぐる紛争についてのものでございまさから、領有権そのものについて海洋法裁判所で争うということは考えられないところでござります。

○本岡昭次君 私は何も領有権のことなんて言つていませんよ。岩か島かのことを訴えることはできてしまうと聞いておるんです。

○政府委員(谷内正太郎君) 失礼いたしました。岩かどうかといった問題について、管轄権を受け入れるかどうかはちょっと別にしまして、それを

争えるかということをさいますれば、それは当然議論されるというふうに考えます。

○本岡昭次君 正確に質問を聞いて答えてくださいね。

それから一番目に竹島の領有権問題について、我が国は、一九五一年一月十八日の李承晩ラインの設定に対する抗議として韓国に日本の領有権を口上書で主張して以来、今日までこうした口上書を韓国政府に何回出してきたんですか。數十回と

いうふうなことが言われていますが、正確に何回と言つてください。これからも抗議の口上書を韓国に出し続けるのですか。一番最近申し入れた口上書の時期とその内容について説明してください。

○政府委員(加藤良三君) 竹島問題に関する口上書は、昭和二十七年、一九五二年以来六十五回提示されております。

それから、最近の例ということをさしますが、最も最近においては昨年の七月に発出されておりまして、その内容は、竹島の領有権についての我が国日本の一貫した立場に基づいて、韓国が竹島を事実上占拠していることに対して抗議するとともに、韓国側が構築した施設の撤去などを要求する内容のものでございます。

○本岡昭次君 今日までそれぞれ重要な段階で今おっしゃるような口上書が出されてきたと思うんです。日本と韓国の関係というのは、植民地支配

あるいは侵略戦争等々の中いろいろと歴史的な認識の問題等で難しいことがあります、しかし

隣国であり、同じ資本主義経済という道、また民主主義の社会を求めていく、そういう意味では友好な関係にあるんではないかと私は考へているんです。少なくとも私は友好国だといつぶつに判断しているんですが、なぜそれが解決しないのか、極めて遺憾です。

それで、今まで六十五回も口上書を出されたかと。どんな口上書をそれぞれの時期に出されたかということが非常に私は興味があるんです。その

だきたい。いかがですか。

○政府委員(加藤良三君) 今申し上げました口上書は、韓国政府にてた日本からの外交文書でございまして、問題自体が現在もなお日韓間で係争中であるという事情がありますことから、私どもいたしましては現時点で口上書の公開ということも考えておりません。

ただ、内容として申し上げれば、韓国側による竹島の占拠に対する抗議、それから韓国側が構築した施設の撤去の要求、これが主なものでございまして、そのほかに韓国側による我が方巡視船に対する銃撃、発砲事件に対する抗議、我が國の領有権の根拠を示した見解の表明、国際司法裁判所への付託の提議、竹島における射撃訓練に対する抗議、こういったものが内容になつております。

○本岡昭次君 紛争中だから公開できないと。紛争が終わったら公開をしてもいいということですか。

○政府委員(加藤良三君) ちょっとと繰り返しますが、恐縮でございますが、今係争中の最も機微な領土問題に関するものでございますので口上書の公開は差し控えさせていただきたいということをさします。

○政府委員(加藤良三君) ちょっとと繰り返しますが、恐縮でございますが、今係争中の最も機微な領土問題に関するものでございますので口上書の公開は差し控えさせていただきたいということをさします。一般的には今的基本的な事實を踏まえて文書公開のルールにのつて対処されるべき問題と考えております。

○本岡昭次君 係争中、紛争中のものだから公開できない、相手のあることであるし。だから、紛争が終わったら公開をしていいということです。

○本岡昭次君 おっしゃるような口上書が出されてきたと思うんです。日本と韓国の関係というのは、植民地支配あるいは侵略戦争等々の中いろいろと歴史的な認識の問題等で難しいことがあります、しかし

隣国であり、同じ資本主義経済という道、また民主主義の社会を求めていく、そういう意味では友好な関係にあるんではないかと私は考へているんです。少なくとも私は友好国だといつぶつに判断しているんですが、なぜそれが解決しないのか、極めて遺憾です。

○本岡昭次君 私は、外務省の外交問題は信出しでございますよ。しかし、韓国との間で口上書が六十五回も出されたという、こんなことは大変なことだと思いますよ。だから、外交というのは外務省が専門的におやりになることであつたとしても、やはり国民の合意というものが一方の背景になければ私はうまくいかぬと思うんです。秘

密主義にして、そしてその秘密を占有することによって外務省の権威が高まるというものでもないと思つうんです。だから、可能なものはできるだけ公開して、国民世論に外務省の考え方を求めていく

景になれば私はうまくいかぬと思うんです。景になれば私はうまくいかぬと思うんです。だなとみんな思いますよ。だから、可能なものができるだけ

対する銃撃、発砲事件に対する抗議、我が國の領有権の根拠を示した見解の表明、国際司法裁判所への付託の提議、竹島における射撃訓練に対する抗議、こういったものが内容になつております。

○本岡昭次君 紛争中だから公開できないと。紛争が終わったら公開をしてもいいということです。

○政府委員(加藤良三君) おっしゃるなんなら、少なくとも今幾つかの項目という

ので公開されましたから、一回から六十五回まで一、二、三、四、五と書いてもらって、そこに一体何をそこで言つたのかということを文書で私の手元に資料として出していただけますか。口上書のものじゃなくて、何をそのときに出したかと。それぐらいのことはできるんでしよう。

○政府委員(加藤良三君) 先ほど申し上げましたところがこれまで六十五回にわたって発出された口上書の主たる内容でございますが、昭和二十七年から昭和五十五年までの間で四十七件、これはいずれも竹島の韓国側による占拠に対する抗議、それから施設の撤去を内容とするものでございます。

○政府委員(加藤良三君) 昭和五十六年、すなはち一九八一年以降は十八件ござります。これも不法占拠に対する抗議と施設などの即時撤去の要求を内容とするものでございます。

○本岡昭次君 幸いにして、両国間で平和的な解決を見た場合に口上書をどうするかという点でございますが、それは解決を見た段階で、それを踏まえて両国の

関係、その時点から将来に向かつてどういうふうに持つていくか、そういうことも考えながらその

時点に対応は考えるべきものと、こう考える次第

以下、同じようなものが、昭和五十七年一件、昭和五十八年二件、五十九年一件、六十一年一件、六十二年一件、六十三年一件、平成元年二件、平成三年一件、平成四年三件、このうち平成四年の三件につきましては韓国の軍艦による我が国巡視船への示威行動への抗議であり、また竹島領海内での射撃訓練への抗議を内容とするものである、

こういうことになつております。

そういう次第でござりますので、私どもとしても、できるだけこの内容を今御説明したというふうにお許しを得られればと考えます。

六二年三月の日韓外相会談の際に、当時の小坂外務大臣から崔韓国外務部長官に対してもう一度提議したということです」といしまして、「これに対しても韓国側から前向きな反応は得られなかつたといふことでござります。

界画定を両国の合意によって仲裁判に付して解たものでござります。これは御指摘のとおりが、竹島の場合と異なりまして、サンピエ島、ミクロン島の領有権が争われたケースでございませんでした。

はご
ール
です
決し
である。そういう意味で、私としましても、韓
国、中国との漁業問題に関しては、国連海洋法条
約の趣旨を十分に踏まえた新たな漁業協定が早期
に締結されるように一生懸命頑張ってまいりたい
と思います。

手のあることでもあります。現時点できれいに明確にすることは差し控えさせていただきたいところです。

界画定を両国の合意によって仲裁判に付して解たるものでござります。これは御指摘のとおりが、竹島の場合と異なりまして、サンピエ島、ミクロン島の領有権が争われたケースでございませんでした。

仲裁判所ということでございますが、この国際司法裁判所と違う存在であるということざいますけれども、やっぱり国際司法裁判所

國、中國との漁業問題に関しては、国連海洋法条約の趣旨を十分に踏まえた新たな漁業協定が早期に締結されるよう一生懸命頑張ってまいりたいと思います。

とおっしゃればいいじゃないですか。そうしたたらすぐまた私は質問できるのに。なぜそういう余分なことを、私の貴重な時間をあなたたはお使いにならじよ。大したじよ。どう。（アーモンド）

思いますが、韓国が日本のそつとん問題に心配

様に紛争の当事者が裁判所において解決を求める
という合意があつて初めて動き出す仕組みになつ
ておるわけでござります。したがいまして、たと
え我が国の方が提訴を尾案したとしても、韓国が
現在の竹島の実情はどうなつてゐるか、ひとつ
教えていただければありがたいと思ひます。
伝え聞くところによりますと、韓国は竹島に漁

るのですが、外れし、なしてすが。
いうときはやつぱり注意すべきですよ。

そういう国際的なもので、それが基づいて問題の解決をするというルールを、やはり国連というものがある以上は私はやるべきだと思います。それについても、非常に残念だと思います。

これに応じてくるという義務がない以上は仲裁裁判所の管轄権は残念ながら設定されません。この竹島の件を仲裁裁判所に提訴するといふについては、引き続き検討をする側面があると私ども考えております。もちろん、政府としてあらゆる可能性を粘り強く検討して、大臣が申しましたように本問題の平和的な解決を志向してまでは、竹島を韓国領である既成事実化を成させまして、完成後には一般の観光客にも開放する方針であるというふうに聞いております。韓国は竹島を韓国領であるとしか思えない状況にあるわけであります。先ほど本岡先生の質問に対し、韓国に対して日本は六十五回にわたって口上で

○政府委員(加藤良三君) おっしゃられるとおそれりますが、どうぞ理由を御教示ください。

り、一九五四年の九月二十五日に韓國政府に対し
てこの問題を國際司法裁判所に付託すべく口上書
をもって日本側から提議したのでござります。

そこで、二つの国が一方の方針を立てて、それを実現するための協定として、サンスとカナダの間の海域の策定を実施するための仲裁裁判所を設置する協定というのを結びまして、サンピエール・ミクロン沖合の両国の海域を画定するための仲裁裁判所を設置したんです。国

○本岡昭次君 最後に農林水産大臣にお尋ね
いたいことは考へております。
直ぐ答へなければ困りますが、今の豆、寺
します。

書を出しているということですが、例えはこれほどの施設工事をしてある韓国に対しても文書によつて撤去の申し入れをした場合、どの程度の効果があつてどういう形で解決されているのか、その辺を尋ねたいとします。

慶吉法務部半所じゃなくて仲裁委半所用の設置する協定を結んで仲裁裁判所を設置して、そして一九九四年に仲裁判決を下してもらつて解決した、こういう事例があるんです。

議論でもなかなか困難な中身が山積している。しかし、漁業問題として、やはり経済としての解決は実態的なものとして進めてい

○政府委員(加藤良三君) 竹島の現状ということです。さういふことはございませんが、竹島においては一月に韓国外務部が接岸施設の工事を実施するという論議がなされています。

我が国はI.C.J.、国際司法裁判所の下すいかななる判決にも誠実に従うことを誓約いたしまして、判決があるまでの間は竹島及びその周辺において困難な事件の発生を防止するための共同の暫定措置を韓国側と協議する用意があるという旨の通報を行いました。これがその内容でござります。これに対して、韓国側は、同年十一月二十八日に文書をもってこれを拒否するということを通告してきたわけでございます。

だから、日本と韓国の問題も、こういう国際的に紛争を解決する知恵をみんながいろいろ出していいんですから、隣の国でいつまでもこの問題をこういう形で放置して、そして時として外務大臣の人形が焼かれてみたり、そんなことが起こらぬようにせなあかぬと私は思うんですよ。こうしたフランスとカナダのこの問題解決というのは参考にならぬのですか。

ければならないと考えます。そして、日本の従事者の仕事なり生活を守っていくという立場の問題解決が急がれると私は考えています。いう意味で、農林水産大臣としての決意をお聞きしておきたいと思います。

○國務大臣(大原一三君) 委員がるるおつしますように、特に日韓関係においてはこの竹題、頭の痛い問題を抱えているわけでござりますす。

漁業場でそう後に島間やいいまは、四月二十日に南アフリカで行われた日韓外相会談におきまして、池田大臣から孔聲明韓国外交部長官に対しまして我が方の一貫した立場を申されました。それに対しても、私は最も最近でございました。それに対しては我が方は、例えは最も最近でございました。それに対しても、韓国からこの工事は行なわれておるという回答がございました。

なお、委員がおっしゃられた六二年の方は、一
九五四年に今申し上げましたように正式に
韓国側に提案したI-C-I-Jへの提訴ということを

エール・ミクロン事件でござりますか、これはカナダのニューファンドランド島沖合のフランス領のサンピエール島、ミクロン島とカナダの間の境

したがって、總理、外務大臣からいろいろな
におっしゃっていますけれども、いわゆる領
題と切り離してこの問題が早急に解決される

機会
入れました。そしてあれまで、本件についての御
重な対応が重要であるということを述べた経緯が
ござります。

そういうことを背景にいたしまして、韓国の竹島に対する実効的支配といふものは、これは確立しているあるいは今後確立されるということはないといふに私どもは認識いたしております。

実効的支配が確立いたしますためには、国際法上もそこに平穏な占有が継続して行われるということが要件とされているようございます。そして、その平穏であるか否かということは、その関係国から一貫した抗議の意思表示というようなもの、すなわち時効の中斷に相当するようなもののが的確になされているかどうかによるところが大でございまして、これがなされている限り平穏性の要件は欠落する、すなわち実効的支配は確立しないといふことがあります。

したがって、今申し上げましたとおり、確かに接岸施設の工事、これは進捗中でござりますけれども、それによって韓國の事實上の支配というものは、一面物理的にそれが強化される面はござりますけれども、それが即韓國の竹島に対する実効的支配の確立を意味するものではないということにならうかと存じます。

○山田俊昭君 実効的支配がないと、こうおっしゃるわけだけれども、ただ日本のそのやり方が、抗議を繰り返していくだけというのがどうかと思うんですね。果たして将来にわたって韓国とのこの竹島問題を解決する上において賛明な方法、解決を保証するものかどうか、極めて疑問に思つてあります。むしろ韓国が歴史的経過とともに竹島の実効支配を合法化してしまつんではないか、我が国の立場をますます不利にしてしまつんではないかといふような危惧を持つわけであります。

そこで、今こそ正式に韓国に対し竹島をめぐる領有問題交渉の開始を直ちに申し入れられて決着を図られるべき時期だと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(池田行彦君) 先ほどアジア局長から御答弁申し上げましたように、韓国の竹島に対する事実上の支配が強まっているということは、そ

れは言えるかと思いますけれども、しかしそのことをもつていわゆる実効的支配が確立したとかあるいは将来確立するというものはございません。

そしてまた、そういうことをまず前提にいたしまして、現時点で正式に領有権問題の交渉開始を申し入れるべきではないかという御提議でございましたけれども、私どもいたしましては、先ほど申します御説明申し上げておりますように、何とかこれは両国間で平和的な解決を見出していくためにはいろいろな手法も考えながら粘り強く対処してまいりたいと、こう考えております。

現在のこれまでの韓国側の態度、姿勢から見まして、さてどういうふうな手法による解決を図ろうということで、正式に交渉を申し入れた場合に、それが具体的な交渉の開始、そして問題の解決に早急につながるような環境が今整つておるかと申しますと、必ずしも私はそこまで言えなく、そんな感じがいたします。

他方におきまして、委員も御承知のとおり、

今、日韓間においていろいろ相談、協議をいたしまして合意を見なくちゃいけない問題、この海洋法締結に伴つてEZの問題あるいは漁業の問題を中心としているのでございます。そういうことでは、まさに韓國との友好親善の関係は、これはしっかりと確保し、さらに強化していくかなくちゃならない。

そういうふうな事情を勘案いたしますと、私どもいたしましては、我が国の立場は一貫しておりますし、何とか平和的解決を図つて、そのための努力は継続してまいりますが、今御指摘のように領有権に係る交渉を正式に始めようじゃないかということを提議するというのは必ずしも時を得ていないのではないかなど、こんな感じを持つておる次第でござります。

○山田俊昭君 竹島問題は、隣の先生と重複する部分もあるのでこの程度にします。

今度は運輸省にお尋ねをいたしますが、今回の

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の改正の骨子の一つであります海洋汚染事犯における担保金制度について御質問をいたします。

この制度は、同法の規定に違反した外国船舶に

ついて担保金等を提供することを条件に速やかな

釈放を図る制度とのことであります。相手方が

外国船舶であること、海洋が広大でそのまま逃走

されたら後日の確保が困難であること、国によつてはテロリストですら保護しようという国があり

ますが、このような国に逃げ込まれた場合に手の

打ちようがないのではないかということを考慮い

たしますと、刑事手続への出頭を担保する制度と

しては甚だ疑問と思われますが、いかがでしょう

か。

また、運用のいかんによっては、外国船舶をして担保金さえ払えば何をやってもいいというよう

な誤った認識を生ぜしめて、同法の違法意識を甚だ希薄にする要因になりかねないと思うのです

が、運輸大臣の所感をお伺いいたします。

○政府委員(森野裕君) 御案内のとおり、海洋法

条約では、海洋環境の保護あるいは保全といった分野につきまして、沿岸国的情報権を排他的経済

水域まで拡大するということを認めます一方で、いわゆる船舶航行の利益と申しますか、要するに船舶を拘束することによる不利益の防止という観

点から、外国船舶が海洋汚染事犯を起こしました場合に、保証金の提供などの合理的な手続に従うことを条件にしまして速やかに釈放する制度、いわゆるボンド制度を設けることを求めておるわけ

でござります。

このため、その違反者の刑事手続への出頭などを担保する、いわゆる担保金の提供を条件としま

して釈放を行うという制度を今回導入するわけでござりますけれども、ただいま先生お話しのとおり

ちろんこの制度の趣旨に反するわけでございます。

したがつて、この基準の範囲の中ににおいて、具

体的には個別の事犯に応じて取締官が決定すると

いうことになる予定でございます。

○山田俊昭君 同法に基づく釈放と日本の刑事訴

讼法八十八条以下の保釈との相違についてはど

こにあるんですか。

○政府委員(森野裕君) 担保金制度は、先ほど申

しましたとおり、海洋汚染事犯が起きました場合

に、主務大臣に担保金等が提供されることを条件

としまして、逮捕が行われました被疑者あるいは

は、その担保金は国庫に帰属されるということにならないわけでございまして、この罰金とのバランスを十分考慮しながら担保金の額を設定していくと

いうことで進めていきたいと思っております。

○山田俊昭君 日本にも保釈制度が刑事訴訟法に

あるわけですから、主務大臣、つまり運輸大臣が担保金を請求するわけですね。その担保金は

一体どのような基準に基づいてどういう額を算出

していくのか、具体的な基準などがあつたら教えていただきたいんです。

○政府委員(森野裕君) 担保金の額につきましては、今回の改正海洋汚染防止法によりまして、主

務大臣の定める基準に従つて取締官が決定すると

いうことになつておるわけですが、その主

務大臣が定める基準に際しまして考慮すべき事項

と、いうものは政令で決めることになつております。

現在その政令を検討中でござりますけれども、

その内容といたしましては、まず第一に違反の類型、これは例えは故意犯であるか過失犯であるか

か、あるいは実際に油を流した実質犯であるか形

式犯であるかといったよつうなそういう違反の類型。二番目に、法律に定められました罰金額。三

番目に、例えは油を流した場合でありますから四番目に、初犯であるかあるいは累犯である

か、その違反の回数といったよつうのものを考慮いたしまして基準を定めるということになつております。

したがつて、この基準の範囲の中ににおいて、具

体的には個別の事犯に応じて取締官が決定すると

いうことになる予定でございます。

○山田俊昭君 同法に基づく釈放と日本の刑事訴

讼法八十八条以下の保釈との相違についてはど

こにあるんですか。

○政府委員(森野裕君) 担保金制度は、先ほど申

しましたとおり、海洋汚染事犯が起きました場合

に、主務大臣に担保金等が提供されることを条件

としまして、逮捕が行われました被疑者あるいは

は、その担保金は国庫に帰属されるということにな

らないわけでございまして、この罰金とのバランス

を十分考慮しながら担保金の額を設定していくと

いうことで進めていきたいと思っております。

○山田俊昭君 隣の先生と重複する

部分があるのでこの程度にします。

もちろん、出頭に応じなかつた場合には

その船舶を速やかに釈放するといういわば一種の行政上の手続でございます。それに対しまして、ただいま先生お話しの刑事訴訟法八十八条以下の保釈制度と申しますのは、司法制度におきまして、検察官によって起訴された被告人が勾留された場合に、裁判所の判断によって保釈される制度であるということは御存じのとおりでござります。

したがって、端的に申しますと、担保金の場合には被疑者段階で措置が行われるのに対しまして、保釈制度の場合は被告人段階で措置されるということが一つ。それからもう一つは、担保金の方はいわゆる主務大臣によります行政手続である方に対する対しまして、片一方の方は裁判所によります司法手続であるというのが大きな違いでございます。

○山田俊昭君 次に、海上保安庁法の一部改正についてお尋ねするんですが、この改正によって機能動要件が明確化されて、かつ海上犯罪の摘要の主体であるところの海上保安官制度についてお尋ねをいたします。

海上保安官の機能といいますか、逮捕とか捜査とか、それから差し押さえだとか押収という機能行使、保安官が持つところのそういう機能、権能を裁判所がどの程度コントロールしているのか、関与しているのか、具体的に説明をしていただきたいんです。海の上というのは国民の監視が非常に行き届かない、いわゆる職權の乱用をチェックするということが極めて難しいんですね。そういう意味合いからもその点を御説明いただきたい。

○政府委員(妻野裕君) 海上保安官が海上におきまして犯罪を摘発する場合でございましても、当然のことではありますけれども、手続的には刑事訴訟法の規定に従って職務を行わなければならぬということになるわけでございます。例えば、逮捕状あるいは捜索差押許可状の発行を受けるといつたような一連の手続につきましては、これは陸上と全く同じで、刑事訴訟法の規定に基づいて行われるということになるわけでございます。

上保安官については何よりも国際協力が求められます。そのためには、その海上保安官については警察におけるICPOのようないわゆる主務大臣によります行政手続である方に対する対しまして、片一方の方は裁判所によります司法手続であるのが大きな違いでございます。

○政府委員(妻野裕君) 先生お話しのとおり、薬物ですかあるいは銃器といった密輸事犯につきましては、その取り締まりの際に国際協力ということが必要不可欠でございます。

したがいまして、まず一つは、私どもとしては

従来から中国あるいは韓国、ロシアといった近隣諸国の取り締まり機関と緊密な連絡を保ちまして情報交換を行っております。

それから、ただいま先生お尋ねのICPO、国際刑事警察機構との関係でございますが、これは日本の窓口は警察庁ということになっておるわけ

でございますけれども、私どもは警察庁を通じましてこのICPOの方と連絡を密にとっております

。さらには、ICPOの向こう側と申します

か、各外国の取り締まり機関との間の協力あるい

は情報交換というものを行っておるという点で、これは警察の方と実質的には何ら変わりのない制

度になっております。

○山田俊昭君 終わります。

○中尾則幸君 最後の質問でございます。中尾でござります。

午前中からいろいろ熱心な質疑を伺っておりま

して、いささか重複をお許しいただいて、私は二

百海里海域の海洋環境保全に絞ってお伺いしたい

と思っております。持ち時間二十分でございます

ので前説は省略まして、海洋汚染の実態について

まずお尋ね申し上げます。

減少傾向にありました海洋汚染の件数、これは海上保安庁の調査でございますけれども、昨年、日本海周辺で八百十一件、一〇・八%ふえたなどございました。五年ぶりに増加したというふうになつておりますけれども、このふえた理由をまずお示しくだ

さい。

○政府委員(妻野裕君) 私どもの統計によりますと、今お話しのございましたとおり、平成七年におきまして総計八百十一件の汚染を確認いたしておりますが、その内訳を見ますと、油が四百九十七件、油以外が二百六十九件ということで、油が非常に多くなっているというのがまずその特徴であろうかと思っております。

その理由でございますが、私どもの分析によりますと、特に小型船舶によりますビルジ、ビルジと申しますのは船の底にたまりました油の混合物でございます。このビルジを故意に排出する件数が特に東京湾を中心にしてかなりふえておる、これが全体の汚染件数を押し上げているのじゃないかというふうに考えております。

○中尾則幸君 今、御説明がございましたけれども、海洋汚染の主な理由、原因は油によるものだということがござりますけれども、油以外のものも大変ふえている。例えば、廃棄物、有害液体廃棄物、それから工場排水等々ござります。

昭和四十年代の後半、これは四十八年の資料でございますが、現在約一倍近くにふえておる。特にダイオキシンそれから有機すず系物質。これは、本当はきょう時間があれば御質問したかったんですけど、船底に有機すす系物質を塗料として使っている。これは我が国ではもう使っておりませんけれども、そんな問題がござります。特に、化学物質とそれから海への汚染、これがなかなか解明できないという現状を承知しております。

これは環境庁の分野であろうと思いますけれども、こうした化学物質の分析、あるいは今後どういうふうに対応していくのか、取り組み等をお伺いしたいと思います。

○説明員(吉田健久君) 今、御指摘のございました海洋汚染に関する各種の調査でございますけれども、もちろん環境庁におきましても海洋汚染の状況を把握するために各種の調査を進めてまいりたいかように考えております。

○中尾則幸君 この中環審の化学物質専門委員会

合域、それぞれ調査の手法も異なっております。

このうち沿岸域につきましては、御承知のとおり、水質汚濁防止法に基づきまして地方公共団体による水質の常時監視が行われております。その結果では、私どもの見るところ、海洋汚染の最大の問題といいますのは、有機性汚濁の指標であるCOD、化学的酸素要求量が非常に高い海域がまだ残っている。これについては、水質汚濁防止法に基づく個別の排出規制に加えて、特に水質改善を必要とする海域につきましては総量規制等を導入してまいりてきているところでございます。

また一方、環境庁は、海洋汚染の長期的な変動傾向を把握するとともに、MARPOL条約あるいはロンドン条約を受けて海洋汚染防止法等に基づき実施しております船舶からの有害液体物質の排出規制、あるいは廃棄物の海洋投入処分の規制の効果を把握するため、こうしたことの目的として、沖合海域を含む我が国周辺海域において昭和五十年度以降、毎年度、日本近海海洋汚染実態調査を実施しております。

この調査は、廃棄物の排出海域あるいは主要な船舶の航路筋を考慮いたしまして設定した測定線上の調査点において、海水や底質の汚染状況、あるいはプランクトン中の有害物質等の量を調査しております。

その結果によりますと、我が国周辺海域においては、これまでのところ、海水中の汚染物質の濃度等に顕著な変化は認められておりませんけれども、人為活動による海洋環境への影響をより的確に検知し、これを未然に防止するための適切な対策を講じ得るように、今後とも一層海洋環境に係るモニタリング手法等の向上に努めてまいりたいかように考えております。

○中尾則幸君 この中環審の化学物質専門委員会でトリプチルすず化合物、こうした問題についてはさらに監視をしていく必要があるということございますので、取り組みをしっかりとやっていた

だときたいと思います。

次は、陸上廃棄物の海洋投棄問題についてお尋

ねします。

陸上廃棄物の海洋投棄問題、これは今世界的な問題となつております。今御説明もありましたけれども、ロンドン条約の附属書改正によって、本年度、ことし一月一日から産業廃棄物の海洋投棄が原則禁止となりました。それから、UNE

P、国連環境計画主催の陸上活動からの海洋環境保護に関する政府間会合において、世界行動計画の策定とワシントン宣言が採択されました。

さて、我が国では、これは厚生省に一問伺いたしましたが、平成六年統計で、海域に排出された産業廃棄物の量は約四百八十万トン、これは少しずつ増加している傾向にあると承知しております。また、平成五年四月現在、産廃の最終処分場の残余容量は全国で一億立米、残余年数、これは許容年数というふうに読みかえていいと思いますが、二、三年はもつだらうということだと思います。ところが、首都圏は〇・六年、ほぼ満杯状態にある。陸がだめなら海があるという発想法がありまして、これは不届き者が建築廃材やし尿などを垂れ流しているわけございます。

だから、産廃の問題を解決しない限り、一つは海洋汚染の問題は解決できないだらうという、これは当然のことだらうと思いませんけれども、厚生省、これはことし三月に生活環境審議会産廃専門委員会というのをスタートさせたように聞いております。何が検討されて、どういう対策を講じようとしているのか、簡単にお答え願います。

○説明員(木下正明君) 御説明いたします。
産業廃棄物の海洋投入処分につきましては、廃棄物処理法では、当該産業廃棄物の陸上処理が困難な場合に限り行うこととされております。さらにお話もありましたが、ロンドン条約の附属書の改正に伴いまして、産業廃棄物の海洋投入処分についての規制が強化されたところあります。厚生省としても最終処分場の確保等、陸上処理体制の整備に努めているところでございます。しかしながら、御指摘のとおり、産業廃棄物の最終

処分場の残余年数は、全国で約一・三年、首都圏

で約一・六年と非常に逼迫した状況にあります。

こうした最終処分場の確保は産業廃棄物の適正処理を図る上で重要な課題となっております。

このため、厚生省では、最終処分場の確保を含めた産業廃棄物の総合的な対策について検討するため、本年二月に生活環境審議会産業廃棄物処理部会の中に産業廃棄物専門委員会を設置いたしましたところでございます。専門委員会では、産業廃棄物の関係者から幅広く御意見を拝聴しながら検討を進めることとしておりまして、これまで五回の専門委員会を開催し、都道府県の廃棄物行政担当者、市町村長、産業界及び市民活動家等の御意見を伺いながら積極的に検討を進めていただいているところでございます。

○中尾則幸君 産廃のこの問題、海洋汚染とも密接なつながりがありますので、しっかりと各省庁とも連携してやっていただきたいと思います。続いて外務省に伺います。

先ほどもちょっと触れましたけれども、UNE P主催の陸上活動が原因となる海洋汚染防止に関する政府間会合、これはワシントンで百三カ国が参加して開かれました。昨年十一月に閉幕したわけでございます。

海洋汚染源の七〇%を占めているとされている陸上活動、産廃も含めて陸上活動の海洋汚染防止に関する国際的な取り決めはこれが初めてだとうとしているのか、簡単にお答え願います。

○説明員(木下正明君) 御説明いたします。

変深刻であるというふうに聞いております。

今回の行動計画でもこれらを規制する法的拘束力のある条約または協定を二、三年以内と書いてあります。先ほどもロンドン条約あるいはMARPOL条約等々でいろいろ規制がございます。

そこで外務大臣にちょっと伺いたいのですが、

各國は二、三年以内に国内での行動計画を策定す

るよう求められておるわけですが、海洋問題としての役割を果たすためにもここでリーダーシップを發揮すべきじゃないかと思うわけでございます。各途上国においては、いまだに例えばP.O.P.sにおいてもなかなか規制が進まない、農業等に使っているとかございまして、ここは日本がリードーシップをとってやるべきじゃないかと思つておりますけれども、外務大臣の所見を伺います。

○國務大臣(池田行彦君) 委員御指摘のとおり、環境問題、とりわけ陸上活動に起因する海洋汚染の防止が極めて重要な問題である、課題であると認識しております。

そういった観点から、お話をございましたUNEPで昨年採択されました陸上起因海洋汚染の防止に関する世界行動計画の策定にも我が国は積極的に参画してきた次第でございます。そして、この行動計画自体には非常に多様な原因が入っておりまして、まずそれぞれの政府あるいは地域レベルで個々に取り組むべき課題という事柄が多いんだと思います。

したがいまして、行動計画全体を例えれば条約するというのはちょっと難しかと思ひますけれども、今、委員の御指摘ございましたPOPsにもつきましては、これは行動計画自体におきまして、国際的に法的な拘束力のある手段を確立すべきじゃないかと、こういうことが言われておるわけございますので、今後のこの検討作業が本格化されるわけでござりますけれども、我が国としてもその作業に積極的に参加してまいりたい、こう考えております。

そこで、従来の通報制度と比較して果たして効果はあるのか、あるいは監視体制が二百海里に及んで十分行き渡るのかという点をお尋ねいたします。

○政府委員(秦野裕君) まず第一点の効果でございますけれども、これは今まで御案内のとおり、旗國の方にそういう事象があつた場合には、これを通報を行つて旗國の方に任せるというのが原則でございます。

したがつて、内容についてまで私どもが詳細を把握することはしておりませんけれども、少なくとも、今回排他的経済水域まで対象水域が拡大されまして、ここに私どもの管轄権が及ぶと
いうことで私どもが直接に監視、取り締まりを行つて、そういうことが可能になるわけでありますので、そういう意味で私どもは一定の効果があるん

です。

○中尾則幸君 続いて、外国船舶の海洋汚染問題と我が国の対応について伺います。

海洋環境の保全、今回の海洋法条約の主要事項

の一つでもございます。この条約は、海洋汚染犯を引き起こした外国船舶に、先ほども質疑がございましたけれども、担保金を提供することを条

件に速やかに釈放する制度等となつております。

従来の通報制度と比較して、果たして効果、効力はあるのかということが第一点でございます。また、これまでの質疑にもございましたが、今度は

二百海里水域に及ぶわけございまして、その監視体制の問題でござりますけれども、果たして監視体制が行き届くのかどうか大変心配でございます。

それで、一つ資料をちょっと調べてみますと、これまで我が国領内で発生した外国船舶による海洋汚染事犯について、我が国の法令を適用して刑事犯を追及した、この例は平成六年、外国船舶に係る海洋汚染事犯として三十五件を送致したというふうになつておりますが、私が今お尋ねの二点、従来の通報制度と比較して果たして効果はあるのか、あるいは監視体制が二百海里に及んで十分行き渡るのかという点をお尋ねいたします。

○政府委員(秦野裕君) まず第一点の効果でございますけれども、これは今まで御案内のとおり、旗國の方にそういう事象があつた場合には、これを通報を行つて旗國の方に任せるというのが原則でございます。

したがつて、内容についてまで私どもが詳細を把握することはおりませんけれども、少なくとも、今回排他的経済水域まで対象水域が拡大されまして、ここに私どもの管轄権が及ぶと
いうことで私どもが直接に監視、取り締まりを行つて、そういうことが可能になるわけでありますので、そういう意味で私どもは一定の効果があるん

です。

そこで、取り締まりの体制でございますけれども、従来から二百海里の漁業水域の設定以来、いわゆる広域哨戒体制というものを私ども使っておりまして、順次、巡視船あるいはその巡視船に搭載しましたヘリコプターあるいは航空機等を使い

まして哨戒を行つておるわけであります。

先ほど来御議論がござりますように、今回の海

洋法条約への加盟に伴いましてかなり海域が拡大

するということもございますので、それに対応い

たしました巡視船艇、航空機の整備というものを計画的に進めていくことがもちろん必要だ

と思っております。

また、それとあわせまして監視用の資機材の強化ということを今進めております。例えば、赤外

線監視装置というようなものを各船艇、航空機に配備中でございまして、夜間でも監視が可能になれるような能力アップを図つております。

また、巡視船の整備に当たりまして、巡視船それ自体の高速化あるいは高性能化ということでも、例えば荒天下でも監視ができる。あるいはもつとスピードを出して搜索範囲を広げることができるように性能アップの方もあわせて図つていくということで現在整備を進めておる段階でございます。

○中尾則幸君 先ほどからも御指摘ございましたけれども、今年度予算で大型巡視船を二隻新規に導入すると。それで、私のこの資料が間違つているのかどうかわかりませんけれども、速力ですが十八ノット。いろいろ聞きましたら二十五ノットぐらい出るんではないかということは言われていますけれども、この速力アップ。韓国、中国のほとんどの漁船が悪いというふうに決めつけるのはいかがなものかと思ひますけれども、三十ノット以上だというような実態の中では、これはどうなんですか、いただいた資料が間違いなのか。どのぐらいいなんですか。

○政府委員(秦野裕君) ちょっと資料がどれだかはつきりいたしませんけれども、大型の巡視船でございましたら通常大体二十五ノット程度はもちらん出すことができます。

それから、巡視艇の方では、漁業の取り締まりなどに当たっております。最近非常に高速化をしておりまして三十ノット以上、三十五ノット程度を出すことができます。そういう意味で、

船艇の整備に合わせましてその能力アップを図つておるというのが現状でございます。

○中尾則幸君 あと一分しかありません。

私も素人で不思議に思つうんですけども、大型

巡視船を購入した、そしてこの二百海里の排他的

経済水域を設定されると当然三十ノットぐらいは出るだろうと思ってはいたんですが、詳しくは伺

べらり出たというふうなことで、それはちょっと

定かでございませんけれども。

最後の質問は運輸大臣にいたします。

これは先ほどからも指摘がございましたけれども、いろいろ海上保安庁は業務がふえます。国際

化の中で麻薬あるいは不法操業あるいは海難救助等々が非常に広がつていて。この中で、現有の体制で果たして大丈夫なんだろうか。それはヘリコ

プターを使つたり、赤外線を使つたり、いろいろ努力はすると言つても、なかなか心もとない

じゃないかということを私自身も感ずるわけございます。

これについて、新しい二百海里時代を迎えて、

巡視ペトロール体制の強化というのには必要だと思

いますけれども、それに一言お話を伺いま

して、私の質問を終わります。

○國務大臣(鷹井善之君) 御指摘いただきました

とおり、大変広範囲な、また質の高いいろいろの

いますけれども、それについて一言お話を伺いま

す。午後四時五十六分散会

○委員長(寺澤芳男君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

ただいま議題となつております九案件の審査の

ため、明六月五日の委員会に上智大学教授山本草

二君、社団法人日本水産会長佐野宏哉君、東

京水産大学教授小野征一郎君を参考人として出席

を求める意見を聽取ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(寺澤芳男君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。